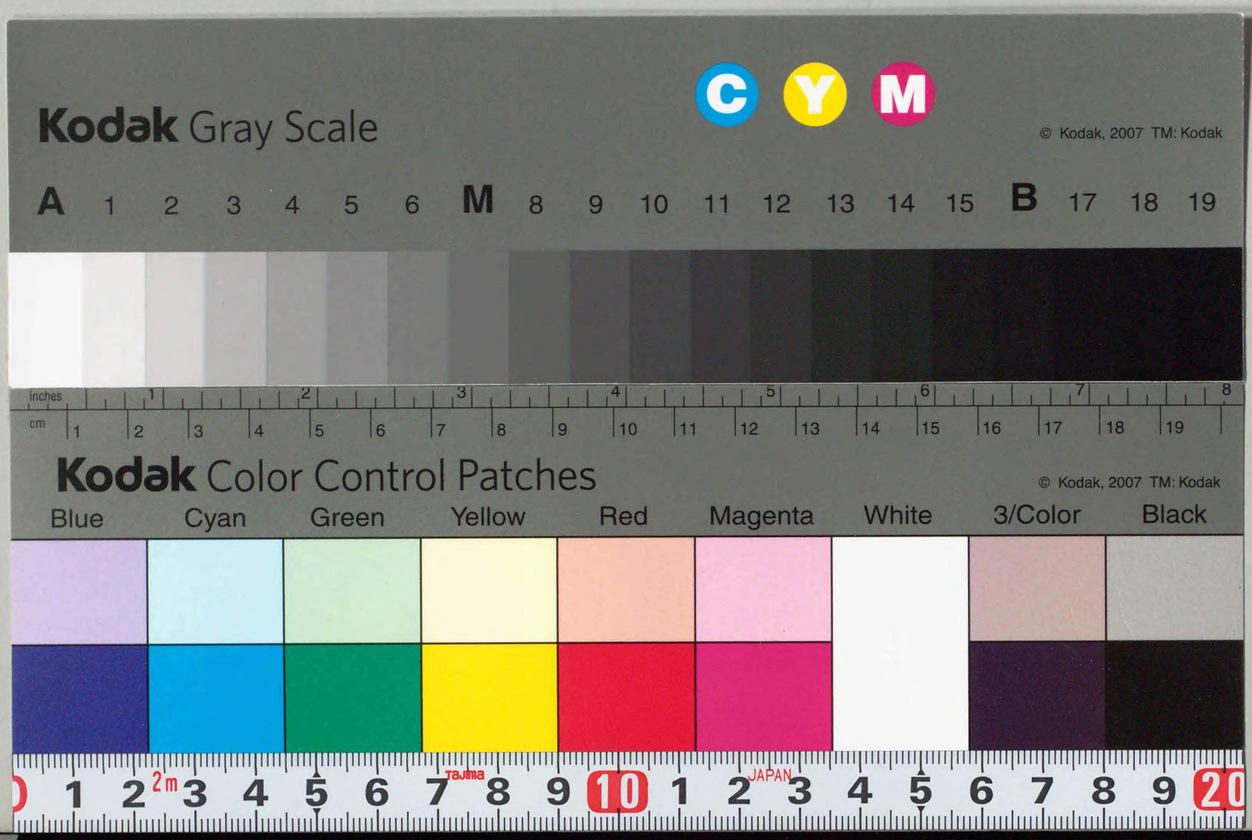

CZ-2711-12
1200404134397

CZ
2711
12

昭和二七年十月
刑事第六八號

最高裁判所裁判集

最高裁判所

最高裁判所裁判集（刑事第六八号）目次

事件名	結果	法廷	事件番号	裁判年月日	登載別	頁数
関税法違反、臨時物資需給調整法違反	棄却	一小	昭和二六年(あ)五〇六	昭和二七年一〇月二日		一
食糧管理法違反	棄却	一小	昭和二六年(あ)五四八	一〇月二日		
盗	棄却	一小	昭和二六年(あ)三〇二一	一〇月二日		
喝未遂	棄却	一小	昭和二六年(あ)三七六八	一〇月二日	○	
故買物	棄却	一小	昭和二六年(あ)三九七六	一〇月二日		一
賍物牙保、同故買、食糧管理法違反	棄却	一小	昭和二六年(あ)四〇二四	一〇月二日		
麻薬取締法違反	棄却	一小	昭和二六年(あ)四三二八	一〇月二日		
盗	棄却	一小	昭和二六年(あ)四五二八	一〇月二日	○	
喝、暴行	棄却	一小	昭和二六年(あ)四五六一	一〇月二日	○	
地代家賃統制令違反	棄却	一小	昭和二六年(あ)四五七一	一〇月二日		五
賍	棄却	一小	昭和二六年(あ)四六四八	一〇月二日		
食糧管理法違反	棄却	一小	昭和二六年(あ)四七八三	一〇月二日		九
詐欺	棄却	一小	昭和二六年(あ)五〇六八	一〇月二日		
窃盗	棄却	一小	昭和二六年(あ)五一二四	一〇月二日		

國會圖書館 50.4.17 圖書館藏書

1018499

一〇月二日	昭和二六年(あ)五三〇一	賍	故買	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)　三〇	詐	欺	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)　五三	恐	喝、横領	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)一〇四	麻	薬取締法違反	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)一四四	詐	欺	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)一五七	常	習賭博	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)二二五	業	務上横領	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)二六一	窃	盗	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)二六四	食糧	管理法違反、酒税法違反	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)三四四	賍	物故買	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)三六九	窃	盗	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)四二二	傷	害	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)四七八	食	糧管理法違反	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)五〇〇	窃	盗	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)五三九	恐喝、賭博、横領、食糧管理法違反、有印私文書偽造、同行使、詐欺		棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)六五三	麻	薬取締法違反	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)七三〇	薬	事法違反	棄却	一小

一〇月二日	昭和二七年(あ)七六七	横	領	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)七九一	窃	盗	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)七九七	酒	税法違反、煙草専売法違反	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)八五二	窃	盗	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)九〇六	窃	盗、同未遂	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)九〇九	窃	盗	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)一〇一三	恐	喝、傷害	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)一〇一六	賭	場開帳図利	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)一〇一九	賍	物故買	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)一〇三三	窃	盗	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)一〇四四	麻	薬取締法違反	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)一一一二	酒	税法違反	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)一一二九	恐	喝	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)一二六五	詐	欺、横領	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)一三〇二	窃	盗	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)一三一七	詐	欺	棄却	一小
一〇月二日	昭和二七年(あ)一三四一	煙	草専売法違反	棄却	一小

一〇月二日	昭和二七年(あ)一三八四	窃盗、恐喝	棄却	一小			
一〇月二日	昭和二七年(あ)一三八七	森林法違反、私文書偽造、同行使、詐欺	棄却	一小			
一〇月二日	昭和二七年(あ)一四六一	窃盗	棄却	一小			
一〇月二日	昭和二七年(あ)一四七二	窃盗	棄却	一小			
一〇月二日	昭和二七年(あ)一五六四	賍物故買	棄却	一小			
一〇月二日	昭和二七年(あ)一六五四	窃盗、賍物故買	棄却	一小			
一〇月二日	昭和二七年(あ)一八〇九	窃盗、昭和二四年政令第三八九号、昭和二五年政令第三三四号並びに火薬類取締法違反	棄却	一小	一七		
一〇月二日	昭和二七年(あ)二〇五一	強盗殺人	棄却	一小			
一〇月二日	昭和二七年(あ)二五九五	有印公文書偽造、食品衛生法違反	棄却	一小			
一〇月二日	昭和二七年(あ)二八一七	物価統制令違反	棄却	一小			
一〇月三日	昭和二四年(れ)一九八二	入場税法違反	棄却	二小	二一		
一〇月三日	昭和二六年(れ)一二〇九	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、脅迫、不法監禁	棄却	二小	二九		
一〇月三日	昭和二六年(れ)一二三八八	食糧管理法違反、物価統制令違反	棄却	二小			
一〇月三日	昭和二七年(れ)七四	詐欺	棄却	二小			
一〇月三日	昭和二七年(れ)七七	収賄、贈賄	棄却	二小			
一〇月三日	昭和二五年(あ)一一四八	食糧管理法違反	棄却	二小			

一〇月三日	昭和二五年(あ)一一五八	窃盗	棄却	二小			
一〇月三日	昭和二五年(あ)一八四〇	物価統制令違反	棄却	二小			
一〇月三日	昭和二五年(あ)一八五九	業務上横領	棄却	二小	三九		
一〇月三日	昭和二七年(あ)二一二八	公職選挙法違反	棄却	二小			
一〇月三日	昭和二七年(あ)三七〇七	強盗、銃砲刀剣類等所持取締令違反、薬事法違反	棄却	二小			
一〇月七日	昭和二六年(れ)二四七一	物価統制令違反、業務上横領、詐欺	一部破棄免訴破棄自判	三小	四三		
一〇月七日	昭和二七年(れ)六九	麻薬取締規則違反	棄却	三小			
一〇月七日	昭和二五年(あ)二六四三	食糧管理法違反	破棄自判	三小	五九		
一〇月七日	昭和二六年(あ)二八一〇	収賄	棄却	三小	六三		
一〇月七日	昭和二六年(あ)二八七	食糧管理法違反	棄却	三小	六七		
一〇月七日	昭和二六年(あ)四二〇	賍物運搬	棄却	三小			
一〇月七日	昭和二六年(あ)四六二	傷害、名誉毀損	棄却	三小			
一〇月七日	昭和二六年(あ)六七二	食糧管理法違反	棄却	三小			
一〇月七日	昭和二六年(あ)九八七	業務上横領、領	棄却	三小			
一〇月七日	昭和二六年(あ)一〇四六	食糧管理法違反、物価統制令違反	棄却	三小			
一〇月七日	昭和二六年(あ)一一二〇	傷害、暴行、公務執行妨害、器物毀損	棄却	三小			

○	一〇月七日	昭和二六年(あ)一二四八	窃盗	棄却	三小	七七		
○	一〇月七日	昭和二六年(あ)一二六二	麻薬取締法違反	棄却	三小	八一		
○	一〇月七日	昭和二七年(あ)一六九六	強盗殺人、同未遂、放火、住居侵入	棄却	三小	八七		
○	一〇月七日	昭和二七年(あ)二五六七	詐欺	棄却	三小	九九		
○	一〇月七日	昭和二七年(あ)二六〇〇	強盗殺人	棄却	三小			
	一〇月七日	昭和二七年(あ)二九八九	窃盗、同未遂	棄却	三小			
○	一〇月七日	昭和二七年(あ)三〇一三	窃盗	棄却	三小	一一一		
	一〇月八日	昭和二七年(あ)三八一六	窃盗、詐欺	棄却	二小			
	一〇月八日	昭和二七年(あ)三八九二	窃盗	棄却	二小			
	一〇月八日	昭和二七年(あ)三九四九	窃盗	棄却	二小			
	一〇月九日	昭和二七年(れ)一〇五	賍物寄蔵、同故買	棄却	一小			
	一〇月九日	昭和二七年(れ)一一九	賍物収受	棄却	一小			
○	一〇月九日	昭和二七年(れ)一三〇	詐欺、詐欺幇助	棄却	一小	一一五		
	一〇月九日	昭和二七年(れ)一五一	恐喝	棄却	一小			
○	一〇月九日	昭和二七年(あ)三八八	賍物故買	棄却	一小	一二七		
	一〇月九日	昭和二七年(あ)一五一七	臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小			
			食糧管理法違反	棄却	一小			

○	一〇月九日	昭和二七年(あ)一五九四	窃盗	棄却	一小			
	一〇月九日	昭和二七年(あ)一六〇〇	賭場開帳図利	棄却	一小			
	一〇月九日	昭和二七年(あ)一六六五	賍物故買	棄却	一小			
○	一〇月九日	昭和二七年(あ)一七〇〇	詐欺、放火	棄却	一小	一三三		
	一〇月九日	昭和二七年(あ)一七一三	酒税法違反	棄却	一小			
	一〇月九日	昭和二七年(あ)一七四七	窃盗	棄却	一小			
	一〇月九日	昭和二七年(あ)一八三二	職業安定法違反	棄却	一小			
○	一〇月九日	昭和二七年(あ)一八〇一	窃盗	棄却	一小	一三九		
	一〇月九日	昭和二七年(あ)一八七一	賍物故買	棄却	一小			
	一〇月九日	昭和二七年(あ)一九〇二	傷害、麻薬取締規則違反、国民医療法違反	棄却	一小			
	一〇月九日	昭和二七年(あ)一九三〇	住居侵入、強盗傷人	棄却	一小			
	一〇月九日	昭和二七年(あ)一九六七	窃盗、詐欺、賍物故買	棄却	一小			
	一〇月九日	昭和二七年(あ)一九七〇	横領	棄却	一小			
	一〇月九日	昭和二七年(あ)一九八四	窃盗、詐欺	棄却	一小			
	一〇月九日	昭和二七年(あ)二〇〇〇	公務執行妨害	棄却	一小			
	一〇月九日	昭和二七年(あ)二〇二五	業務上横領	棄却	一小			
	一〇月九日	昭和二七年(あ)二〇二八	窃盗	棄却	一小			

賍物故買	業務上横領	昭和二七年(あ)二〇三八	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日
業務上過失傷害	業務上横領	昭和二七年(あ)二〇四九	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日
詐欺	詐欺	昭和二七年(あ)二〇七〇	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日
窃盗	窃盗	昭和二七年(あ)二〇七八	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日
業務上横領	業務上横領	昭和二七年(あ)二〇八一	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日
関税法違反	関税法違反	昭和二七年(あ)二〇九五	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日
窃盗	窃盗	昭和二七年(あ)二一〇七	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日
賍物故買	賍物故買	昭和二七年(あ)二一二四	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日
窃盗	窃盗	昭和二七年(あ)二一三六	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日
業務上過失傷害	業務上過失傷害	昭和二七年(あ)二一四八	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日
業務上横領	業務上横領	昭和二七年(あ)二一五三	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日
詐欺	詐欺	昭和二七年(あ)二一六	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日
詐欺	詐欺	昭和二七年(あ)二三九	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日
詐欺	詐欺	昭和二七年(あ)二四六	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日
詐欺	詐欺	昭和二七年(あ)二五三	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日
窃盗	窃盗	昭和二七年(あ)二六七	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日
賍物故買	賍物故買	昭和二七年(あ)二七四	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日
詐欺	詐欺	昭和二七年(あ)二三一六	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日
詐欺	詐欺	昭和二七年(あ)二三四	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日
賍物運搬	賍物運搬	昭和二七年(あ)二四四七	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日

窃盗	公務執行妨害	昭和二七年(あ)二五四五	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日
詐欺	公文書偽造、同行使、詐欺	昭和二七年(あ)二五七五	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日
窃盗	窃盗	昭和二七年(あ)二六六七	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日
窃盗	窃盗	昭和二七年(あ)二八二〇	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日
窃盗	公務執行妨害	昭和二七年(あ)二九七八	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日	一〇月九日
窃盗	横領、金銀又は白金の取引等取締に関する件違反、臨時貴金属数量等報告令違反	昭和二七年(れ)一八九八	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日
窃盗	経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反、物価統制令違反	昭和二六年(れ)一九八〇	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日
窃盗	傷害致死	昭和二七年(れ)六〇	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日
窃盗	窃盗	昭和二七年(れ)一四七	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日
窃盗	物価統制令違反、食糧管理法違反	昭和二五年(あ)一一四五	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日
窃盗	食糧管理法違反	昭和二五年(あ)一八〇九	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日
窃盗	貿易等臨時措置令違反、関税法違反、臨時物資需給調整法違反、	昭和二六年(あ)一六一	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日
窃盗	昭和二一年勅令第三一一号違反、同幇助、関税法違反	昭和二六年(あ)六六五	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日
窃盗	物価統制令違反、詐欺、業務上横領	昭和二六年(あ)九二〇	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日
窃盗	昭和二一年勅令第三一一号違反、外国人登録令違反	昭和二六年(あ)二七一五	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日	一〇月一〇日

窃盗	窃盗	一小	一四三	破棄却	一小	二小	破棄自判	二〇九
詐欺	詐欺	一小	一九一	破棄却	一小	二小	破棄免訴	二〇五
詐欺	詐欺	一小	一九九	破棄却	一小	二小	破棄自判	二〇九
詐欺	詐欺	一小	一八七	破棄却	一小	二小	破棄差戻	二〇九
窃盗	窃盗	一小	一六七	破棄却	一小	二小	破棄自判	二〇九
賍物故買	賍物故買	一小	一五三	破棄却	一小	二小	破棄免訴	二〇九
窃盗	窃盗	一小	一四三	破棄却	一小	二小	破棄自判	二〇九
詐欺	詐欺	一小	一九一	破棄却	一小	二小	破棄免訴	二〇五
詐欺	詐欺	一小	一九九	破棄却	一小	二小	破棄自判	二〇九
詐欺	詐欺	一小	一八七	破棄差戻	一小	二小	破棄自判

一〇	一〇月一〇日	昭和二六年(あ)四〇九七	貿易等臨時措置令違反、同幇助、昭和二一年勅令第三一一号違反、船舶法違反	一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)一三五二	窃盗	一一
一〇	一〇月一〇日	昭和二六年(あ)四一六六	業務上横領、物価統制令違反	一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)一五五六	窃盗未遂	
一〇	一〇月一〇日	昭和二六年(あ)四五〇七	法人税法違反、営業税法違反、物品税法違反	一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)一六八五	傷害	
一〇	一〇月一〇日	昭和二六年(あ)四六六五	経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反、物価統制令違反	一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)二七三二	酒税法違反	
一〇	一〇月一〇日	昭和二七年(あ)一四〇九	窃盗	一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)二七六三	恐喝、傷害	
一〇	一〇月一〇日	昭和二七年(あ)三六〇六	賍物故買	一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)三二五一	物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	
一〇	一〇月一〇日	昭和二七年(み)　二六	関税法及貿易等臨時措置令違反、同幇助、昭和二一年勅令第三一一号違反被告事件についての判決訂正の申立	一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)四二五一	詐欺、横領	
一〇	一〇月一四日	昭和二七年(れ)　一〇一	詐欺、恐喝、同未遂	一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)四二六三	酒税法違反	
一〇	一〇月一四日	昭和二五年(あ)二九七五	物価統制令違反、食糧管理法違反、臨時物資需給調整法違反	一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)二三〇六	詐欺	
一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)　二四八	関税法違反、昭和二一年勅令第三一一号違反幇助	一〇	一〇月一四日	昭和二七年(あ)三二一五	業務上横領	
一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)　五二五	窃盗	一〇	一〇月一四日	昭和二七年(し)　七四	業務上横領被告事件についての異議申立棄却決定に対する特別抗告の申立	
一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)　八九一	収賄	一〇	一〇月一四日	昭和二五年(あ)二三五五	詐欺、同未遂	
一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)　九二九	窃盗未遂	一〇	一〇月一六日	昭和二六年(あ)　七五三	食糧管理法違反	
一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)一〇三一	銃砲等所持禁止令違反	一〇	一〇月一六日	昭和二六年(あ)一六四〇	私文書偽造、同行使、詐欺、業務上横領	
一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)一一三二	窃盗、同未遂	一〇	一〇月一六日	昭和二六年(あ)一六七四	詐欺	
				一〇	一〇月一六日	昭和二六年(あ)一六八三	物価統制令違反	
				一〇	一〇月一六日	昭和二六年(あ)一九七四	殺人、銃砲等所持禁止令違反	

一〇	一〇月一〇日	昭和二六年(あ)四〇九七	貿易等臨時措置令違反、同幇助、昭和二一年勅令第三一一号違反、船舶法違反	一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)一三五二	窃盗	一一
一〇	一〇月一〇日	昭和二六年(あ)四一六六	業務上横領、物価統制令違反	一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)一五五六	窃盗未遂	
一〇	一〇月一〇日	昭和二六年(あ)四五〇七	法人税法違反、営業税法違反、物品税法違反	一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)一六八五	傷害	
一〇	一〇月一〇日	昭和二六年(あ)四六六五	経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反、物価統制令違反	一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)二七三二	酒税法違反	
一〇	一〇月一〇日	昭和二七年(あ)一四〇九	窃盗	一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)二七六三	恐喝、傷害	
一〇	一〇月一〇日	昭和二七年(あ)三六〇六	賍物故買	一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)三二五一	物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	
一〇	一〇月一〇日	昭和二七年(み)　二六	関税法及貿易等臨時措置令違反、同幇助、昭和二一年勅令第三一一号違反被告事件についての判決訂正の申立	一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)四二五一	詐欺、横領	
一〇	一〇月一四日	昭和二七年(れ)　一〇一	詐欺、恐喝、同未遂	一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)四二六三	酒税法違反	
一〇	一〇月一四日	昭和二五年(あ)二九七五	物価統制令違反、食糧管理法違反、臨時物資需給調整法違反	一〇	一〇月一四日	昭和二七年(あ)二三〇六	詐欺	
一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)　二四八	関税法違反、昭和二一年勅令第三一一号違反幇助	一〇	一〇月一四日	昭和二七年(あ)三二一五	業務上横領	
一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)　五二五	窃盗	一〇	一〇月一四日	昭和二七年(し)　七四	業務上横領被告事件についての異議申立棄却決定に対する特別抗告の申立	
一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)　八九一	収賄	一〇	一〇月一六日	昭和二五年(あ)二三五五	詐欺、同未遂	
一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)　九二九	窃盗未遂	一〇	一〇月一六日	昭和二六年(あ)　七五三	食糧管理法違反	
一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)一〇三一	銃砲等所持禁止令違反	一〇	一〇月一六日	昭和二六年(あ)一六四〇	私文書偽造、同行使、詐欺、業務上横領	
一〇	一〇月一四日	昭和二六年(あ)一一三二	窃盗、同未遂	一〇	一〇月一六日	昭和二六年(あ)一六七四	詐欺	
				一〇	一〇月一六日	昭和二六年(あ)一六八三	物価統制令違反	
				一〇	一〇月一六日	昭和二六年(あ)一九七四	殺人、銃砲等所持禁止令違反	

棄却	二小	破棄自判	二三九	棄却	三小	窃盗	三〇三	一〇
破棄自判	二小	破棄免訴	二五五	破棄免訴	三小	業務上横領		
破棄免訴	二小	破棄自判	二五九	破棄自判	三小	法人税法違反、営業税法違反、物品税法違反		
破棄自判	二小	破棄免訴	二七三	破棄免訴	三小	経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反、物価統制令違反		
破棄免訴	二小	破棄自判	二七九	破棄自判	三小	窃盗		
棄却	二小	破棄免訴		破棄免訴	三小	賍物故買		
訂正	二小	関税法及貿易等臨時措置令違反、同幇助、昭和二一年勅令第三一一号違反被告事件についての判決訂正の申立	二八五	棄却	三小	関税法及貿易等臨時措置令違反、同幇助、昭和二一年勅令第三一一号違反被告事件についての判決訂正の申立		
破棄自判	三小	破棄免訴	二八九	破棄自判	三小	詐欺、恐喝、同未遂		
破棄免訴	三小	破棄自判	二九五	破棄免訴	三小	物価統制令違反、食糧管理法違反、臨時物資需給調整法違反		
棄却	三小	窃盗		破棄自判	三小	関税法違反、昭和二一年勅令第三一一号違反幇助		
破棄免訴	三小	賍物故買		破棄免訴	三小	窃盗		
棄却	三小	窃盗未遂		棄却	三小	収賄		
破棄免訴	三小	物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反		破棄免訴	三小	窃盗未遂		
破棄免訴	三小	詐欺、横領		破棄免訴	三小	銃砲等所持禁止令違反		
破棄免訴	三小	酒税法違反		破棄免訴	三小	窃盗、同未遂		
破棄免訴	三小	詐欺		破棄免訴	三小	窃盗未遂		
破棄免訴	三小	業務上横領		破棄免訴	三小	窃盗		
破棄免訴	三小	業務上横領被告事件についての異議申立棄却決定に対する特別抗告の申立		破棄免訴	三小	窃盗		
破棄免訴	三小	詐欺、同未遂		破棄免訴	三小	窃盗		
破棄免訴	三小	食糧管理法違反		破棄免訴	三小	窃盗		
破棄免訴	三小	私文書偽造、同行使、詐欺、業務上横領		破棄免訴	三小	窃盗		
破棄免訴	三小	詐欺		破棄免訴	三小	窃盗		
破棄免訴	三小	物価統制令違反		破棄免訴	三小	窃盗		
破棄免訴	三小	殺人、銃砲等所持禁止令違反		破棄免訴	三小	窃盗		

○	一〇月一六日	昭和二六年(あ)一九九六	酒税法違反	棄却	一小		三四七
	一〇月一六日	昭和二六年(あ)五〇七九	食糧管理法違反	棄却	一小		
	一〇月一六日	昭和二七年(あ)九六八	殺人	棄却	一小		
	一〇月一六日	昭和二七年(あ)一〇九〇	物価統制令違反	棄却	一小		
	一〇月一六日	昭和二七年(あ)一八五一	横領	棄却	一小		
	一〇月一六日	昭和二七年(あ)二一六七	恐喝、詐欺	棄却	一小		
○	一〇月一六日	昭和二七年(あ)二一九〇	窃盗	棄却	一小		三五一
	一〇月一六日	昭和二七年(あ)二二一八	窃盗	棄却	一小		
	一〇月一六日	昭和二七年(あ)二二二九	窃盗	棄却	一小		
	一〇月一六日	昭和二七年(あ)二二九八	酒税法違反	棄却	一小		
○	一〇月一六日	昭和二七年(あ)二三〇一	煙草専売法違反	棄却	一小		三五七
	一〇月一六日	昭和二七年(あ)二五〇五	食糧管理法違反、物価統制令違反	棄却	一小		
	一〇月一六日	昭和二七年(あ)二五五九	窃盗、食糧管理法違反、偽証教唆	棄却	一小		
	一〇月一六日	昭和二七年(あ)二五六二	横領	棄却	一小		
	一〇月一六日	昭和二七年(あ)二六一四	賍物運搬	棄却	一小		
	一〇月一六日	昭和二七年(あ)二七一四	外国人登録令違反、傷害	破棄自判	一小		
	一〇月一六日	昭和二五年(れ)六三七	公文書偽造、業務上横領、臨時物資需給調整法違反、銃砲等所持禁止	破棄免訴	二小		

○	一〇月一七日	昭和二七年(れ)六三	監専売法違反	棄却	二小		四一二
	一〇月一七日	昭和二七年(れ)一〇〇	詐欺	棄却	二小		
	一〇月一七日	昭和二七年(れ)一〇八	詐欺、窃盗	棄却	二小		
	一〇月一七日	昭和二七年(れ)一一七	窃盗、賍物故買	棄却	二小		
	一〇月一七日	昭和二七年(れ)一二〇	窃盗	棄却	二小		
○	一〇月一七日	昭和二七年(れ)一三三	窃盗	棄却	二小		四〇七
	一〇月一七日	昭和二七年(れ)一三七	業務上横領	棄却	二小		
	一〇月一七日	昭和二七年(れ)一四〇	公文書偽造、同行使、詐欺	棄却	二小		
	一〇月一七日	昭和二七年(れ)一四五	詐欺	棄却	二小		
	一〇月一七日	昭和二七年(れ)一五七	横領	棄却	二小		
	一〇月一七日	昭和二七年(れ)一六一	賍物故買	棄却	二小		
	一〇月一七日	昭和二七年(れ)一七三	県会議員選挙罰則違反	破棄免訴	二小		
	一〇月一七日	昭和二六年(あ)二六九六	詐欺	棄却	二小		
	一〇月一七日	昭和二六年(あ)二七二六	恐喝未遂	棄却	二小		
	一〇月一七日	昭和二六年(あ)三〇三〇	麻薬取締法違反	棄却	二小		
	一〇月一七日	昭和二六年(あ)四五一五	横領	破棄自判	二小		
	一〇月一七日	昭和二七年(あ)二四	詐欺、公文書偽造、食糧管理法違反	破棄免訴	二小		

○	一〇月一七日	昭和二七年(あ)	三八六	酒	税法違反	棄却	一小	四一七	
○	一〇月一七日	昭和二七年(あ)	八三四	賍	物故買	棄却	一小	四二一	
	一〇月一七日	昭和二七年(あ)	一二八〇	窃		盗	棄却	一小	
	一〇月一七日	昭和二七年(あ)	一三二三	煙	草専売法違反	棄却	一小		
	一〇月一七日	昭和二七年(あ)	一四六五	詐		欺	棄却	一小	
○	一〇月一七日	昭和二七年(あ)	一五三五	公	文書偽造、同行使、詐	欺	棄却	一小	四二七
	一〇月一七日	昭和二七年(あ)	二六六五	窃		盗	棄却	二小	
○	一〇月一七日	昭和二七年(あ)	四五九八	外	国人登録令違反		棄却	二小	四三一
	一〇月二一日	昭和二六年(れ)	二四九〇	収	賄、物価統制令違反		棄却	三小	
○	一〇月二一日	昭和二七年(れ)	一〇四	公	文書偽造、同行使、詐	欺	棄却	三小	四三五
	一〇月二一日	昭和二七年(れ)	一三二	傷	害致死、傷害		棄却	三小	
○	一〇月二一日	昭和二五年(あ)	三二二二	物	価統制令違反	破棄自判	三小	四四七	
	一〇月二一日	昭和二六年(あ)	二七	賍	物運搬	破棄免訴	却	三小	
	一〇月二一日	昭和二七年(あ)	一一二	食	糧管理法違反	棄却	三小		
	一〇月二一日	昭和二六年(あ)	三〇三	窃		盗	棄却	三小	
	一〇月二一日	昭和二六年(あ)	三二〇	窃		盗	棄却	三小	
	一〇月二一日	昭和二六年(あ)	三五三	食	糧管理法違反		棄却	三小	

	一〇月二一日	昭和二六年(あ)	三九七	食	糧管理法違反、物価統制令違反	棄却	三小		
○	一〇月二一日	昭和二六年(あ)	四〇七	食	糧管理法違反	棄却	三小		
	一〇月二一日	昭和二六年(あ)	四六五	賍	物故買	棄却	三小		
○	一〇月二一日	昭和二六年(あ)	五七七	強	盗未遂、窃盗	棄却	三小	四五三	
	一〇月二一日	昭和二六年(あ)	六九七	暴	行、住居侵入、恐喝	棄却	三小		
○	一〇月二一日	昭和二六年(あ)	七〇〇	遺	失物横領	棄却	三小		
	一〇月二一日	昭和二六年(あ)	七三九	酒	税法違反	棄却	三小	四五九	
	一〇月二一日	昭和二六年(あ)	七七九	住	居侵入、強盗、窃盗	棄却	三小		
○	一〇月二一日	昭和二六年(あ)	八七二	窃	盗、賍物運搬	棄却	三小		
	一〇月二一日	昭和二六年(あ)	一〇五八	食	糧管理法違反	破棄自判	三小	四六三	
	一〇月二一日	昭和二六年(あ)	一一六三	詐		欺	棄却	三小	
	一〇月二一日	昭和二六年(あ)	一二二九	窃		盗	棄却	三小	
○	一〇月二一日	昭和二六年(あ)	一九〇六	食	糧管理法違反	破棄自判	三小	四六九	
	一〇月二一日	昭和二六年(あ)	一九四九	物	価統制令違反	棄却	三小		
	一〇月二一日	昭和二六年(あ)	一九六二	窃		盗	棄却	三小	
	一〇月二一日	昭和二六年(あ)	二六四九	窃		盗	棄却	三小	
	一〇月二一日	昭和二六年(あ)	二八三六	窃		盗	棄却	三小	

一〇月二一日	昭和二六年(あ)三〇二五	業務上横領	棄却	三小			
一〇月二一日	昭和二六年(あ)四〇五六	窃盗、詐欺、横領	棄却	三小			
一〇月二一日	昭和二七年(あ)二一七五	窃盗、殺人、強盗殺人	棄却	三小			
一〇月二一日	昭和二七年(あ)二九四三	窃盗	棄却	三小			
一〇月二一日	昭和二七年(あ)三二三六	窃盗	棄却	三小			
一〇月二一日	昭和二七年(し)七五	刑執行猶予言渡取消決定に対する抗告事件に対する特別抗告の申立	棄却	三小			
○ 一〇月二三日	昭和二六年(あ)七三五	窃盗	棄却	一小	四七九		
一〇月二三日	昭和二六年(あ)七七一	賍物牙保	棄却	一小			
一〇月二三日	昭和二六年(あ)八〇六	食糧管理法違反、物価統制令違反	棄却	一小			
○ 一〇月二三日	昭和二六年(あ)二二一七	恐喝	棄却	一小	四八三		
一〇月二三日	昭和二六年(あ)二三四九	賍物牙保	棄却	一小			
○ 一〇月二三日	昭和二六年(あ)二三七八	銃砲等所持禁止令違反	棄却	一小	四八九		
一〇月二三日	昭和二六年(あ)二三九二	強姦	棄却	一小			
一〇月二三日	昭和二六年(あ)二七〇六	詐欺	棄却	一小			
○ 一〇月二三日	昭和二六年(あ)四一七六	食糧緊急措置令違反	棄却	一小	四九七		
○ 一〇月二三日	昭和二六年(あ)四四二五	食糧管理法違反	破棄自判	一小	五〇九		
一〇月二三日	昭和二七年(あ)五五二	傷害	棄却	一小	五二三		

一〇月二三日	昭和二七年(あ)九八二	私文書偽造、同行使、詐欺	棄却	一小			
一〇月二三日	昭和二七年(あ)一一一八	食糧管理法違反	棄却	一小			
一〇月二三日	昭和二七年(あ)二二五六	住居侵入、強盗	棄却	一小			
一〇月二三日	昭和二七年(あ)二三二六	窃盗	棄却	一小			
一〇月二三日	昭和二七年(あ)二三九三	詐欺	棄却	一小			
一〇月二三日	昭和二七年(あ)二五九二	恐喝、暴行	棄却	一小			
一〇月二三日	昭和二七年(あ)二七〇〇	窃盗	棄却	一小			
一〇月二三日	昭和二七年(あ)二八九二	煙草専売法違反	棄却	一小			
一〇月二三日	昭和二七年(あ)二九三四	窃盗	棄却	一小			
○ 一〇月二三日	昭和二七年(あ)一九六五	窃盗、賍物寄蔵、同故買	棄却	一小	五二九		
○ 一〇月二四日	昭和二七年(れ)二六	物価統制令違反、肥料取締令違反	破棄自判	二小	五三七		
○ 一〇月二四日	昭和二七年(れ)一二八	公文書変造、同行使、詐欺、物価統制令違反	破棄免訴	二小	六四三		
一〇月二四日	昭和二六年(あ)三一一七	賍物運搬、同故買	破棄自判	二小			
一〇月二四日	昭和二六年(あ)三一六五	詐欺、業務上横領	破棄免訴	二小			
一〇月二四日	昭和二六年(あ)三二二四	賭場開帳図利	破棄自判	二小			
一〇月二四日	昭和二六年(あ)三二四八	窃盗	破棄免訴	二小			
一〇月二四日	昭和二六年(あ)三三一四	窃盗	棄却	二小			

詐欺	棄却	二小		昭和二六年(あ)三三七〇	一〇月二四日	
傷害	棄却	二小		昭和二六年(あ)三三九〇	一〇月二四日	
詐欺	棄却	二小		昭和二六年(あ)三四一七	一〇月二四日	
業務上横領	棄却	二小		昭和二六年(あ)三四三一	一〇月二四日	
賍物牙保、外国人登録令違反	棄却	二小		昭和二六年(あ)三四五三	一〇月二四日	
傷害	棄却	二小		昭和二六年(あ)三五一八	一〇月二四日	
窃盗	棄却	二小		昭和二六年(あ)三七四九	一〇月二四日	
傷害	棄却	二小		昭和二六年(あ)三七八一	一〇月二四日	
食糧管理法違反	棄却	二小		昭和二六年(あ)三八〇七	一〇月二四日	
外国人登録令違反、窃盗	棄却	二小		昭和二六年(あ)三九二八	一〇月二四日	
賍物故買	棄却	二小		昭和二六年(あ)三九五六	一〇月二四日	
強盗、窃盗	棄却	二小		昭和二六年(あ)三九八三	一〇月二四日	
私文書偽造行使、詐欺、物価統制令違反	棄却	二小		昭和二六年(あ)四〇五二	一〇月二四日	
地代家賃統制令違反	破棄自判	二小	六四七	昭和二六年(あ)四二六五	一〇月二四日	○
賍物牙保	棄却	二小		昭和二六年(あ)四二八三	一〇月二四日	
賍物故買	棄却	二小	六五一	昭和二六年(あ)四二八六	一〇月二四日	○
公正証書原本不実記載、同行使、業務上横領	棄却	二小		昭和二六年(あ)四三三二	一〇月二四日	

有価証券偽造、同行使、詐欺、同未遂、窃盗	棄却	二小		昭和二六年(あ)四四〇二	一〇月二四日	
賍物寄蔵、同牙保	棄却	二小		昭和二六年(あ)四六五七	一〇月二四日	
窃盗、昭和二四年政令第三八九号違反	破棄自判	二小	六五五	昭和二六年(あ)四六八一	一〇月二四日	○
窃盗	棄却	二小		昭和二六年(あ)四七〇九	一〇月二四日	
窃盗	棄却	二小		昭和二六年(あ)四七六四	一〇月二四日	
賭博開帳、常習賭博	棄却	二小		昭和二六年(あ)四八〇六	一〇月二四日	
窃盗	棄却	二小		昭和二六年(あ)四八一二	一〇月二四日	
恐喝	棄却	二小		昭和二六年(あ)四八二〇	一〇月二四日	
物価統制令違反	棄却	二小		昭和二六年(あ)五〇〇一	一〇月二四日	
物価統制令違反	棄却	二小	六六一	昭和二六年(あ)五〇六一	一〇月二四日	○
酒税法違反	棄却	二小		昭和二六年(あ)五〇六九	一〇月二四日	
横領、昭和二二年勅令第九号違反	棄却	二小		昭和二六年(あ)五一一〇	一〇月二四日	
酒税法違反	棄却	二小		昭和二六年(あ)五一一三	一〇月二四日	
窃盗	棄却	二小		昭和二六年(あ)五一五二	一〇月二四日	
物価統制令違反、食糧管理法違反	棄却	二小		昭和二六年(あ)五二二二	一〇月二四日	
麻薬取締法違反	棄却	二小	六六五	昭和二六年(あ)五二六〇	一〇月二四日	○
窃盗	棄却	二小		昭和二六年(あ)五二九〇	一〇月二四日	

一〇月二四日	昭和二七年(お)四六九	窃盗	業	窃盗	二小	
一〇月二四日	昭和二七年(お)七四〇	有価証券偽造、同行使、詐欺	業	窃盗	二小	
一〇月二四日	昭和二七年(お)七六〇	酒税法違反	業	窃盗	二小	
一〇月二四日	昭和二七年(お)七六八	窃盗	業	窃盗	二小	
一〇月二四日	昭和二七年(お)七八一	煙草専売法違反	業	窃盗	二小	
一〇月二四日	昭和二七年(お)八四五	遺失物横領	業	窃盗	二小	
一〇月二四日	昭和二七年(お)九九二	窃盗	業	窃盗	二小	
一〇月二四日	昭和二七年(お)一〇〇六	窃盗	業	窃盗	二小	
一〇月二四日	昭和二七年(お)一〇〇八	住居侵入、強盗	業	窃盗	二小	
一〇月二四日	昭和二七年(お)一〇一一	窃盗	業	窃盗	二小	
一〇月二四日	昭和二七年(お)一〇二二	窃盗	業	窃盗	二小	
一〇月二四日	昭和二七年(お)一〇三六	窃盗	業	窃盗	二小	
一〇月二四日	昭和二七年(お)一〇六二	賍物故買	業	窃盗	二小	
一〇月二四日	昭和二七年(お)一〇八九	詐欺、横領	業	横領	二小	
一〇月二四日	昭和二七年(お)一一八七	横領	業	横領	二小	
一〇月二四日	昭和二七年(お)一二三六	傷害	業	傷害	二小	
一〇月二四日	昭和二七年(お)一二八八	酒税法違反	業	窃盗	二小	六七二

一〇月二四日	昭和二七年(お)一三一八	暴行傷害	業	窃盗	二小	
一〇月二四日	昭和二七年(お)一三二八	窃盗	業	窃盗	二小	
一〇月二四日	昭和二七年(お)一三六〇	詐欺	業	詐欺	二小	
一〇月二四日	昭和二七年(お)一三八八	業務上失火	業	失火	二小	
一〇月二四日	昭和二七年(お)一四一四	窃盗	業	窃盗	二小	
一〇月二四日	昭和二七年(お)一四二六	窃盗	業	窃盗	二小	
一〇月二四日	昭和二七年(お)一四五六	傷害	業	傷害	二小	
一〇月二四日	昭和二七年(お)二七一一	殺人、同未遂	業	殺人	二小	
一〇月二五日	昭和二六年(お)二五二四	食糧管理法・違反	業	食糧	二小	
一〇月二五日	昭和二六年(お)二六九〇	窃盗	業	窃盗	二小	
一〇月二五日	昭和二六年(お)二八一六	窃盗	業	窃盗	二小	
一〇月二五日	昭和二六年(お)三九九五	詐欺	業	詐欺	二小	
一〇月二五日	昭和二六年(お)四四九三	窃盗	業	窃盗	二小	
一〇月二五日	昭和二六年(お)四六一一	窃盗	業	窃盗	二小	
一〇月二五日	昭和二六年(お)五〇三七	窃盗	業	窃盗	二小	
一〇月二五日	昭和二六年(お)五三二七	窃盗、有価証券偽造、同行使、詐欺	業	窃盗	二小	
一〇月二五日	昭和二七年(お)二七二	賍物故買	業	窃盗	二小	六七五

公文書偽造、同行使、詐欺、私文書偽造、同行使	破棄自判	三小	六八九	昭和二六年(あ)	五六八	○	一〇月二八日	
傷害	破棄	二小		昭和二七年(あ)	六三〇		一〇月二八日	
窃盗	破棄	二小		昭和二六年(あ)	六三五		一〇月二八日	
強姦致傷、傷害	破棄	二小		昭和二六年(あ)	七二一		一〇月二八日	
窃盗	破棄	二小		昭和二六年(あ)	八〇五		一〇月二八日	
賍物寄蔵	破棄	二小		昭和二六年(あ)	八四六	○	一〇月二八日	
窃盗	破棄	二小		昭和二六年(あ)	八五二		一〇月二八日	
銃砲等所持禁止令違反	破棄	二小		昭和二六年(あ)	八七八	○	一〇月二八日	
喝喝	破棄	二小		昭和二六年(あ)	九一九		一〇月二八日	
業務上過失電車破壊、業務上過失致死傷害	破棄	二小		昭和二六年(あ)	一一九八		一〇月二八日	
物価統制令違反	破棄免訴	三小		昭和二六年(あ)	一三六二	○	一〇月二八日	
食糧管理法違反	破棄	二小		昭和二六年(あ)	一四〇八		一〇月二八日	
食糧管理法違反	破棄	二小		昭和二六年(あ)	一二六三		一〇月二八日	
食糧管理法違反	破棄	二小		昭和二六年(あ)	一一九八		一〇月二八日	
食糧管理法違反	破棄	二小		昭和二六年(あ)	一三六二	○	一〇月二八日	
食糧管理法違反	破棄	二小	六七九	昭和二六年(あ)	一四〇八		一〇月二八日	
酒税法違反	破棄	二小		昭和二六年(あ)	一一六三		一〇月二八日	
食糧管理法違反	破棄	二小		昭和二六年(あ)	一九〇		一〇月二八日	
食糧管理法違反	破棄	二小	六八三	昭和二六年(あ)	二一九〇	○	一〇月二八日	
酒税法違反	破棄	二小		昭和二六年(あ)	二一六三		一〇月二八日	
食糧管理法違反	破棄	二小		昭和二六年(あ)	二五六一		一〇月二八日	
窃盗	破棄	二小		昭和二七年(あ)	三八一二		一〇月二八日	

臨時物資需給調整法違反、銃砲等所持禁止令違反	破棄自判破棄免訴	三小	六八九	昭和二六年(あ)	五六八	○	一〇月二八日	
漁業法違反	破棄	三小		昭和二六年(あ)	六三〇		一〇月二八日	
関税法違反	破棄	三小		昭和二六年(あ)	六三五		一〇月二八日	
詐欺、横領	破棄	三小		昭和二六年(あ)	七〇三		一〇月二八日	
脅迫、強要、銃砲等所持禁止令違反	破棄	三小		昭和二六年(あ)	七二一		一〇月二八日	
酒税法違反	破棄	三小		昭和二六年(あ)	八〇五		一〇月二八日	
収賄	破棄	三小	六九三	昭和二六年(あ)	八四六	○	一〇月二八日	
酒税法違反	破棄	三小		昭和二六年(あ)	八五二		一〇月二八日	
詐欺	破棄	三小	七〇九	昭和二六年(あ)	八七八	○	一〇月二八日	
傷害	破棄	三小		昭和二六年(あ)	九一九		一〇月二八日	
窃盗	破棄	三小		昭和二六年(あ)	一一九八		一〇月二八日	
食糧管理法違反	破棄自判破棄免訴	三小	七一九	昭和二六年(あ)	一三六二	○	一〇月二八日	
窃盗	破棄	三小		昭和二六年(あ)	一四〇八		一〇月二八日	
傷害	破棄	三小	七二三	昭和二六年(あ)	一一六三		一〇月二八日	
酒税法違反	破棄	三小		昭和二六年(あ)	一九〇	○	一〇月二八日	
準強盗	破棄	三小		昭和二六年(あ)	二五六一		一〇月二八日	
窃盗	破棄	三小		昭和二七年(あ)	三八一二		一〇月二八日	

横	領	昭和二七年(あ)四〇一一	一〇月二八日	横浜地	三小
物価統制令違反	棄却	昭和二七年(あ)四九一四	一〇月二八日	横浜地	三小
臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	破棄免訴	昭和二七年(あ)四九二五	一〇月二八日	横浜地	三小
強盗殺人被告事件について当裁判所のした上告棄却の決定に対する異議の申立	棄却	昭和二七年(す)四〇三	一〇月二八日	横浜地	二小
外国人登録令違反、食糧緊急措置令違反	棄却	昭和二六年(あ)三一六	一〇月二九日	横浜地	二小
食糧管理法違反	棄却	昭和二六年(あ)一三二〇	一〇月二九日	横浜地	二小
酒税法違反	棄却	昭和二六年(あ)二五六四	一〇月二九日	横浜地	二小
窃盗	棄却	昭和二六年(あ)二七九九	一〇月二九日	横浜地	二小
食糧管理法違反	棄却	昭和二六年(あ)二八二九	一〇月二九日	横浜地	二小
臨時物資需給調整法違反	棄却	昭和二六年(あ)二八四三	一〇月二九日	横浜地	二小
詐欺、恐喝未遂	棄却	昭和二六年(あ)二九三三	一〇月二九日	横浜地	二小
酒税法違反	棄却	昭和二六年(あ)三〇一六	一〇月二九日	横浜地	二小
窃盗	棄却	昭和二六年(あ)三三〇九	一〇月二九日	横浜地	二小
傷害	棄却	昭和二六年(あ)三三六三	一〇月二九日	横浜地	二小
賍物運搬	棄却	昭和二六年(あ)三三七八	一〇月二九日	横浜地	二小

収賄（起訴罪名 恐喝）	棄却	昭和二六年(あ)三八五七	一〇月二九日	横浜地	二小
詐欺	棄却	昭和二六年(あ)三九七七	一〇月二九日	横浜地	二小
窃盗	棄却	昭和二六年(あ)四〇六一	一〇月二九日	横浜地	二小
酒税法違反	棄却	昭和二六年(あ)四〇九〇	一〇月二九日	横浜地	二小
窃盗、賍物寄蔵、同牙保	棄却	昭和二六年(あ)四五四二	一〇月二九日	横浜地	二小
殺人	棄却	昭和二六年(あ)四五四五	一〇月二九日	横浜地	二小
窃盗	棄却	昭和二六年(あ)四六七八	一〇月二九日	横浜地	二小
食糧管理法違反	棄却	昭和二六年(あ)四七一七	一〇月二九日	横浜地	二小
詐欺	棄却	昭和二六年(あ)四七四八	一〇月二九日	横浜地	二小
窃盗、賍物故買	棄却	昭和二六年(あ)四八四二	一〇月二九日	横浜地	二小
横領	棄却	昭和二六年(あ)四八九八	一〇月二九日	横浜地	二小
商標法違反	棄却	昭和二七年(あ)六九八	一〇月二九日	横浜地	二小
脅迫	棄却	昭和二七年(あ)七一一	一〇月二九日	横浜地	二小
住居侵入、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	棄却	昭和二七年(あ)七二七	一〇月二九日	横浜地	二小
詐欺	棄却	昭和二七年(あ)七三七	一〇月二九日	横浜地	二小
詐欺、恐喝、器物毀棄	棄却	昭和二七年(あ)七五〇	一〇月二九日	横浜地	二小
賍物故買	棄却	昭和二七年(あ)八二〇	一〇月二九日	横浜地	二小

窃	盗	一小	却	棄	昭和二七年(あ)九五七	一〇月二九日	
有価証券偽造、同行使、詐欺未遂	盗	二小	却	棄	昭和二七年(あ)九七三	一〇月二九日	
農業協同組合法違反	窃	二小	却	棄	昭和二七年(あ)一〇四五	一〇月二九日	
傷害	窃	二小	却	棄	昭和二七年(あ)一〇九六	一〇月二九日	
賍物故買	窃	二小	却	棄	昭和二七年(あ)一一〇〇	一〇月二九日	
業務上横領、横領、背任、詐欺	窃	二小	却	棄	昭和二七年(あ)一二五五	一〇月二九日	
詐欺	窃	二小	却	棄	昭和二七年(あ)一二六六	一〇月二九日	
収賄	窃	二小	却	棄	昭和二七年(あ)一三三六	一〇月二九日	
強要	窃	二小	却	棄	昭和二七年(あ)一三五〇	一〇月二九日	
詐欺	窃	二小	却	棄	昭和二七年(あ)一四〇五	一〇月二九日	
窃盗	窃	二小	却	棄	昭和二七年(あ)一四二〇	一〇月二九日	
恐喝	窃	二小	却	棄	昭和二七年(あ)一四六二	一〇月二九日	
尊属殺人未遂、殺人未遂	窃	二小	却	棄	昭和二七年(あ)一四七六	一〇月二九日	
猥褻図画所持	窃	二小	却	棄	昭和二七年(あ)一五〇四	一〇月二九日	
窃盗	窃	二小	却	棄	昭和二七年(あ)一五一八	一〇月二九日	
収賄	窃	二小	却	棄	昭和二七年(あ)一五三二	一〇月二九日	
窃盗、詐欺	窃	二小	却	棄	昭和二七年(あ)四二〇七	一〇月二九日	

詐欺	詐	一小	却	棄	昭和二六年(あ)三四四	一〇月三〇日	
食糧管理法違反	食	一小	却	棄	昭和二六年(あ)一〇四七	一〇月三〇日	
背任、業務上横領	背	一小	却	棄	昭和二六年(あ)二二〇四	一〇月三〇日	
放火、同未遂	放	一小	却	棄	昭和二六年(あ)二四三八	一〇月三〇日	
窃盗	窃	一小	却	棄	昭和二六年(あ)二五三一	一〇月三〇日	○
強盗未遂	強	一小	却	棄	昭和二六年(あ)二六四二	一〇月三〇日	
偽造公文書行使	偽	一小	却	棄	昭和二六年(あ)二七二八	一〇月三〇日	
関税法違反	関	一小	却	棄	昭和二六年(あ)二七五〇	一〇月三〇日	
賍物運搬	賍	一小	却	棄	昭和二六年(あ)三三九八	一〇月三〇日	○
昭和二二年政令第一六五号違反	昭	一小	却	破棄免訴、破棄自判	昭和二六年(あ)五一五七	一〇月三〇日	○
食糧管理法違反	食	一小	却	棄	昭和二七年(あ)二一八	一〇月三〇日	○
臨時物資需給調整法違反	臨	一小	却	破棄免訴、破棄自判	昭和二七年(あ)四〇四	一〇月三〇日	○
詐欺	詐	一小	却	棄	昭和二七年(あ)一八八〇	一〇月三〇日	
賍物	賍	一小	却	棄	昭和二七年(あ)一九四六	一〇月三〇日	
窃盗	窃	一小	却	棄	昭和二七年(あ)二〇一七	一〇月三〇日	
銃砲刀剣類等所持取締令違反	銃	一小	却	棄	昭和二七年(あ)二〇三二	一〇月三〇日	
賍物牙保	賍	一小	却	棄	昭和二七年(あ)二一九三	一〇月三〇日	

一〇月三〇日	昭和二七年(お)二二九五	窃盗	一小	棄却		
一〇月三〇日	昭和二七年(お)二三四一	暴行	一小	棄却		
一〇月三〇日	昭和二七年(お)二三四四	横領	一小	棄却		
一〇月三〇日	昭和二七年(お)二四二五	銃砲等所持禁止令違反	一小	棄却		
一〇月三〇日	昭和二七年(お)二四九九	詐欺	一小	棄却		
一〇月三〇日	昭和二七年(お)二五八一	酒税法違反	一小	棄却		
一〇月三〇日	昭和二七年(お)二六〇五	窃盗	一小	棄却		
一〇月三〇日	昭和二七年(お)二六四五	酒税法違反	一小	棄却		
一〇月三〇日	昭和二七年(お)二六四八	酒税法違反	一小	棄却		
一〇月三〇日	昭和二七年(お)二六七八	賍物故買、同牙保	一小	棄却		
一〇月三〇日	昭和二七年(お)二六八六	窃盗	一小	棄却		
一〇月三〇日	昭和二七年(お)二八四三	窃盗	一小	棄却		
一〇月三〇日	昭和二七年(お)二八五七	賍物牙保、傷害	一小	棄却		
一〇月三〇日	昭和二七年(お)二九二八	窃盗未遂	一小	棄却		
一〇月三〇日	昭和二七年(お)三〇一六	物価統制令違反	一小	破棄免訴		
一〇月三〇日	昭和二七年(お)三〇七九	窃盗	一小	棄却		

一〇月三〇日	昭和二七年(お)四九一八	物価統制令違反	一小	破棄免訴		
一〇月三一日	昭和二六年(れ)二二三一	物価統制令違反、同幇助、贈賄、収賄	二小	破棄自判	七六三	
一〇月三一日	昭和二六年(れ)二四四六	物価統制令違反、同幇助、贈賄	二小	破棄	七七五	
一〇月三一日	昭和二七年(お)七九	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、業務妨害、建造物侵入、窃盗	二小	破棄	八〇一	
一〇月三一日	昭和二七年(れ)一一四	強盗予備、強盗傷人、銃砲等所持禁止令違反	二小	破棄	八一五	
一〇月三一日	昭和二七年(れ)一四三	背任、業務上横領、無尽業法違反、公正証書原本不実記載行使	二小	破棄	八三七	
一〇月三一日	昭和二七年(れ)一五二	食糧管理法違反	二小	破棄	八四一	
一〇月三一日	昭和二五年(あ)一八八七	詐欺	二小	破棄差戻	八四五	
一〇月三一日	昭和二六年(あ)三二二六	窃盗	二小	棄却		
一〇月三一日	昭和二六年(あ)三三二二	窃盗	二小	棄却		
一〇月三一日	昭和二六年(あ)三七八三	薬事法及び物価統制令違反	二小	棄却		
一〇月三一日	昭和二六年(あ)四四二九	傷害、公務執行妨害	二小	棄却		
一〇月三一日	昭和二六年(あ)四六三四	麻薬取締法違反	二小	棄却		
一〇月三一日	昭和二六年(あ)四七七二	窃盗	二小	棄却		
一〇月三一日	昭和二六年(あ)四八四〇	横領	二小	棄却		

一〇月三一日	昭和二六年(あ)五〇七五	麻薬取締法違反	棄却	二小		
一〇月三一日	昭和二六年(あ)五一〇二	窃盗	棄却	二小		
一〇月三一日	昭和二七年(あ)五七七	収賄、贓物運搬	棄却	二小		
一〇月三一日	昭和二七年(あ)七七三	関税法違反	棄却	二小		
一〇月三一日	昭和二七年(あ)八一四	窃盗	棄却	二小		
一〇月三一日	昭和二七年(あ)八五九	窃盗	棄却	二小		
一〇月三一日	昭和二七年(あ)九六九	収賄	棄却	二小		
一〇月三一日	昭和二七年(あ)一一五一	窃盗	棄却	二小		
一〇月三一日	昭和二七年(あ)一四七三	強盗	棄却	二小		
一〇月三一日	昭和二七年(あ)二二三三	収賄	棄却	二小		
一〇月三一日	昭和二七年(あ)三八八五	住居侵入、窃盗未遂	棄却	二小		
一〇月三一日	昭和二七年(あ)四二四九	強盗	棄却	二小		
一〇月三一日	昭和二七年(あ)四三五四	窃盗	棄却	二小		
一〇月三一日	昭和二七年(あ)四七二一	強盗致傷、横領	破棄	二小		
一〇月三一日	昭和二七年(あ)四九〇六	食糧管理法違反	免訴	二小		
一〇月三一日	昭和二七年(し)二	覚せい剤取締法違反被告事件に関し上訴権回復請求却下決定に対する抗告棄却の決定に対する特別抗告の申立	棄却	二小	八四九	

一〇月三一日	昭和二七年(し)四三	詐欺被告事件についてなした証拠調請求の却下決定に対する特別抗告の申立	棄却	二小	八五五	
一〇月三一日	昭和二七年(み)四三	外国人登録令違反被告事件について当裁判所の宣告した判決に対する訂正の申立	棄却	二小		

昭和二六年(あ)第三九七六号

決　定

本　籍　埼玉県入間郡坂戸町大字浅羽三四番地
住　居　同県同郡同町大字坂戸三九六三番地
玩具商兼洋品呉服商
鹿ノ戸鶴吉
大正四年一一月一五日生

右に対する賍物故買被告事件について昭和二六年六月二六日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人松永東、同名尾良孝の上告趣意は、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。そして、本件は罰金等臨時措置法施行後の犯罪であるから、刑訴三三五条所定の法令の適用を示す場合に、総則規定である同措置法を必ずしも常に示す必要はない。されば、本件では同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二七年一〇月二日

最高裁判所第一小法廷

一〇月二日決定

昭和二六年(あ)第三九七六号

裁判長裁判官　齋藤　悠輔
裁判官　真野　毅
裁判官　岩松　三郎

弁護人松永東、同名尾良孝の上告趣意

原判決（控訴審判決）は、弁護人等の共同提出に係る控訴趣意書と題する書面記載の控訴理由を夫々排斥して「本件控訴を棄却する」と宣言する。

然し、この原判決が控訴棄却の理由とする第二点の判示に対しては、

(1) 原判決は、罰金等臨時措置法は刑法総則的規定と断じて、刑事訴訟法が有罪判決に対し示すべきことを要求する法令の適用の中に含まれないというが、右罰金等臨時措置法が「刑の変更」に関する法律であり、又刑法の刑罰に関する特別法たるの性質を有することは明らかであること。

(2) 原判決が支持するところの第一審判決は賍物故買の犯罪事実を認定し、その適用法令として刑法第二百五十六条二項を示すのであるが、当該判決の宣告は昭和二十四年二月一日罰金等臨時措置法の施行後たる同二十六年三月六日であるから、「被告人を懲役六月、罰金五千円に処する」ためには、当然その適用法令として右罰金等臨時措置法を示すべきことは刑事訴訟法の要求するところであるのにもかかわらず、之を示すことなく、第一審判決が挙示法令の刑の法定範囲を超えて多額の罰金刑を懲役刑に併科したことは重大な違法であること。

以上の理由からして、原判決は判決に影響を及ぼすべき法令の違反あることを看過しており、之を破棄しなければ著しく正義に反するから、弁護人等は刑事訴訟法第四百十一条によつて原判決の破棄を求めるものである。

以　上

被告人　鹿ノ戸　鶴吉

昭和二六年(あ)第四五二八号

決　定

本　籍　朝鮮慶尚北道聞慶郡山陽面県里三三二番地
住　居　埼玉県大里郡寄居町仲町一九六番地　野村金治方
飴製造業　川本一郎こと　蔡　千一
大正三年七月七日生

右に対する窃盗被告事件について昭和二六年九月一七日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し原審弁護人大川修造から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人高橋正義の上告趣意は、単なる訴訟法違反、量刑不当の主張を出でないものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない、また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。（なお、所論二つの起訴状は本件記録別冊中に綴られており二回に亘り事件を併合する度毎に検察官によつて朗読されておるのであつて、所論の弁慶が勧進帳を読んだのとはちと趣を異にしている）。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

一〇月二日決定　　昭和二六年(あ)第四五二八号

一〇月二日決定　　昭和二六年(あ)第四五二八号

昭和二七年一〇月二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　真野　毅

裁判官　斎藤　悠輔

裁判官　岩松　三郎

昭和二六年(あ)第四五二八号

被告人　蔡　千一

弁護人の高橋正義の上告趣意

第一点　本件判決は第一審第二審共全部無効であるからやり直せ。

刑事訴訟法の基本精神たる不告不理の原則に基き裁判すべきものである。而して刑事訴訟法第二百五十六条はこの原則を示し公訴は必ず書面を以て提起すべきことを規定している。この記載事項は要式的必要である。第一の起訴状は存在しておるが、第二、第三の追起訴状は存在していない。又被告人にも追起訴状の謄本が送達せられていない。而して第三回公判昭和二十五年十二月十八日（記録第六十五頁裏）同年十二月十二日附起訴状を検察官朗読したと記載してある。第五回公判昭和二十六年一月十七日検察官は昭和二十五年(わ)第七四二号起訴状を朗読したと記載してあるけれ共、第二、第三の追起訴状は存在しておらず、検察官は何を朗読したか弁慶の勧進帳でも読んだのか不明である。これ等のことは何れも職権調査事項に関する件である起訴状がなければ訴はないものであるに判決の三分の二の分は無効であり、且つ又残りの三分の一の部分に対しても無効が関係するから判決全部が無効であると主張する。

第二点　採証の方法を過りたる誤判である。

共犯者の崔明潤を本件より分離して証人を作り、崔明潤の証言を唯一の証拠として採用したるは誤判決である。しかも崔と被告人蔡とは感情上の衝突があり被告人蔡の為めに不利益なる証言を為し、裁判所はその不利益なる証言を唯一の証拠として裁判したるは誤判決でめる。

第三点　法律の適用を誤りたる判決である。

控訴審においては第一審の判決に誤りありとして第一審判決を破棄し一年の懲役刑を八月に減刑したるは好いけれ共、刑を短縮すると同時に初犯者たる被告に対しては当然に刑法第二十五条を適用し執行猶予の判決を為すべきものである。

初犯者に対し短期刑を科することは犯人を改善せしむるものではなく寧ろ悪を勧むる様なものである。斯る場合こそ執行猶予が必要とする本件に対し執行猶予を附せざりしことは遺憾千万の判決である。

以上の事実を綜合する時は瑕疵ある判決であるから本判決を破棄し、第一審裁判所へ差戻し、本件判決を初めからやり直して下さい。

以上

昭和二六年(あ)第四五六一号

決　定

本籍並に住居　宮崎県児湯郡新田村大字新田四四九一番地

農業　中村邦英　昭和五年七月一日生

右に対する恐喝、暴行被告事件について昭和二六年一〇月一七日福岡高等裁判所宮崎支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人小野喜作の上告趣意は、結局量刑不当、理由不備の主張を出でないものであつて、（上告趣意書には控訴趣意書の援用は許されない。）、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。なお、（原判決中「刑に法定を加重した」とあるのは、「刑に法定の加重をした」との誤記であると認められる。そして、恐喝罪の刑と暴行罪の懲役刑とは前者が重いこと明らかであり、且つ、本件のように数個の恐喝罪があるときはそのいずれの罪が最も重いかを明示説明しないで併合加重しても必ずしも違法とはいえないから、原判決には理由不備の違法があるとはいえない。）。また本件では同四一一条を適用すべきものとは認められない。

一〇月二日決定　　昭和二六年(あ)第四五六一号

昭和二六年(あ)第四五六一号　二

一〇月二日決定　昭和二六年(あ)第四五六一号

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二七年一〇月二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤悠輔

裁判官　真野毅

裁判官　岩松三郎

昭和二六年(あ)第四五六一号

被告人　中村邦英

弁護人小野喜作の上告趣意

一、上告弁護人は、昭和二十六年六月十八日原審弁護人福田甚二郎が、原審裁判所に提出せる控訴趣意を、本件上告趣意として利益に援用する。

二、殊に原審がその判示第七の行為に対し、刑法第二〇八条を適用するに当り、懲役刑を選択し実刑を科したるは、刑の量定に著しき不当がある。

原審判示第七の行為は、学説上所謂単純殴打と称するものにして、上告人は被害者に対する何かの感情上、被害者の耳の上附近に手掌を用いて、一打を加えたるに過ぎないのである。須らく罰金刑に処すべきが至当である。思うに原審がこの如き微罪に実刑を科するに至りしは、上告人は右判示第七行為以外、判示第一乃至第六の恐喝暴行犯罪行為あるを以て、之れに刺激せられ原審は罰金を選ばずして、懲役刑を科したのである。正鵠を失したる裁判といわねばならぬ。仮りに上告人が単一、只一個の犯罪として判示第七のみの、行為を犯したとするも、原審は尚懲役刑を選択すべきや聞欲しく存ずる。それにも関せず、然りと答うるならば、之れは常識判断上許す可からざる裁判なりと信ずる。裁判は公正でなければならぬ。一個の犯罪の外に、尚他の犯罪あるを以て理由なく、該一個の犯罪を重く罰せんとするは不当の裁判である。公正を欠ぐ判決である。

三、控訴弁護人福田甚二郎は、控訴趣意第五点を提出し、第一審裁判所の刑の適用は、正当ならずと申立せしに、原審第二審裁判所は、右第一審裁判所の刑の適用は、何等誤りなきものとし、左の如く説明している。然れどもこの説明中には、

文理上理解し得られざる文言ありて、結局第一審判決の刑の適用が、不正ならざることを說明するに、至らなかつたのである。

原審裁判所は、第一審裁判所の刑の適用は、何等誤なきものとして

「恐喝罪の法定刑は、懲役十年以下であり、暴行罪の法定刑は懲役刑は二年以下であるから、原判決が法律の適用に於て、暴行罪について懲役刑を選び、刑法第四十七条本文第十条を挙示している以上、原判決は別質の異なる右併合罪中重い恐喝罪について、定めある刑に法定を加重したことが明かである」云々と判示しているけれども、上告弁護人には右併合罪中重い恐喝罪について定めてある、刑に法定を加重した事が明かである」云々の法定を加重したという、意味が分らないのである。了解す可からざる事である。刑法第四十七条は数罪が共に自由刑に該当する場合に於ては、加重主義に依るべきとした条文である。即ち該条は数罪を合一し、その最も重き刑に付きての刑を基本とし、その長期をその一倍半まで加重し、その限度に於て処分するのである。原審が說明する如く、重き罪について定めてある刑に、法定を加重（何の意味か分らない）しないのである。要するに畢竟国民は原審のこの判決を見て、正当なる理解し易き判決として、満足し難いのである。瑕瑾ある決定たるを免れないのである。

四、上告弁護人は苛月内に、日本国は国家独立の祝賀として、恩赦が行わるる事があると承りてゐる。而して又今回の恩赦は恩赦法に定めたる大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除、復権、特定のものに対する減刑、特定のものに対する刑の執行の免除、及び復権のすべての種類の方法を、適用するものなる事を耳にしている。本件幸いに上告御審理中、以上の何れのものかに該当するものあらば、当該恩赦に浴せしめられ度、弁護人は上告人と共に、茲に哀訴懇願し置き、折角の国家恩赦の雨露に浴し度いのである。

以上

昭和二七年(あ)第三四四号

判決

本籍　岡山県浅口郡玉島町大字阿賀崎二二九五番地

住居　同町大字柏島三七三一番地

機械修理業

金島憲雄

明治四四年一月七日生

右の者に対する賍物故買被告事件について昭和二六年一二月五日広島高等裁判所岡山支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人裾分正重の上告趣意について

被告人に実刑を科することが直ちに基本的人権を侵害する違憲となるものでなく、またそのために家族が生活困難に陥るとしてもその判決をもつて憲法二五条に違反するということのできないことについては、既に当裁判所の判例とするところである（判例集二巻四号二九八頁）。その余の論旨は量刑の非難であつて適法な上告理由に該当しない。なお、記録を調べても、刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

一〇月二日判決　昭和二七年(あ)第三四四号

一〇月二日判決　昭和二七年(あ)第三四四号、
昭和二七年一〇月二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　真野　毅
裁判官　斎藤　悠輔
裁判官　岩松　三郎

二

昭和二七年(あ)第三四四号

被告人　金島憲雄

弁護人裾分正重の上告趣意

原判決は日本国憲法に違反する点ありと思料する。

一、被告人は発動機機械修理販売業者であるが、妻と三人の幼き子供（長女九歳、長男六歳、二女四歳）をかかえ、その日常生活は極めて貧しく困窮している者である。

二、本件贓物故売の罪は一件記録で明瞭なる如く、福田典昭外二名窃取に係るズック製ベルト一本時価三千円相当を千円で買取つたと謂うのであつて、被害品は既に被害者山本　三に返済して実害なく、尚窃取者に支払つた前記千円はそのままであつて、結局経済的には被告人が一番馬鹿をみた訳である。事案そのものとして非常に軽微である。

三、被告人は終戦前、昭和十六年四月二十二日玉島区裁判所に於て懲役十月、四年間執行猶予の刑を、又昭和十八年八月十二日同じく懲役一年の刑を言渡され、前刑の執行猶予は取消されたが、そのいずれも刑の執行を受け了つて昭和十九年五月二十日出所した。

四、本件第一審言渡の時は前記刑の執行を受け了つてから未だ七年を経過していなかつたから、本件につき本来執行猶予になる筈を止むを得ず実刑を科されたのであるが、第二審言渡の時は既に七年以上を経過しており、前述の如く、事案諸種の情状執行猶予の恩典を受けても決して不当でないに拘らず、その恩典への期待は空しくはづれたのである。原審は覆審制を廃した新刑事訴訟法の立場を固執するあまり、第一審言渡の時法律上執行猶予を附し得ない以上、本来事後審たる第二審ではこれをなし得ないものと考えているのかも知れないが、かくの如きは行き過ぎであつて、現に第二審

でも事実の審理をしているし、第一審言渡後に生じた事由を斟酌して量刑のやりなおしをやつている。刑事裁判の本質より見て、かくあるべき事当然と考える。

五、以上の如く本件に於て、執行猶予の恩典を与え得べき諸種の情状あり、且つ、法律上もその事可能であるにも拘らず原審が敢て、さうしなかつたことによつて惹起される状態は如何。

生活能力なき妻と三人の幼児の生活の根底より破壊される事である。被告人の職業が農業であるとか、商業であれば兎も角、機械修理であつてみればこの被告人を失うことは四人の路頭に迷うことと同義である。憲法第二十五条には、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有することを、又第十一条にはこの憲法が国民に保障する基本的人権は侵すことの出来ない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられることを規定しているが、原判決は家族四名の支柱である被告人に執行猶予を与え得べく可能であり、且つ、しかすることが違法でないにも拘らず、しかせず、因て家族の生活の根底を破壊して、敢て憲法の違反をなしたるものであるから破棄さるべきである。

六、以上の主張が仮りに当を得てないとしてもかくの如き事情ある以上は本件に関する刑の量定が甚しく不当であつて、破棄しなければ著しく正義に反すると認められる場合に相当すると思料する。

昭和二七年(あ)第一八〇九号

決定

本籍並びに住居　福岡県直方市感田一九三八番地
元占領軍整備員
星岡鉄雄
大正一四年一一月三日生

本籍　宮崎県本吉郡志津川町字町九三番地
住居　福岡県遠賀郡中間町岩瀬八九二番地　沢村タマ方
元占領軍整備員
菅原明
大正一五年五月一一日生

右被告人星岡鉄雄に対する窃盗、昭和二四年政令第三八九号、昭和二五年政令第三三四号並びに火薬類取締法違反被告事件、被告人菅原明に対する窃盗被告事件について昭和二七年二月二六日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人両名の原審弁護人田中実から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

被告人両名の弁護人田中実の上告趣意は、量刑不当の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由に当らない。「被告人星岡に

一〇月二日決定　昭和二七年(あ)第一八〇九号

一〇月二日決定　　昭和二七年(あ)第一八〇九号

係る昭和二四年政令三八九号違反の所為（占領軍に属する拳銃実砲の所持）はこの事件のみならば、所論のとおり大赦令一条八三号により赦免せらるべきであるが、第一審判決によれば右の所為は大赦にかからない銃砲刀剣類等所持取締令、火薬類取締法に触れいわゆる（所為数法の関係にあるものとせられているのであるから、大赦令二条により赦免せられないのである。」また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二七年一〇月二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　岩　松　三　郎

裁判官　真　野　毅

裁判官　斎　藤　悠　輔

昭和二七年(あ)第一八〇九号

弁護人田中実の上告趣意

原判決は刑の量定が甚しく不当であり、著しく正義に反すると認められるので、原判決を破棄し、執行猶予の判決を求める。

一、被告人星岡に対する司法警察員作成の供述調書第三項、被告人菅原に対する同供述調書第二項並びに第一審公判調書に於ける被告人両名の供述記載を綜合すれば、被告人等はいずれも遠賀郡芦屋町占領軍芦屋航空隊の整備員で、本件犯行の時期は十二月二十五日午後十一時半頃であつた。夜間勤務の整備員は寒夜の徹夜勤務であるので、空腹のため、占領軍人の食残しの罐詰とかチョコレート等を食うて空腹を充たしている者が多い実情であつた。被告人等も非常に空腹のため、飛行機の中に占領軍兵士の食残しの食物を探したのであるが、好奇心にかられ一時出来心からこれを持出したのである。当初よりの計画犯行ではない。

二、被告人等が検挙せられたのは昭和二十六年三月三日であるが、被告人星岡は当時迄自宅に保管していて、これを売却する如きこともせず、一時の出来心から持出したとはいえ、取返しのつかぬことをして返還することも出来ず、全く途方にくれて自責の念に悩んでいたのである。

三、被害拳銃は何人の手にも渡らず、何等悪用されず占領軍に還付せられ、全然害はなかつたのである。

四、被告人等は直ちに整備員を解雇せられ、精神的、物質的に既に充分な社会的制裁を受けているのである。

五、被告人等はいずれも前科はない。

被告人　星岡鉄雄

同　菅原明

六、被告人星岡は身上調書に記載の如く、家庭は堅実な五反百姓の長男で、八幡製鉄所や九州鋳物等に勤務し来り、酒も飲まぬ堅実な青年で本件犯行後はひたすら改悛し、自宅にあつて、両親の下で農業に精励している。

被告人菅原は身上調書に記載の如く、仙台工業専門学校を卒業し、家庭には養母と妻を扶養し居り、煙草も喫わぬ堅実青年であり、本件犯行後はひたすら改悛し、直方市寒竹電業社に勤務している。

七、被告人星岡に係る被告事件の中、昭和二十四年政令第三八九号違反被告事件については、昭和二十七年四月二十八日大赦令により大赦せられたのである。右罰条の消滅したる今日、被告人星岡に対する原判決は著しく正義に反するものと認めざるを得ない。且つ又被告人星岡と同一処刑を受けたる被告人菅原については窃盗なる単一犯罪であり、星岡に対する大赦の反射的効果として菅原に対する原判決は、これ又、著しく正義に反するものと認めざるを得ない。

以上の如き情状に鑑み、被告人等に対し実刑を科し自暴自棄に陥らしめ、前途を暗からしむることは忍びないのである。仍て原判決破棄の上、執行猶予の御判決あらんことをお願いする次第である。

以　上

昭和二四年(れ)第一九八二号

判　決

本籍並びに住居　甲府市相生町二四番地
会社員　堀井武夫　当二九年

本籍並びに住居　山梨県中巨摩郡鏡中条村下今井四三一番地
会社員　斎藤進　当二六年

右の者等に対する入場税法違反各被告事件について、昭和二四年六月八日東京高等裁判所の言渡した判決に対し、各被告人並びに原審弁護人海野普吉、同中島武雄から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件各上告を棄却する。

理　由

上告弁護人保坂政治郎、同海野普吉、同中島武雄の上告趣意について

入場税法（昭和二三年七月七日法律一一〇号により廃止されたが廃止前になした行為に関する罰則の適用についてはなお従前の例によるものである）一六条一項によると「詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ入場税ヲ逋脱シ……タル者ハ其ノ逋脱シ……

一〇月三日判決　　昭和二四年(れ)第一九八二号

…タル税金ノ五倍ニ相当スル罰金ニ処ス」と規定し、その六条ノ三において「入場税ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スベシ」と規定しているのである。而して原判示第一の事実は「昭和二二年一〇月一四日から同月二六日迄の間甲府税務署の検察済証印を受けない入場券を発売しその売上高を正規の帳簿に記入せず且つ入場税課税標準申告書に不正の記載をなして甲府税務署長に提出して入場税金二万五千二百円を逋脱し」たというのであつて右判示は不正の記載をした申告書を税務署長に提出した事実をもつて逋脱罪が成立したという趣旨ではなく、右事実は前示法律一六条一項に定める「不正ノ行為」の存した事実を判示したものであつて、右不正の行為により入場税金二万五千二百円を前示法律の定める期間内に納付せずこれを逋脱した逋脱罪既遂の事実を確定判示した趣旨であることは原判文明白である。原判示第二乃至第四の事実も亦同様である。論旨は何時如何なる内容の申告書を甲府税務署長に提出したか、それか如何に虚偽であつたか、納税期は何時であつたか、その時期に正当な額の税を納付しなかつたかどうか、正当な税額と実際に納付した額との差額如何等を具体的に判示すべきである、しかるに原判決は此等の点についての判示がないにもかかわらず逋脱罪の既遂として処断しているのは理由不備の違法があるというのである。しかし原判決は逋脱罪の判示として前記の如く申告書の内容に不正の記載のある事実を示してありその不正の記載というのは原判決が脱税したと認定した税金の額だけ申告書に記載されていなかつた趣旨であることは自ら明らかであり、これにより逋脱罪の構成要件中の「不正の行為」の存した事実は具体的に判示されているものといえるのである。そしてその申告書の提出された日時は必ずしもこれを判示する必要はない。また本件では税務署長が入場税法六条ノ二但書により申告を不相当と認め課税標準額を決定するというが如き税法上の特別の行政的措置を執つていないので即ち申告を相当としていたことが原判決挙示の証拠から認められるので入場税の納期は同条ノ三の規定により翌月末日迄であることは明らかであり原判示は「入場税金……円を逋脱し」と判示してあるから納期に納むべき税を納付しなかつた趣旨であることも明らかである。また本件の如く証拠により脱税額を算定できる場合には逋脱罪の判示としてはその脱税額

を判示するをもつて足り正当な税額と実際に納付した額との差額を算定する必要はない。

以上の理由により本件においては入場税逋脱罪の事実摘示として稍々簡単に過ぎる嫌はあるが判示事実を入場税法の諸規定及び原判決挙示の証拠に照らし逋脱罪既遂の事実が十分に認められるから原判決には所論の如き理由不備の違法ありということはできない。よつて刑訴施行法二条旧刑訴四四六条により主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見である。

検察官　橋本乾三関与

昭和二七年一〇月三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

昭和二四年(れ)第一九八二号

上告趣意書

被告人　堀井武夫

被告人　斎藤進

弁護人保坂政治郎、同海野普吉、同中島武雄の上告趣意

第一点　原判決には理由不備の違法あるものと信じる。

原判決はその事実理由に於て

第一　昭和二十二年十月十四日から同月二十六日迄の間甲府税務署の検察済証印を受けない入場券を発売しその売上高を正規の帳簿に記入せず且入場税課税標準申告書に不正の記載をなして甲府税務署長に提出して入場税金二万五千二百円を逋脱し

第二　同年十一月二日から同月三十日迄の間前同様の方法により入場税金六万七千二百円を逋脱し

第三　同年十二月二日から同月三十一日迄前同様の方法により入場税金八万四千六百円を逋脱し（以下略）

第四　同二十三年一月一日から同月三十一日迄の間前同様の方法により入場税金七万二百円を逋脱し

と判示している。そこで入場税逋脱罪の判示として果して之で十分であるかどうかを検討しなければならないのであるが、その前提としてまづ入場税逋脱罪の既遂時期如何の問題を考えてみる必要がある。

入場税法及び同法施行規則により入場税納入の手続を調べてみると、概略次の通りである。すなわち、映画館の経営者は毎日、入場した人員及び入場料の総額、入場券の受入及び払出、入場税額を正規の帳簿に記載しておき（法第一条、第八条、規則第十四条）、毎月の入場料金を記載した申告書を翌月十日迄に所轄税務署に提出し、申告書を提出しないとき

又は税務署長に於て申告を不相当と認めたときは税務署長はその課税標準額を決定し（法第六条ノ二、規則第六条）、申告した入場税は毎月分を翌月末日迄に納付し、税務署長が課税標準額を決定した場合は、直ちに之を納付しなければならないことになつている（法第六条ノ三）。そして前記帳簿の記載を怠り若しくは詐り又は帳簿を隠匿したとき（法第十七条）、前記入場税申告を怠つたとき（法第十六条ノ二）は罰則の規定があり、逋脱に対しては更に厳重な罰則が定められている。（法第十六条）

そこで入場税逋脱罪の既遂時期如何の問題につき二つの場合が考えられる。第一は税務署長に対して虚偽の申告書を提出した時、第二は納税期日迄に正当の納税をしなかつた時である。右第一の場合すなわち税務署長に対し虚偽の申告をした時を以て入場税逋脱罪の既遂時期と見ることはどうであろうか。近時法人税、所得税等につきこの時期を以て脱税の既遂とする学説及び下級裁判所の判決例を見るのであるが、本弁護人は他の税法一般については兎も角として、尠くとも、入場税に関しては、未だこの時期を以て逋脱罪の既遂時期と見ることはできないと考える。なるほど入場税の申告は税務署長に対して行うものであり、その申告に不正があれば、対外的に脱税の意思を表示するものであり、犯罪の行為論から言えば、犯意が外形に表われたものとして、既遂論が成り立ち得る如くにも考えられる。しかし近時行われている虚偽の申告書の提出を以て逋脱罪の既遂とする説の論拠は右の点にあるのではない。申告書を税務署長に提出することによつて税金債務は確定し、後には唯その債務の履行が残るのである。納税義務者の申告に対して税務署長の更正が行われることがあつても、それには係りなく納税義務は申告によつて一応確定する。従つて、収入を過少に記載した虚偽の申告書を提出することによつて、政府の収納額を減少せしめる結果を生ぜしめるからであるというにある。

しかし右論拠の何れを採るにしても、税務署長に対する入場税の申告は、納税の前提手続に過ぎず、納税行為そのものではない。入場税法では、例えば法人税、所得税等と異り、申告時期と納税時期が約二十日間を距てゝ明定されており、

その間に虚偽の申告をした者が正当の納税をする余地もなくはなく、又税務署長においても申告を不相当と認めれば独自の立場で課税標準額を決定できるのである。

若し仮に入場税逋脱の目的を以て虚偽の申告をした者に対し、税務署長が正当な課税標準額を決定し、虚偽の申告者がその決定に従つて納税したとすれば、これを以て逋脱の既遂罪を犯した者と言えるだろうか。この場合は精々逋脱しようとした者としての罪が成立するものと考えるのが常識的にも妥当ではなかろうか。また入場税法には入場税を逋脱し逋脱しようとした罪とは別に、その第十六条ノ二に不正申告行為に対して軽い罰を規定している。このことは不正申告を以て逋脱罪等と区別して、納税手続上の不正行為を罰する趣旨に外ならない。入場税の申告はあくまで、徴税上納税確保の手段として定められたものであり、納税手続に過ぎない。不正申告は入場税法第十六条の二に該当すると共に、更に進んで入場税を逋脱し又は逋脱しようとすれば、同罪を規定した第十六条に所謂「詐欺其の他の不正の行為」に該当するのである。すなわち入場税法第十六条においても虚偽の申告書提出を以て逋脱罪の手段と見ていることが明かであると思う。なお所得税法には予定申告及び修正予定申告に虚偽の記載をして政府に提出する行為に対する罰則はあるが（同法第七十条）、確定申告に虚偽の記載をした場合これに対する罰則の定がない。また法人税法にも虚偽の申告に対する罰則は規定されていない。このように虚偽の申告に対して罰則規定のない場合は、或は、虚偽の申告を逋脱罪中に含めて所罰する趣旨か、或は、虚偽の申告を以て脱税行為と解する趣旨の何れかに解せられないことはない。一般には後者を採つているようである。

殊に所得税法において、予定申告及び修正予定申告における虚偽の記載を処罰していないに拘らず、確定申告における虚偽の記載を処罰していないところから考えると、一般の説も或る程度肯けないことはない。しかし入場税法の場合は法人税、所得税と同一に論ずることはできない。同法には虚偽の申告に対して処罰規定を設けている。これは虚偽の申告行為

を逋脱罪と区別して処罰する趣旨であることは極めて明瞭である。若し虚偽の申告行為を以て逋脱罪の既遂とする論を採るならば、虚偽の申告行為を処罰をする規定は不要に帰するのである。

以上の理由により、虚偽申告の時期を以て逋脱罪の既遂と見ることは誤りである。この見地から原判決を見ると、原判決事実理由第一乃至第四の判示は理由不備の違法あるものと謂わねばならない。原判決は「入場税課税標準申告書に不正の記載をなし、これを甲府税務署長に提出した」として入場税の逋脱行為を判示しているのであるが、不正の記載をした申告書を甲府税務署長に提出したことは入場税法第十六条に所謂「詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ」を極めて簡単に判示したに過ぎず、逋脱行為そのものを判示したものではない。もつとも原判決には「入場税何円を逋脱し」の記載はあるが、これは法文の文字をそのまま使用して抽象的に結論を表示したものであつて、犯罪事実の表示としてはこれでは不十分である。犯罪事実の判示としては、事実を具体的に表示すべしということは幾多の判例の繰返し説示しているところであつて、本件に関しては、尠くとも、何時如何なる内容の申告書を甲府税務署長に提出したか、それが如何であつたか、納税は何時であるか、その時期に正当な額の税を納付しなかつたかどうか、正当な税額と実際に納付した額との差額如何等を具体的に判示しなければならない。

以上原判決に理由不備の違法があるという所以である。

以　上

昭和二六年(れ)第一二〇九号

判　決

本　籍　山口県豊浦郡豊西村大字室津下九八一番地
住　居　同県下松市栄町四丁目
無職（元東洋鋼鈑株式会社下松工場従業員）
藤崎繁一
明治四五年一月二日生

本　籍　山口県下松市大海町一七七番地
住　居　同県同市同町一七一番地
東洋鋼鈑株式会社下松工場従業員
武居整治
大正八年七月一〇日生

本籍並びに住居　山口県徳山市櫛ヶ浜一二五番地
無職（元東洋鋼鈑株式会社下松工場従業員）
野村敬文
大正一四年六月一二日生

本籍並びに住居　山口県下松市大字末武中八五三番地
無職（元東洋鋼鈑株式会社下松工場従業員）

一〇月三日判決　昭和二六年(れ)第一二〇九号

本籍　山口県下松市大字東豊井九七一番地
住居　同県同市大字同九七二番地
無職（元株式会社日立製作所笠戸工場従業員）
吉田喜市
大正六年四月二八日生

本籍　岡山県小田郡北川村大字走出二四一二番地
住居　山口県岩国市大字装束七七五番地　信建工業株式会社内
会社従業員（元株式会社日立製作所笠戸工場従業員）
橋本林郎
大正六年三月二〇日生

右被告人藤崎繁一に対する暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、脅迫、不法監禁、同武居整治、同野村敬文、同吉田喜市、同和田豊に対する暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、脅迫、同橋本林郎に対する不法監禁各被告事件について、昭和二六年四月二三日広島高等裁判所の言渡した判決に対し、各被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件各上告を棄却する。

理由

弁護人山崎今朝彌、同渡辺卓郎上告趣意第一点について。

旧刑訴の公判調書には、公判が公開されたことを特に記載する必要はなく、公開を禁じた場合に、その旨及びその理由を記載するをもつて足るものであること（旧刑訴六〇条四号、尚現行刑訴規則四四条七号各参照）は、当裁判所の判例とするところである（昭和二二年(れ)第二一九号、同二三年六月一四日大法廷判決、判例集二巻七号六八〇頁）。されば本件第一、二審の公判調書に公判を公開した旨の記載のない一事をもつて、非公開の法廷であり、よつて所論違憲であるとの論旨は到底採るを得ない。

同第二点、第三点について。

原判決の認定した、判示第一の所為は正に暴行脅迫の所為に該当し、判示第二の所為も不法監禁の所為に該当することは明らかである。そしてかゝる所為は正当なる争議行為としての範域を逸脱し、また旧労働組合法一条二項の定むる刑法三五条の所定の行為に該当しないことは何れも当裁判所の下記註記判例の趣旨に徴し明白である（昭和二二年(れ)第三一九号、同二四年五月一八日大法廷判決、判例集三巻六号七七二頁）。また以上の場合、団体又は多衆による暴行脅迫は暴力行為等処罰に関する法律一条違反の罪を構成するものであること、並びにそれが憲法二八条に違反するものでないことは何れも当裁判所下記註記判例の趣旨に徴し明らかである（昭和二五年(れ)第六二三号、同年七月六日第一小法廷判決、判例集四巻七号一一八七頁。昭和二五年(れ)第九八号、同二六年七月一八日大法廷判決、判例集五巻八号一四九一頁。昭和二五年(お)第四八一号、同二七年六月二七日第二小法廷判決）。されば論旨は何れも採用に値いしない。

尚記録を調べても、本件につき刑訴四一一条を適用すべき事由あるものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴四〇八条に従い、裁判官全員一致の意見によつて、主文のとおり判決する。

昭和二七年一〇月三日

一〇月三日判決　昭和二六年(れ)第一二〇九号

一〇月三日判決　昭和二六年(れ)第一二〇九号

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一
裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎

昭和二六年(れ)第一二〇九号

弁護人山崎今朝彌、渡邊卓郎の上告趣意

第一点

一、原判決は憲法第三十七条、同八十二条の規定に違反し、公開しない法廷で審理され、その公開されない公判調書などを証拠にして有罪の判決を言渡されたものであるから憲法違反としても、又採用してはいけない無効の証拠を斷罪の資料とした点でも到底破毀を免れないものと信じます。すなわち、

二、原審第一回公判調書以下全部の公判調書と第一審全部の公判調書には「公判を開廷した」とあるだけで「公開して」これを開廷した旨の記載がない。しかも原判決では本件斷罪の証拠として、被告人等及び証人影山峪等の当公廷に於ける供述等を採つている。

三、或は「公判」とは公開裁判という事で、公開裁判を開廷したとあれば公開して公判を開いたことで、一般に各裁判所公判調書に「公開して」と書くのは蛇足重複此の上もない不経済で只公判を開廷したと書けば足りる、否一歩進退して公判調書と表題すれば「公開した公判調書」のこととなり、それで足りると論ずる人があるかも知れぬが、

被告人　藤崎繁一
同　武居整治
同　野村敬文
同　吉田喜市
同　橋本林郎
同　和田豊

四、(1) 公開の裁判、公開の對審は国民の憲法上の基本的権利で、これを嚴重明確に取扱わなくてはならない。

(2) 一般に公判とは民事刑事の裁判審理、口頭弁論と考えられ、非公開秘密裁判の對蹠的のものとは考えられていない。

(3) 刑事訴訟法、刑事訴訟規則裁判所法等でも公判の文字の趣旨は、刑事法廷に於ける審理取調の意味がセイゼイ公開されるを原則とする法廷又は裁判又は審理の意味で、決して公開された法廷又は對審の意味には使用されていない。

(4) 特に刑事訴訟規則第四十四条本文に於て明瞭に、公判調書には同条第四号の「公開したこと」を必要記載事項としていることを注目すべきである。

五、大正四、五年頃かと記憶するが、本件とは逆に廣島控訴院の印刷した公判調書に「公判を開廷した」とのみ書いてあつた事件について弁護人から、調書に「公開した」旨の記載がないということを理由に上告して引續き三件破毀されたことがあつた。正確、具体的に判例を引用できないから参考として附け加えます。

尙右の点に関し御庁第二小法廷に於て目下審理中の被告人我妻勇に係る昭和二十六年(れ)第二九一号收賄上告事件についても、弁護人から同趣旨の上告中であることも附け加えます。

第二点

原判決は法律の解釋適用を誤つた違法がある。

一、原判決は、その理由の冒頭に於て、東洋鋼鈑株式会社においては、同工場従業員により結成されていた全日本金属労働組合山口支部東洋鋼鈑分会より賃金引上要求があり、昭和二十三年十二月初頃から労働爭議となつたこと、同月十七日右分会員中会社側の對案を呑んで妥協せんとする第二組合が組成されたこと、会社は右分会との間にクローズドショ

ップ制の團体協約を締結していたにも拘らず敢えて第二組合を承認したため爭議は激化の一途を辿つたこと、被告人藤崎繁一、同武居整治、同吉田喜市、同野村敬文は右工場従業員で爭議につき分会の最高闘爭委員若しくは交渉委員となつたもの、被告人橋本林郎、同和田豊は株式会社日立製作所笠戸工場従業員で前記労働組合山口支部長、若しくは山口支部組織部長兼教育宣傳部長で右爭議につき分会を応援盡力していたものであること等を判示し、判示第一の事実として、「昭和二十三年十二月二十日午後五時頃から翌二十一日午前七時半頃迄の間、前記下松工場事務所二階庶務課室において經営者側の交渉委員にあつた同工場次長横山甚三、同影山峪製造部長岡田英之助、技術部作業課長吉村幸雄、同工場東京本社総務部長村山敏行等を相手として團体交渉をなすに際し、被告人藤崎繁一、同武居整治、同野村敬文、同吉田喜市、同和田豊は殘留分会派(第一組合)の要求貫徹のため意思互に相通じ右東洋鋼鈑分会員等百数十名をもつて右經営者側交渉委員を取り圍み、多数の威力を示し同人等に對し被告人藤崎繁一は「第一組合に出してある出勤停止の業務命令を撤回せよ、撤回しないとどういうことが起るかもわからんぞ」と机を叩いて申し向け、被告人武居整治は「貴様法律を勉強して我々第一組合を告訴しておるが、告訴しているのは貴様だろう、告訴を取下げろ」と申し向け、被告人野村敬文は「影山おれは今日覺悟している、おれとお前と刺し違えて死ぬる覺悟でおれ」と申し向け、被告人吉田喜市は「貴様第二組合の承認を撤回できぬと書いてみろ、書いたら貴様等の体が危いぞ」と申し向け、被告人和田豊は「第二組合を取消さぬと下松市に血の雨が降るぞ、貴様撤回できぬと書いてみろ、貴様の身体が危いぞ」と申し向け、その要求に応じないときは影山峪はじめ右交渉委員等の身体に如何なる危害を生ずるやも圖りがたき気勢を示し、同人等を畏怖させて脅迫したもの」と判示し、暴力行為等処罰に関する法律第一条第一項を適用処斷した。

二、然しながら、右労働組合は憲法上保障された労働者の團結権に基ずき適法に結成されたものであり、労資が對等の立場に立ち労働条件の維持改善を計るために交渉することを可能ならしめるために、労働者がその團結の威力を利用して

團体交渉その他の團体行動をすることは憲法上認められ、正にこの故に爭議行為が團体交渉の裏付けとして労働者に認められているのである。

三、而して原判決の右冒頭に示されているように爭議中であり、会社側に妥協せんとする第二組合が組成され、会社側は團体協約を無視して第二組合を承認し爭議が激化を辿つている場面に於て、而も判示第一の事実によれば被告人等の属する第一組合に對しては会社側から出勤停止の業務命令が出て居り、告訴もされている状態下に於ける團体交渉中に於ては、爭議が行われているという勢力乃至雰圍気を背後に感じつつこれを利用することは当然のことであるから、「多数の威力を示すこと」自体何等違法のことではない。されば万一労働組合の行為で正当性がないとされるときは刑法を適用すべく、暴力團処罰の目的で制定せられた刑法の加重規定たる「暴力行為等処罰に関する法律」（大正十五年四月十日法律第六〇号）は労働組合の行為に適用さるべきでない。蓋し前述の通り労働組合は適法な團体であつて、従つて組合の威力を示すことは何等同法第一条の不法な威力の使用に該当しないのみならず、凡そ暴力團の如き違法な團体とはその本質を異にするものであるからである。

原判決が被告人等に對し暴力團処罰の目的による刑法の加重規定たる暴力等処罰に関する法律をもつて処断したのはその解釋並びに適用を共に誤り、ひいては労働組合法第一条第二項の規定の趣旨に照し、労働組合運動を彈壓するために濫用されたものと言うべく、結局憲法第二十八条に違反したものと言うべきである。よつてこの点に於ても破棄を免れない。

第三点

原判決は憲法第二十八条に違反した違法がある。

一、原審が確定した判示第一の事実は前記の通りであり、第二の事実は「被告人藤崎繁一、同橋本林郎は工場責任者工場

長横山金三郎が姿を隠して交渉に応じようとせず團体交渉が遂に決裂するに至つたので、局面を打開して所期の目的を達するため、右横山金三郎が團体交渉のため工場に来る迄右会社側幹部である横山甚三等四名の自由を拘束して不法に監禁した」というのである。而して結局原審はかかる爭議行為は正当な爭議行為の範圍を逸脱するもので、労働組合法第一条第二項の適用なしとの判斷の下に被告人等に對し有罪の言渡をなした。

二、凡そ如何なる爭議行為をもつて正当とするかは具体的に個々の爭議につき爭議の目的並びに爭議手段としての行為について判斷されねばならないが、先にも述べた如く爭議が激化の一途を辿つている際、その勢力乃至雰圍気を利用し要求を貫徹することは当然のことである。されば、本件の如く爭議中團体交渉に於ては平和な團体交渉の場合とは異り、長時間に亘り團体交渉が續けられたり、團結の威力を示して使用者側に心理的壓迫を加えたり、相当語気の荒い議論の応酬があつたりすることは爭議行為として当然に許容せらるべきである。まして被告等の組合が使用者側から告訴され、出勤停止の業務命令を受けている緊急なる事態に於て經営者側の責任者がその所在をくらまし、團体交渉に応じない不誠意な擧動に出で、且その交渉委員が誠意のない応答をするならば、その團体交渉は駈引に相当の昂奮を来すことも止むを得ないと言うべく正に被告人等にとつては緊急避難に当る場合である。

三、従つて、仮に、原審判示の如く被告人藤崎繁一が「第一組合に出してある出勤停止の業務命令を撤回せよ、撤回しないとどういうことが起るかもわからんぞ」と机を叩いたとしても、亦被告人武居整治が「貴様法律を勉強して我々第一組合を告訴しておるが告訴しているのは貴様だろう、告訴を取下げろ」と申し向けたとしても、亦仮にその他の被告人等が判示のような意味の言葉を申し向けたとしても、この程度は未だ本件の場合に於て労働組合の行為として正当であると言うべきである。何故ならば、本件に於ては被告人等は「暴力の行使」を為した事実がないし、使用者側は少しも畏怖していないのであり、拒否すべきは拒否し認めるべきは認めるの人格的自由を保持しているからである。仮に、經

営者側の交渉委員等が身体に對する危害を杞憂したとしても、これは何等客觀的妥當性によつて裏付けられたものと見ることは出來ないし、右委員等が畏怖の念に陷つた結果義務なきことを行わしめられた事實もなく、頑として被告人等の要求に應じなかつたものである。

四、從つて、これに刑法を適用すべきでないことは憲法第二十八條及び勞動組合法第一條第二項の刑事上の免責の規定によつて明らかである。凡そ暴力と實力行使とはハッキリ區別されねばならない。相手方の人格的自由と所有權とを認める限り、勞調法第七條にあるように業務の正常な運營を妨害する為の實力行使は正當な爭議行為と認むべきである。團体交渉の席上、語気はげしく要求をぶつつけて机を叩いて難詰する程度の勞働者側の態度を以て、脅迫罪をもつてのぞむべきではない。團体交渉をねばつてついに徹夜し、一晝夜以上に及んだということをもつて不法監禁罪とすべきでない。勞働者側の團結の威力を示し經營者側が心理的壓迫を感じたことをもつて暴力行為等処罰に關する法律に問擬すべきではない。（なお、第一審記錄中第七二八丁以下、山中康雄特別弁護人の「藤崎繁一等に關する不法監禁暴力行為違反に對する特別弁護要旨、原審記錄中第一三二八丁公判調書中の弁護人細迫兼光の弁論、並びに同調書添付の被告人等の最終陳述書參照）。

五、以上を要するに本件の具体的な場面に於て、被告人等の行為は憲法二十八條に保障せられた團体交渉權の範圍内の行為で、その目的、手段に於て正當性を有し、必要止むを得ないと考えられる限度を超えていないから、勞働組合法第一條第二項の刑事上の免責せらるべきものである。

以　上

昭和二五年(あ)第一八五九号

判　決

本籍並びに住居　長崎県北高来郡小江村大字小江下与名三二五番地

農　業

山　口　雅　雄

明治三二年三月一四日生

右に対する業務上横領被告事件について昭和二五年六月一五日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人渡部喜十郎の上告趣意は、憲法違反を主張するけれども、その実質は、刑訴四一一条に該当する事由のあることを主張するに帰するのであつて上告適法の理由にならない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない（第一審判決認定の費消金額合計は、起訴状記載の費消金額の範囲内である）。

よつて同四〇八条、一八二条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二七年一〇月三日

最高裁判所第二小法廷

一〇月三日判決

昭和二五年(あ)第一八五九号

一〇月三日判決　昭和二五年(あ)第一八五九号

裁判長裁判官　霜山精一
裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一

二

昭和二五年(あ)第一八五九号

被告人　山口雅雄

弁護人渡辺喜十郎の上告趣意

一、本件起訴状に依れば被告人は昭和二十四年一月上旬頃より同年八月頃迄の間政府の売渡代金八万七千四百円を業務上保管中前後八回に亘つて勝手にその頃住居地に於て生活費に費消した旨を起訴しているが、右の如き記載は刑事訴訟法第二百五十条第二項の公訴事実は訴因を明示して、これを記載しなければならない。訴因を明示するには出来る限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをしなければならないとの規定に違反し、各罪につき日時、方法、金額を省略して各犯罪事実を特定することを得ず、公判手続に於て訴因確定の為の措置は講ぜられていない。

かかる公訴提起の手続は違法にして無効であるから同法第三百三十八条に従い公訴を棄却しなければならないにも拘らず、第一審判決はその言渡を為さずして有罪の判決を為し原判決も亦之を認容した。

二、仮に右の起訴が適式にして有効であるとしても第一審判決に於て本件起訴に係る犯罪回数七回を超して十七回の犯罪を認定したるは明らかに起訴の範囲を超して審判した。

厳密に右起訴に係る各犯罪のみに限られるを以て、第一審判決の如く起訴犯数を超した犯罪を認定することは刑事訴訟法の原則とする弾劾主義に反する違法である。

原判決も亦右の違法なる第一審判決を認容して控訴を棄却した。

以上何れの理由に依るも原判決は憲法第三十一条に定める「何人も法律の定める手続によらなければその生命若しくは自由を奪われない」規定に違反した違法であつて、右の如き違反は明らかに判決に影響を及ぼす事由であるから原判決破棄の上然るべき判決を求める為、刑事訴訟法第四百五条に従つて上告をする次第である。

以　上

昭和二六年(れ)第二四七一号

判　決

本　籍　茨城県水戸市田見小路六一二番地
住　居　同県筑波郡作岡村作谷
農　業
伊　藤　平　四　郎
明治三五年二月四日生

本　籍　東京都墨田区厩橋四丁目一一番地の一
住　居　同都新宿区角筈一丁目一番地
組合理事長
山　田　新　一
大正五年四月一四日生

右被告人伊藤に対する物価統制令違反、業務上横領、被告人山田に対する物価統制令違反、詐欺、業務上横領各被告事件について昭和二六年三月一五日東京高等裁判所の言渡した判決に対し、各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決中被告人等に関する部分を破棄する。
被告人伊藤を懲役五月に被告人山田を懲役一〇月に夫々処する。

一〇月七日判決　昭和二六年(れ)第二四七一号

但し、本裁判確定の日から三年間右各懲役刑の執行を猶予する。

本件公訴事実中物価統制令違反の事実について被告人等を免訴する。

第一審の訴訟費用中証人泉康通に支給した分を除いて被告人等及び原審相被告人佐々木英夫、上田勉の連帯負担とし、原審の訴訟費用中証人片柳かねに支給した分は被告人等及び原審相被告人佐々木英夫、上田勉の連帯負担とする。

理由

被告人山田新一の弁護人志摩金之助、宮野養之助の上告趣意(志摩弁護人の所論第三点を除く。)は何れも刑訴四〇五条に当らない。被告人伊藤平四郎は上告趣意書を提出しない。

しかし、職権で調査すると被告人等が本件地下足袋を公定価格を超えて取引したという公訴事実(原判示第一の事実)については、昭和二七年政令第一一七号により大赦があつたので、志摩弁護人の所論第三点についての判断をまつまでもなく、刑訴施行法二条、三条の二、刑訴四一一条五号、旧刑訴四四八条、三六三条三号により原判決を破棄し、被告人等に対し、右公訴事実について免訴の言渡をなすべきものとする。

よつて原判決が証拠により確定した右大赦にかからない事実、すなわち原判示第二の㈠乃至㈣の事実を法律に照すに被告人山田の所為中業務上横領の点は、刑法二五三条、六〇条に、詐欺の点は同二四六条一項、六〇条に各該当するところ、以上は同四五条前段の併合罪であるから、同四七条、一〇条により被告人山田に対しては犯情最も重いと認める原判示第二の㈢の罪の刑に法定加重をした刑期範囲内で、被告人伊藤の所為は、同二五三条の業務上横領であるから、所定刑期範囲内において被告人等を夫々主文第二項のとおり量刑処断し、犯情刑の執行を猶予するのを相当と認め、同二五条により、本裁判確定の日から何れも三年間右刑の執行を猶予するものとし、訴訟費用は、刑訴施行法二条、旧刑訴二三七条、二三八条に則り、主文第五項のとおり負担させるものとする。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官平出禾関与

昭和二七年一〇月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二六年(れ)第二四七一号

被告人　山田新一

弁護人志摩金之助の上告趣意

第一　原判決は、本件業務上横領罪の部分につき、各被告人等に対して一様に刑法第二百五十三条（及同第六十条）を適用しているけれども、その部分の判示認定事実によれば、被告人等は本件金円を「被告人上田勉が業務上保管している金の中から」之を支出して横領したものであつて、本件金円の業務上の保管者は被告人上田勉一人であり、其の余の被告人山田新一（等）は、所謂業務上他人の物の占有者ではないのである。（被告人等のこの業務上の占有関係については、理由第二の(一)の詐欺罪の部分に於て一層明確である）

而して業務上他人の物を占有しない者は、刑法第二百五十三条の身分要件に欠けるため、たとえ共犯の関係から之を業務上横領罪に問擬するにしても、単に同条のみを以て処断することは出来ない。即ち、被告人上田勉を除く爾余の被告人に対しては、刑法第二百五十三条の共犯として身分の関係より同第六十五条第二項により、第二百五十二条を以て臨むべきであり、（昭和三年(れ)一二〇〇号、外）原判決が単に刑法第二百五十三条、同第六十条のみを以て処断したのは擬律の錯誤であつて、刑法第六十五条第二項の無視として被告人の不利は明らかであるから、原判決は必ず破毀さるべきものであると思う。

第二　原判決は理由第一において「被告人等四名は共謀の上連盟の業務に関し……地下足袋合計三万足を法定の統制額より合計金三百六十一万五千円を超過する代金五百七十万円にて売渡し」たものとして、先ず物価統制令違反の罪を指定し、ついで理由第二において「右仕入単価が予定より非常に安かつたので、その差額（右超過金）を利得しようと企て之を横

領した。」と断じ業務上横領の罪を指定しているのである。

然し、業務上横領罪の要件としての業務は、法令（又は慣習）上正当なものであることが、論理的に要求せられる。即ち、法令上正当でないものを犯罪成立の要件として（つまり法令が之を）容認することは自家撞着であるからである。（判例業務釈義同趣―昭和一〇年(れ)第五四八号、同一二年(れ)第一八六五号其の他）この趣旨によつて之を観れば、被告人等が連盟の仕事に携わることは、被告人等の業務であるが、それが物価統制令に違反するような場合少なくともその部分は被告人等の業務には属さないのである。（亦連盟の為す資材の斡旋は、所謂業務ではないけれども（後述）仮にそれが業務であるとしても、その違法に繋る部分が連盟の業務に属さないことは又同断である。）これにより、被告人等の本件地下足袋配付行為は業務上横領罪の所謂業務ではないのである。当然、被告人山田新一（等）に係る前記業務上横領罪は成立しない。即ち原判決はこの点について法令の解釈を誤り、従つて法律の適用を誤つた違法あるものとしそれが判決に影響を及ぼすべきことは疑いない所なので、この点からしても原判決は破毀せらるべきであると思う。

第三　原判決は本案公訴請求以来の伝統を其のまま踏襲して連盟の地下足袋配付を無条件に「売渡し」と認定し、それによつて本件物価統制令違反を支持しているのであるが、この認定には遺憾がある。即ち、全日本開拓者連盟は、判示の如く「開拓帰農者団体の都道府県連合体を以て組織した団体であつて、開拓者の利益を代表してその社会的経済的及び文化的向上を計り新農村建設を強力に推進することを以て目的とし、これがために営農及び生活資材の斡旋等（及び、機関紙の発行、関係官庁との連絡交渉など）をもその事業としている」もので、その傘下団体は当然これが経営処理の費用を負担する。連盟はこの如き、開拓者の目的達成の為の組織体である。当然それは一つの運動団体であつて、事業団体ではない。（尚全日本開拓者連盟定款―昭和二三年押第一七四号―参照）そこで、原判決は右連盟の資材斡旋を業務と看做しその地下足袋の配付を売渡しと認定するのであるように思うが（この点明らかではない）が、しかし、この連盟の性格―組織

目的事業等―からは、その生活資材の斡旋が「業務」であり、而して本件地下足袋の配付が「売渡し」であることは、観取もされず、また導き出すこともできないのである。これを個人との対照に於ていえば、人の（寝・食・運動・娯楽・修養・交際等）生きる動作ないし、生きてゆく行動それ自体は、如何なる意味においても業務ではない。この「生きてゆく行動」自体から見れば業務は二義的である。即ち全日本開拓者連盟は、第一義的意味の運動団体―行動団体―個人とすれば「生きてゆく行動」それ自体に相当する団体であつて、二義的の事業団体ではない。即ち、その生活資材の斡旋・機関紙の発行、関係官庁との連絡交渉等は個人の寝食運動娯楽修養等と同趣の行動に他ならないのである。それは業務ではないことであることは異る。即ち連盟の本件地下足袋の斡旋はこの如き性質のものであり、それは決して対他的二義的な、業務でも取引でもなく、又仲介でも取次でも売買でもなく、即ち開拓者の自己活動の一つ或はその出先事務の一つであつて、結局連盟の内部的事務処理に過ぎず、要するにそれの購入代務であつて、その配付は所詮「売渡し」ではないのである。以上はその本質論であるが、又之を実際関係に見ても、本件地下足袋は、連盟が開拓者の要望に応え（記録六冊一四一、一五二丁）判示の如く、「先ずその配給計画をたてて傘下団体の希望を取りまとめ、而して農林省開拓局を通じ開拓者用として特別配給の手続をとり、経済安定本部及び商工省により承認せられて、公文書で割当を受けた」もので、受配者は始めから開拓者であり、その割当は連盟を通じて為されたものである。（五冊五丁其の他）即ち、連盟は開拓者の為めに割当を受け、之を府県団体に事務として分配処理したものであつて、（府県団体は更にこれを傘下各組合に各組合は、又その組合員個々開拓者に、それを連盟と同様な趣意と手順で配付する）これは取引ではなく仲立でも取次でもなく、一つの事務処理であつて、勿論売渡しではない筈である。（工場等が生活物資を購入してその従業員に分与するなどは、全く意味が異る）被告人の供述（三冊二四丁）に於ける「農林省では此の枠の儘各庁府県に渡して、現物に引換えて貰うようにする予定であつた。」「今度一回だけ中央枠で出す手続を

してやる。」「枠を取つたが何時頃出して貰えるか、又価格も尋ねた……卸公定では出せないが、貴方は消費団体だから小売公定で出してやる。」等の言葉にもその意味があらわれている様に思う。

しかし原判決は、之を業務および売渡と認定するのであるが、その根拠は孰れにあるか明かではないけれども、一件記録中にその資料は乏しいように考えられる。或は、記録の随所に「仕入」「売却」「販売」「売渡」「仕入単価」「売渡単価」「売渡値段」等の言葉が散在している、けれども、之等の言葉は悉く「連盟が地下足袋を仕入れて傘下団体に売つた」ことを無条件に前提とする関係に於て使用されているものであつて——既存の事実は後の言葉によつて規定されないので——その前提事実の認定資料としては無力である。併し、強いて求めれば「問、各地方団体に対しては一足幾何程で売渡す話になつたのか。答、其の売渡値段は一足当り一九〇円という事に決定したのであります。」(六冊一五五丁)という様なのがある。これも併し既に売渡しを前提とする問であり、それに対するオウム返し的の答であつて、先に挙げた「枠の儘……」「消費団体だから……」等の供述其の他と照合すれば、矢はりそれは事後の言葉でしかない。が仮に被告人等が真実その様な考えで居つたとすれば何うか。もしも、本件が右地下足袋の配給を被告人等の個人的行為と看做す建前であるならば、右の供述は当然問題である。そして他にも「枠の儘各庁府県に渡して現物に引換えては、手数料も取れないし」(三冊二五丁)という類の供述もあるので、旁々それは、売渡しの認定資料として無価値ではない。けれども原判決は之を連盟の業務に関する行為とする建前であつて、即ち右地下足袋の配付は連盟の斡旋事業として為されたものであるから——而してその斡旋の性格が前記の如くである以上——仮に被告人等が之を売渡しのつもりで居たとしても、存在する実際事としては(他に反証の無い限り)それは矢はり購入の代務として連盟の内部的事務処理でしかないのである。このようにして最早他に資料がないとすれば、結局、連盟の前掲「組織目的事業等その定款記載の所」を以て直に之を業務と断じ、或はその「代金収受——地下足袋配付の事実」其の事自体を無条件に売渡と看做す以外にはない。けれどもその様な知覚

判断的な認定は独断であつて、それは証拠に依らざる事実の認定というべく、仮にそうならないとしても(前掲縷々に徴し)それは重大なる事実の誤認であることは明らかであると思う。即ち斯かる意味に於て原判決は被告人に不利益な違法ある判決として、此の点だけでも又破毀に値すると考える。

第四　終戦によつて、開闢以来の大規模且真剣な開拓が中央の計画に先行して国土の到る処に着手せられ、未だ無秩序混乱の途上開拓者の利益を代表して発足した全日本開拓者連盟は、爾来、或は連合国総司令部に具申し、或は開拓関係立法について国会に働きかけて、開拓者資金融通法の制定を見、或は開拓遂行の障害たる中間勢力を掃滅する等、その他、農林省始め各関係官庁と相携え、日本開拓推進の策源地として如何に重要なそして大きい役割を果して来たか、記録(六冊二〇一—八、其の他)に見える通りである。被告人山田新一は右連盟の最高幹部の一人として、その政治運動の陣頭に立ちつつ一方、その財政部長として之が資金調達の任に当り、やがて意見の相違から財政部長を辞して同部が無くなつた後も尚委員長附なる責任の間接な立場に於て、依然その資金工作を担当(理由前段)としてきたのである。即ち連盟の諸活動は少くとも、その財政面において創業以来被告人山田新一によつて支えられて来たといつても過言ではない。即ち、同人が右資金工作の為に要した直接間接の消費は決して僅少ではなく、又、本件地下足袋の入手が同人一人の奔走にかかる事は判示の如くであり、その成功後の補償約束にあつたにせよ、その間の経費は悉く私費により遂には自己の家屋を担保に供して(六冊一八二丁)これに充て、兎も角も当時闇値四、五百円の品を(七冊五四丁)公定価格で購入することに成功したのである。そして開拓者は之により予定の金額を以て得難き渇望の品を入手し得たのである。唯そこに本件の介在した事は遺憾であるが、しかしこの成果をもたらす迄に要した経費は、その傍系費用(交際的なもの——例えば三冊四二丁など)は除いても、現品引取の為めの九州往復(五冊一三丁)の費用の如き、些細なものまで計上すれば相当額にのぼるのである。元来資金に乏しい連盟のことゆえ、他の被告人等に於てもその運動のための出捐や立替のあることは記録によ

つて窺い得る。けれども、独り山田の場合は、其のうえに上記の如き特殊な関係があるため、他の被告人等とはその負担の程度を異にし、その連盟創設以来の出捐立替をいわゆる傍系をも含めれば、凡そ本件同人の領得分をはるかに超え、殊に地下足袋の関係については、他の被告人等は些かの費すところなきに引きかえ、同人はその奔走者として投資の事実は明らかである。然るに原判決は、各被告人等の「本件金四の大部は連盟の為に支出したものであるから、この部分については領得の意思がなかつた。」旨の主張に対し、「本件の犯行の態様に鑑みれば、本件金四はその全額につき先ず被告人等自身の用途にあてるために、不法に領得したものと認むべきであるから、右の主張は採用しない。」旨を告げ、全被告人をおしなべて、山田新一の上記特殊関係については何等の考慮がなされていないのである。その特殊関係の省みられないことは、同人として不利益である。本件金四の領得事情について、仮に権利という言葉を以てすれば、被告人山田新一と他の被告人等では、特に地下足袋の関係に於て、その金四領得についての権利関係が、量の差ではなくて質の相違があるのである。量の点に於ても、総体的には甚だ懸隔のあることは、繰返す迄もない。されば同人の「不法領得の意思がなかつた」旨の主張は他の被告人等のそれとは根本が違い、少くとも当人の主観としては本件金四に関する問題は専らその立替出捐回収の手段の適否に過ぎないのである。もしも被告人山田に不法領得の意志が真にあつたとすれば、同人は本件の三百六十一余万四を悉くひそかに我におさめ得る自由の立場にあつたことは、記録に徴し明らかである。結局同人は善意の故にそしてその回収の方法が拙であつたが為に、他の被告人等と同視せられるに至つたものであるとも、或る意味に於てはいい得るのである。即ち同人が、奔走の地下足袋が公定価格で入ることになつた旨理事者に報告した際（善意であつたことは勿論で）その環境が清浄であつたなら、同人の当然申受くべきものは流暢に精算せられる事は無かつた筈である。（三冊二八丁其の他）然るにその雰囲気と同気視せられるに至つたのである。が、同人には当然受くべきものがあるので、良心的には他の被告人等とおのずから異るものがあり、上掲「本件金四はその全額につき先ず被告人等自

つき先ず被告人等自身の用途にあてるために不法に領得したものと認むべきである。」旨の判示は、被告人山田新一については肯綮に当らないのである。即ち原判決はこの点審理が充分に尽されていないと思う。

第五　最初から述べて来た種々の事柄を綜合するとき、被告人山田新一に対する原判決の刑の量定は、まず他の被告等との対照に於て不当であり、そして総体的に不当であり、すなわち其の量定著しく不当なるものありと思料する。

以　上

昭和二六年(れ)第二四七一号

被告人山田新一

弁護人宮野養之助の上告趣意

被告人山田新一の本件事実関係

全日本開拓者連盟は戦災者引揚者等開拓帰農者団体の都道府県連合体を以て組織された団体で結成され、昭和二十一年十月七日結成後開拓耕地は四〇万町歩、入植者は一四万戸六〇万人に達したこと。

全日本開拓者連盟の目的は帰農者の経済的及び文化的向上を計るにあり、依つて之に伴い営農及び生活資材の斡旋等を其の事業としていること。

全日本開拓者連盟が結成された以後の業績

連盟は帰農者の資金の面に於て初め政府より開拓者一人当り開拓者資金として金三千円の貸与を受けたに止るものを連盟の運動により一人当り金八万円の開拓資金を受けるようにしたこと、其の外資材の斡旋を為し又政府と北海道庁の二元的の行政を一元的に為すことに成功したこと等。

全日本開拓者連盟の本部は当時東京都新宿区四谷四丁目に設置し、本部には委員長初め常駐常任委員等十七名外に若干名の事務員を置き之等委員、事務員の手当俸給、政府に対する運動資金等は本連盟の組合員より年額二百万円を組合費として集金し、右経費に充当する予算であつたが事実は僅か二十万円程度より集金がなかつたこと。

被告人山田新一の金銭出入関係

被告人山田新一は当時長野県諏訪郡大清開拓団に入植し農地開発に努力していたが選ばれて本連盟の常駐常任委員となる

や、家族と別居し連盟本部に常住し一身を賭して職務に従事していたこと並びに連盟本部に資金が無いため自分の家屋を担保に入れ借財してまで其の費用に当てゝいたこと。

右の事実は本連盟委員長外相被告たる他の委員の供述、証人の証言、被告人山田新一本人の供述によつて明らかな事実である。

一　控訴審においては被告人山田新一に対し物価統制令違反、業務上横領罪、詐欺罪として罰しているが業務上横領罪、詐欺罪については法令の適用に違反している。

被告人山田新一が連盟委員の一人として開拓者の為めに地下足袋入手に奔走したことは当時開拓者の最も渇望する処であり連盟の目的としても当然のことである。最初の計画は闇取引でも入手したいと運動したこと闇取引が失敗に終るや、関係官庁に運動し遂に三万足の地下足袋の配給を受けるに至つたことも記録上明らかである。闇取引の価格は当時に於ては一足五百円前後であつたこと、この価格でも容易に入手できなかつたことも公然の事実であること。

被告人山田新一が各県知事の認可証明書があれば闇価額にて地下足袋が入手でき配給し得られると確信し、連盟の各委員と協議の結果都道府県各地方団体に地下足袋配給のことを通知し其の希望数量を照介したこと、之れに対し各地方団体は希望数量と一足百九十円の割合による代金大半を連盟本部に送金して来たこと。

右の事実は連盟本部が関係官庁より地下足袋配給の許可を受け現物の引渡後に代金の支払いを受けたものでない事実より明らかである。依つて統制価格一足六十九円五十銭連盟が既に収受した一足当り百九十円との差額は当然各連盟組合員に返還すべきものである。仮りに現物と引換に一足当り百九十円を受領したとしても右差額金は当然に連盟組合員の請求あるときは不当利得金として返還すべき性質のものである。

右の事実よりするときは被告人山田新一が横領又は詐欺罪に問われた金銭の帰属者は連盟本部でなく配給を受けんが為

めに代金を支払つた組合員個人である。依つて業務上横領罪、詐欺罪を以て処断する前審判決は法律の適用を誤るものである。

二　刑の量定が甚だ不当である。

被告人山田新一に対し前審判決は懲役一年及び罰金十五万円を科している。尤も懲役刑につきましては三年間の執行猶予の御恩典にあずかつておりますが、他の相被告人との関係上最高御処刑を受けることゝなり刑の量定が甚だ不当であります。

被告人山田新一は開拓者の為めに私財を投じ献身尽力して来たことは被告人の供述により明らかであり、仮りに前審御判決の如く物価統制令違反業務上横領罪、詐欺罪に該当すると致しても、

物価統制令違反の態様を考察しますと被告人は決して連盟組合員以外の者には闇流しをしなかつたこと、其の価額も闇価額の半額にも満たないこと。

関係官庁に対する運動は地下足袋に関して被告人が一身に引受け其の努力に依つて配給を受けられるようになつたこと。

地下足袋の配給を受けた連盟組合員は其の労を謝する者あるも被告人を非難する者のないこと。

以上の事実を考察しますと被告人に多少の金銭的不純な行為はありますが、本件他の被告人よりも最高の刑を科せられたことは刑の量定が甚だ不当であると思われるのであります。

以　上

昭和二五年(あ)第二六四三号

判　決

本籍並びに住居　富山市東岩瀬町一三五番地

会社重役

畠　山　小　七　郎

明治四一年五月七日生

右の者に対する食糧管理法違反被告事件について昭和二五年九月一八日名古屋高等裁判所金沢支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当判所は次のとおり判決する。

主　文

第一審判決及び原判決を破棄する。

被告人を懲役五月及び罰金一五〇〇〇円に処する。

但し本裁判確定の日から二年間右懲役刑の執行を猶予する。

右罰金を完納することができないときは金一〇〇円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

本件公訴事実中小豆に関する食糧管理法違反の点について被告人を免訴する。

理　由

弁護人高井千尋の上告趣意は末尾に添えた書面記載のとおりであつて刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

しかし職権で調査すると本件公訴事実中小豆に関する食糧管理法違反の点については昭和二七年政令第一一七号大赦令に

一〇月七日判決　　昭和二五年(あ)第二六四三号

一〇月七日判決

よつて大赦があつたので刑訴四一一条五号、四一三条但書により第一審判決及び原判決を破棄し当裁判所において更らに自ら判決をすることとし右公訴事実については同三三七条三号により被告人に対し免訴の言渡をする。

なお、第一審判決の確定したその余の事実は各食糧管理法九条一項三一条、同法施行令一一条、同法施行規則二九条一項、罰金等臨時措置法四条一項に該当するところ情状により食糧管理法三四条を適用しそれぞれ所定の懲役及び罰金を併科することとし以上は刑法四五条前段の併合罪であるから懲役刑については同法四七条一〇条に従い犯情重いものと認める精米九斗輸送委託の罪の刑に法定の加重をなし、罰金刑については同法四八条二項に従い各罰金を合算しその刑期及び罰金額の各範囲内で被告人を懲役五月及び罰金一五〇〇〇円に処するが懲役刑については諸般の情状に鑑みその執行を猶予するのを相当と認め同法二五条により本裁判確定の日から二年間その執行を猶予することとし、右罰金を完納することができないときは同法一八条により金一〇〇円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置し、なお当審における訴訟費用は刑訴一八一条一項一八五条に則り被告人をして全部これを負担せしむべきものとする。

よつて裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

検察官平出禾出席

昭和二七年一〇月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二五年(あ)第二六四三号

弁護人高井千尋の上告趣意

被告人　畠山小七郎

第一点

一、原審判決は昭和二四年農林省告示（以下農告と略称）第一三八号を適用しているが右農告は昭和二十二年農告第一九二号を改正したもの（官報掲載）であつて、改正された農告第一九二号は罐詰需給調整の規則で食糧とは全然関係のないものである。改正した告示と改正された告示とは全然無関係であるから右農告第一三八号は無効である。従つて無効の農告を本件に適用した原審の判決は無効である。

三、原審名高裁金沢支部の判決は、右は官報の誤記誤植であるとしているが裁判所は、政令とか告示とかの解釈をなす権限を有するが自己の裁量に於て官報の掲載した字句を誤記であると認定することは出来ないものと信ずる。若し裁判所やその他の第三者が政令や告示の官報の掲載を勝手に誤記なりと解し得るものとすれば官報記載の告示や政令の解釈は、常に浮動的なものとなる危険にさらされるに至る。又特に官報に於て訂正を発表してもせなくてもよいことになる。官報記載の此の如き誤記は之を発した官庁に於てのみ訂正出きるものであつて、其の他のものは勝手に誤記なりと認定出きないものと信ずる。若しそうでないとすると告示や政令を発した趣旨すら改められるに至る危険がある。原審が官報の掲載の字句の誤記であると認定されたのは裁判官に与えられた権限以上に認定したものであつて憲法違反たるを免れない。

第二点

原審の判決は本件の精米九斗及び精米八斗の輸送違反事実に対して昭和二十二年農告第一九五号及昭和二十四年農告第

一三八号を適用しているが右告示は何れも精米の輸送違反に全然関係のないものであつて、原審の判決は適用出来ないものを適用している重大な違法が存する。

第三点

原審判決は被告人のなした昭和二十四年十月十三日頃の小豆の輸送違反に対して昭和二十二年十二月三十日農告第一九五号を適用しているが既に改正された告示は之を適用する要なきものであつて不必要な告示も適用しているのは違法であると信ずる。

右上告する。

以上

昭和二五年(あ)第二八一〇号

判決

本籍　兵庫県城崎郡日高町日置四四番地の四七

住居　京都市下京区中堂寺北町二八番地

米国第二十二C・I・D翻釈主任

泥川達平

大正四年四月二二日生

右の者に対する収賄被告事件について昭和二五年九月一六日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。』

理由

弁護人大津山定起の上告趣意について。

所論は原審において控訴趣意として主張されず従つて原判決の判断に含まれていないことについての主張であるから適法な上告理由とならない。のみならず原判決に所論のような憲法違反の点のないことは、当裁判所の判例（昭和二二年(れ)第四八号同二三年五月二六日大法廷判決及び昭和二三年(れ)第四三五号同年一〇月六日大法廷判決並びに昭和二六年(れ)第五四四号同年九月一四日第二小法廷判決）に照らしてみて明らかである。

一〇月七日判決　昭和二五年(あ)第二八一〇号

一〇月七日判決　　昭和二五年(あ)第二八一〇号　　二

なお記録を調べてみても刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて刑訴四〇八条、一八一条に従い、裁判官全員一致の意見を以て主文のとおり判決する。

昭和二七年一〇月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井　上　登

裁判官　島　保

裁判官　河　又　介

裁判官　本　村　善太郎

昭和二五年(あ)第二八一〇号

弁護人大津山定起の上告趣意

第一点　原判決は、憲法第十四条の「法の下の平等」の原則に反し、且つ同法第三七条の「公平な裁判所の裁判」でない。

一、本件犯罪を惹起した原因である青木次男の食糧管理法違反事件につき考察するに、其の犯行たるや自家用白米二升という零細な反法行為であり、其情状も亦、記録上憫諒すべきものがある。然るに、本件被告が之に対し、便宜、寛大な措置をしてやつたことの謝礼として、饗応することの情を知り乍ら当時同検察庁勤務検察事務官岡本博と共に云々とあるも、本件被告の青木次男に対する措置は請託の有無に拘わらず、事案の措置としては当然妥当の処置であつて、何等非難すべきものでない。扨、本件につき問擬せられている饗応の点について考察するに、（第二回公判調書二二丁及び同裏面）裁判長は被告人に対し「問　青木次男に対する食糧管理法違反被疑事件について便宜、寛大な処置をしてやつた謝礼の意味で、山口栄一方で饗応を受けたのか。答　饗応を受ける情を知りませんでしたが、山口方で青木の弟云々等の話を聞いて、ああそうかと思つたのでありまして、謝礼として饗応を受けることは考え及びませんでした」と斯く供述し、（一件記録二六丁）「問　すると、青木の件について山口宅で会合が催されているというのは、答　全然思いませんでした。特に、青木に結び付けて考え及びませんでした」と斯く率直に当時の心情を吐露し居り、「当時の同僚岡本博と共に、其の友人なる山口栄一方に於て饗応を受けたり」という訴因第一の事実に於ける被告の主観的犯意は、欠如し居るものといわねばならない。然るに、被告と同一立場にあつた検察事務官岡本博に対しては、別件に於て、「犯罪の証明なし」として無罪の判決言渡があつたことは記録上明らかであり、同人に対し本件については、起訴すらなかりしものである。此の点につき、裁判所は「同人（岡本）と山口栄一とが、平素極めて昵懇の間柄にあつたという

被告人泥川達平

個人的関係から、特別に明確な請託がない限り賄賂性が肯認されない」と一蹴したけれど、「特別に明確な請託」なる措辞、甚だ不明確であり、デリケートである。

然らば、常時検察関係者に懇意な（親近）交際関係に在る者は、何れも常に斯種の犯罪に関し、犯罪性を阻却せらるる甚だ不公平な結果を来し、極言すれば憲法第一四条「法の下の平等」の規定に反するものといわねばならない。

二、第二事実、山岡義夫の昭和二十二年政令第百六十五号進駐軍物資不法所持違反事件についても、同一立場であつた当時の同僚である検察事務官赤松俊男に対しては、公訴の提起すらなく、只赤松に附和随行した本件被告のみ起訴し、裁判したるが如き、事検察に属するも国家全体の統一体として之を観るときは、至公、至平なるべき司法の使命に反するものといわねばならない。又、極言すれば憲法第一四条「法の下に平等」の原則に反するものといわねばならない。

以　上

昭和二六年(あ)第二八七号

判　決

本籍並びに住居　東京都台東区日本堤四丁目一八番地
薪炭商
野　津　秀　次　郎
昭和四年三月一八日生

右の者に対する食糧管理法違反被告事件について昭和二五年六月二二日東京高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

被告人野津秀次郎の上告趣意について。

論旨は結局寛大なる処置を乞うというに帰し、上告適法の理由とならない。

弁護人田中秀恵の上告趣意について。

当裁判所の判例に従えば、犯人の処罰は憲法一四条にいわゆる人種、信条、性別、社会的身分又は門地による差別的処遇ではなく、特別予防及び一般予防の要請に基いて各犯罪各犯人毎に妥当な処置を講ずるのであるから、その処遇の異なることのあるべきは当然である。事実審たる裁判所は、犯人の性格、年齢及び境遇並に犯罪の情状及び犯罪後の情況等を審査し

一〇月七日判決　昭和二六年(あ)第二八七号

てその犯人に適切妥当な刑罰を量定するのであるから、犯情のある面において他の犯人に類似した犯人であつても、これより重く処罰せられることのあるのは理の当然であり、これを目して憲法一四条の規定する法の下の平等の原則に違反するということはできない。(昭和二三年(れ)四三五号同年一〇月六日大法廷判決)。論旨は、原判決が被告人の社会的身分につき不利益な点のみを強調して利益に考慮さるべき身分を無視したのは憲法一四条に違反するものであると主張するのであるが、所論のように被告人に同情すべき事情があつたとしても、原判決はこれ等の点と(原判決は所論のようにこれ等の点を無視したのではなく、「本件記録に現われて居る諸般の情状に照らし原審が被告人を懲役四月に処したのは相当であつて」と判示している)、同人が食糧管理法違反の前科によつて処せられた罰金を完納しない内に再び同じ罪名によつて起訴され保釈中更らに本件犯行を敢てしたこと等を綜合考量して、同人に実刑を科することを相当と認めたのである。原判決に所論のような憲法違反の点のないことは、上記の判例に照らして明らかである。論旨は理由がない。

なお記録を調べてみても刑訴四一一条を適用すべき事由も認められない。

以上の理由により刑訴四〇八条、一八一条に従い、裁判官全員一致の意見を以て、主文のとおり判決する。

昭和二七年一〇月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　本村善太郎

昭和二六年(あ)第二八七号

被告人　野津秀次郎

被告人の上告趣意

大変御迷惑をおかけ致し誠に申訳御座いません。私の父は過去二十年来、東京浅草にて薪炭の小売を営業致し現在でも左記の処にて薪炭商を営み、細々乍ら一家六人生活を致して居ります。父の一生の内にはすぐる明治四十三年の吉原の大火、大正十五年の関東大震災、また〳〵今度の大戦争により三月九日浅草、四月十六日川崎と戦災に二度あい、一家六人着のみ着のまゝの生活にて兄の入隊を迎えました。

戦時中は経済の安定により、日々を三人の勤めにより光を求め働いてまいりましたにもかゝわらず、敗戦により物価は上り父の病気兄の未帰還により生活は貧しく、私の意志にて勤務先の中央電信局を辞職致し船橋の遠縁にあたる八百屋へ見習に行き泥まみれに働きました。でも私と致しましても、若い身空で八百屋よりも綺麗な身形でお勤めの方がよいのですが、家を思い身を殺し商の方へ進みました。敗戦により経済の不安を来たし、遅配欠配、その都度甘藷を買い、汗の結晶にて米を買う余裕も出来自家食糧しまいには親戚の分までと思い月に一度ぐらい買いにゆきましたが、親戚の方々には何時もお世話になつて居りますので利損益にはかゝわらず義理で持つていつたのです。

もとより家の親戚など金持ばかりですので、私の心盡しの食糧など何んのたしにもなりません。せめてもの恩返しと思い持つてまいりました次第で御座いますが、国民全員が配給にて賄わなければならない現状なので、私の良心(此の時はです)に咎なかつた、悪くも法律により二十三年罰せられました。この時は売買の目的など毛頭なく自家用と義理とで買いにいつたのです。

このことを犯かしてから船橋の方もやめ、親戚方の協力で薪炭商を始め私が全部仕事を致し病身な父は名義だけでした。春ともなれば商売も閑になり叔父の世話にて化粧品の外交を致しました。其の頃二十三年の罰一万五千円の内五千円が未納でしたので矢のやうな催促、支払わなければ労役場との事、支払う金は御座いましたが商にさはりますので、又期日もありましたのでうんと努力し田舎の方が出廻つていないと聞きましたので、田舎へ外交しに行き委託で売つて戴いたりしました。或委託店でどうしても米で持つていつてくれと言いますので、私が去年の事を話しますとそんな事は何万人に一人だ、現に家から駅迄は十分足らずで自転車ならゆく、駅前の茶店へゆけば買つてくれると家まで紹介してくれましたので、それもそうだと思ひ若気の致りでやつてしまいました。後で考えて見ますと、利用されていたのです。

商品の代金を受ける為に違反物資を運搬し、其の件にて千葉にて罰を犯かしましたが、親戚方に借金致し保釈させて戴きました。にもかゝわらず罰金、借金など考え去年の未納期間も迫り留置場内で知り合つた闇屋さんとの話しを思い出し、自暴自棄になり保釈後五六日して彼を尋ね、十二、三日悪道に走り、不当利益を六千円程得ました。この時はこんなに楽々利益を得悪いのだらう、悪いから罰せられるのだと悪いと知りつゝやり、今度の違反を犯しました。

勾留期間三十日其の間すべてが不自由でした。家人が面会に来ても何一つ不自由がないと言いきり、その癖知人にはねだりこの家人には心配事はいつさい相談しないのが私の欠点なのです。この欠点がなければ一回目の違反にて立派に食いとめ、現在なんの悩みもなく生活致して居られますが、再三の違反にて裁の庭に立つて居る次第です。出所後不安な気持で薪炭商を営み公判を迎えました。公判の際あやふやの返答を致しましたのは、私は少々吃りにて悪い〳〵と思つて居りますと、何一つ言えず、裁判官の誤解を受けました。又犯罪理由を聞かれました時、誰れでも動機と言ふものが御座いますので、最初から吃り〳〵話さうと致しましたら、最初の事でも千葉の事でもない今度犯かした事だと怒られ、いろ〳〵理由も御座いましたが商売でやつたのですとはつきり答えました。殺人犯人でも人をたゞ殺すでしようか、其れ〳〵の理由があるから殺すのです。

其の結果が四ヶ月、十二、三分の審理、三十秒の判決、私はなりゆきにまかせ留置場へ這入りましたが、十四日目兄が保釈してくださいました。

翌二十六日千葉公判にて。

判検事様の厚き御同情により最低の罰金で済み、一家一同喜び居り、現在では大和運輸へ勤めておりますが、去年の十一月父病気の上に局限性腹膜炎をやり、十二月より三月いつぱい社の方を休ませて戴き、この四月より出社する事になつております。いづれにしましても罰は罰ですが、家人の控訴理由は前途ある青年を前科者にする事は忍びないとの事、又私と致しましても前にものべましたように心配事は一言も言わず、嘘をついても住込で良い職が見つかつたとか、船員にでもなつたとか言う理由で刑を務めて悩みをなくそうかなどと子供魂のやうな馬鹿な考えなど致し誠に苦しき次第で御座います。

私としても刑を務める覚悟はして居りますが、弟妹を思いますと弟妹等は子供ではなく、妹は高校を卒業し英文科へ、弟は中学二年、私などは前途なく予備隊受検も前科者にては駄目との事ですが、私より前途ある弟妹に、その兄が刑務所へいつて来たなどと暗い蔭をもたしたく御座いません。又私と致しましても兄として勉学ば弟妹より劣つて居りますが、世の善悪には説教の一つぐらい出来ます。それも出来なくなり、違反以来一年半いろ〳〵悩んで居りますが、何時もこの件でいつぱいで勤めも商も落ちついて出来ません。この件が済み次第勤めか商かを定める心算です。

又我が家の現在の収入は兄会社員七千円、私が大和にて五千円、薪炭商にて今の処冬で御座いますので約七千円、薬と言う程でも御座いませんが、不足の分は何時も伯母さん方に戴いて居る次第です。私も犯した罪には何時も経済破壊、不当利益にて非常に悔いております。

又裁判所より通知が来る度に家人が心配致して居りますが、なあに大丈夫だ〳〵と言つて居る次第で御座います。

何卒再三の違反にて誠に申訳御座いませんが、何卒御寛大なる処置をお願い致します。

以上

弁護人田中秀惠の上告趣意

原判決は被告人をその社会的身分により差別し憲法第十四条により保障されたる平等権を侵害していると思料される。

一、原判決を精読するに被告人に対し執行猶予の恩典を与えないのを相当なりと判断せられたる理由の重点は「被告人が食糧管理法違反罪によつて昭和二十三年十一月龍ヶ崎簡易裁判所で罰金一万五千円に処せられ、其の罰金も完納しない内に昭和二十四年十月八日頃精米一俵を許可なく輸送したため同罪によつて同年十月十三日千葉地方裁判所佐倉支部に起訴され保釈中本件犯行を敢行した」即ち換言すれば斯種事犯の常習者であるとの判断にある。そしてこの見解は第一審判決は勿論、原判決全体を一貫して流れていることは異論のないところと考えられる。

二、社会的身分の高下、大小、貴賤によりその責任亦自ら大小、軽重の判断を受けること自体については原則的に何等異議はない。然し、原判決が被告人の不利益にのみその同種前科或いは同罪により起訴せられ保釈中との社会的身分を強調し、その利益に於てはこれを全く無視している点に於て異議があるのである。すべて国民は法の下に平等であつてその人種、信条、性別、社会的身分等により差別されないことは憲法第十四条に明記せられているところである。利益不利益を問わずその身分に相応する判断を受けてこそ差別なしと言えるのであつて、利益不利益の何れか一方に於てのみ社会的身分を云々するならば身分によつて差別を受けることなしと言う平等権を侵害するものと言わざるを得ない。この点に於て原判決が差別的観点に立つていることは前記の如く「龍ヶ崎簡易裁判所に於ける罰金一万五千円の未完納」「同罪により千葉地方裁判所佐倉支部に起訴され保釈中本件を敢行」した被告人に対しては執行猶予は不相当であるというが如く判示して先ず被告人をその身分によりその不利益に強調しながら、次で被告人の経済的窮迫の程度を判断することなく当然被告

被告人　野津秀次郎

人の利益に考慮さるべきその身分を完全に無視している点に於て明かである。

三、被告人は昭和二十三年十一月龍ヶ崎簡易裁判所に於て食糧管理法違反事件により罰金一万五千円に処せられたのであるが、この罰金が過重であつたと思料されるのである。当時同裁判所に於て被告人が該犯罪を敢てするに至つた原因動機、境遇、年令、家族の状況、資産状態、二回に亘る戦災、生活環境、社会事情等を充分に斟酌せられたならば恐らくは軽い罰金を以て処断されていたものと思料されるのである。父は病身であり兄と被告人が粉骨砕身、一家の柱石として働いても一家の収入は合せて漸く一万数千円に過ぎず、之を以て父の医薬代弟妹の学資一家の生活費税金等を支弁するに於ては一万五千円の罰金は到底完納し得べくもないが、被告人は自己の犯した罪であるから漸く一万円は納付したが残額五千円を如何にしても納付できない為に悪いこととは充分に知り乍ら更に本件犯行を敢てし又千葉地方裁判所佐倉支部に於ける犯行と再三同種の犯行を繰返すに至つたものである。罰金を納めんが為に之が金策の方法として他種或いは同種の犯行を反覆するというが如きことは断然許さるべくもないことは固より言を俟たない。然し乍ら、若し龍ヶ崎簡易裁判所に於ける罰金にして被告人の完納し得る額であつたならば第二回、第三回の違反は犯さずに済んだであろうと考えられるのである。

一家を挙げての一ヶ月の収入漸く一万数千円の中から一万五千円の罰金を直ちに完納するに於ては、一家の生計は殆んど不可能であり、現下の経済的状勢に於ては其の生存は動物的意義における一応の生計を樹て得るに過ぎないものであることは多言を要しない。さればこそ、此等諸般の事情を斟酌された結果であろう、千葉地方裁判所佐倉支部に於ては罰金弐千円の御寛大なる御処断を以てすまして頂いているのである。其の犯罪内容を比較して見るに、佐倉支部に於ては精米五七瓩一〇〇瓦の無許可輸送であり、龍ヶ崎簡易裁判所に於ては玄米六十瓩の無許可輸送であつて其の間に殆ど遜色はないのである。

四、被告人に対し其の前科ありとの身分を論ずる以上、僅少なる収入の中から罰金を完納し更に家族が最低たりとも身分相応の体面を保ちつつ生活して行かねばならぬ被告人の窮状についても当然考慮さるべきであり、単に同種の前科あり或いは保釈中なりとして片付けらるべきではない。

又、実刑執行の効果を思えば、被告人の服役中は一家の生計は壊滅的の打撃を蒙るのであり、斯る点に於てこそ其の経済的観点から身分が強く酌量されなければならないのであるが、原判決はこの点にさしたる思いを致したる跡はないと思料されるのである。被告人の性格、経歴、年令、犯情等を仔細に検討すれば、被告人に対し実刑を科すべき何等の必要を発見し得ないのである。単にその前科あり或いは保釈中との身分を不利益にのみ援用して執行猶予を与うべからずとしているのである。

五、されば、原判決は被告人の身分に対する差別的観念に基き執行猶予を拒否しているものであつて、憲法第十四条に違反し破毀を免れざるものと信ずる。

以上

昭和二六年(あ)第一二四八号

判　決

本　籍　朝鮮全羅南道麗水郡麗水邑東町五番地
住　居　札幌市白石一条一丁目二番地　金子英次方
会社員　金　東　海
大正一一年九月二七日生

右の者に対する窃盗被告事件について昭和二五年一二月二〇日札幌高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人庭山四郎の上告趣意は、憲法一四条違反を主張するけれども同法条所定の事由によつて被告人を差別待遇したことを疑うに足る資料は記録中どこにも存しないから違憲の主張はその前提を欠くものといわなければならない。また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二七年一〇月七日

最高裁判所第三小法廷

一〇月七日判決　昭和二六年(あ)第一二四八号　一

裁判長裁判官　井上登
裁判官　島保
裁判官　河村又介
裁判官　本村善太郎

二

昭和二六年(あ)第一二四八号

被告人　金東海

弁護人庭山四郎の上告趣意

原審は右被告人の量刑不当の控訴趣意に対し、第一審判決を破棄して執行猶予の言渡を為すことなく控訴を棄却した。右は日本国憲法第十四条に反する違憲の裁判であるから、破棄を免れない。

(一)　以下の事実は本件記録を通じ殊に第一審公判調書の記載に徴し明白なことであるが、

被告人が原審相被告人林鐘善と共謀し、昭和二十四年十月十日午前四時、札幌市南一条西七丁目所在札幌帆布有限会社に於て、綿帆布二包を窃取したことは、被告人が警察検察庁以来自白している事実であつて洵に明白である。

(二)　然し乍ら原審に於て、控訴趣意書にも此を謳つていて明白なことであるが、

(イ)　本件は現行犯であつて、被告人が逮捕されたとき盗品は直ちに被害者に還付されていて、本件窃盗の被害は皆無であること。

(ロ)　本件犯行は主犯である相被告人の勧誘によるものであつて、被告人は受動的な幇助者的役割を果したものに過ぎないこと。

(ハ)　被告人には前科なく、悪事を働いて警察検察庁の取調を受け起訴猶予等となつたこともないこと。

(ニ)　未だ年少者であつて、長く大きい前途を持つているものであること。

(ホ)　現在洋服仕立職として眞面目に生業に従事し、改悛の情が顕者であること。

等の情状が被告人について存在する。

(三) 右の如き情状に於て、若し被告人が日本人である場合は、殆ど間違いなく破棄の上執行猶予の判決があつたものと考えられる。然るに拘らず、原審に於て此のことのなかつたのは、被告人が朝鮮人であることに依るものとの他考えようがない。何となれば日本在住朝鮮人が多く犯罪を為し、遵法精神も乏しいとの世評が広く行われて居り、原審も此の世評に雷同していると考えられるからである。

(四) 然し乍ら日本国憲法第十二条は、凡て国民は法の下に平和であつて、人種、信条、性別等によつて政治的、経済的関係等に於て差別されない旨規定している。

未だ講和条約の成立していない現在、朝鮮は我国の版図であり、朝鮮人は我国民である。又右法条に、所謂政治は極めて広義のものであつて、国権の作用中司法権の作用を含むものと考えられる。されば人種による裁判上の差別は、右憲法の法条に反し、原審判決は破棄を免れないと信ずる。

以　上

昭和二六年(あ)第一二六二号

判　決

本　籍　東京都千代田区麹町五丁目三番地
住　居　同都世田ヶ谷区上北沢一丁目四二九番地
東京都主事
綱　島　芳　蔵
明治三八年八月二三日生

本　籍　東京都台東区浅草千束町二丁目四六一番地
住　居　同区三輪町八九番地
歯科医師
平　出　勇
明治二八年一二月二三日生

右両名に対する麻薬取締法違反被告事件について昭和二六年二月七日東京高等裁判所の言渡した判決に対し、原審弁護人進藤誉造、同水野久から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件各上告を棄却する。

理　由

弁護人進藤誉造の上告趣意は、末尾に添附の別紙記載のとおりである。

一〇月七日判決　昭和二六年(あ)第一二六二号

昭和二六年(あ)第一二六二号

弁護人進藤譽造の上告趣意

原判決は憲法三六条に所謂残虐刑罰である。

一　この事件の事実は、一件記録で極めて明かな様に1被告人綱島は吉原病院勤務の東京都主事で、被告人平出は病院の近くに戦前から歯科医をして居たので、同病院在勤者で歯の病む者は殆んど皆同医師の治療を受け、被告人綱島もその一人で懇意の間柄であつた。2被告人平出としては、俸給生活者の綱島に対して実費程度で治術してやり度い考えから、塩酸コカイン（単に一回分の使用量である）があれば痛まない様にすると言つた処、被告人綱島としても本当に実費でやつてもらつて居るのだから、自分の家にあるものを簡単に持つて行つたのである。3すぐ治療を受けて使用してしまえばなんでもなかつたのだが、当時被告人平出方は現住所に新築移転直後で、工事未完成の為診療室其他の検査も保健所から受けて居らないので正式開業が出来ず、又被告人綱島も出張其他の関係で治術を受ける事が延びて居たのである。4其後工事が完成したので下谷保健所に申出でて検査を受けた際、保健所員は麻薬の事には何の関係がないので黙つて居ればそれですむ人だのに、正直な被告平出は本件のコカインには前述の事実を自から進んで告げた処、保健所員はそのまゝ帰り都の麻薬係へ話し検挙となつたというのが本件である。

二　右事実以外の事があつたとすれば、都の麻薬係からの強迫又は指示によつて、答申書にかき入れ又は供述したものであります。それは麻薬係が、この程度では検事の処で千円程度の罰金で裁判所が執行猶予にするからと言われた為である。

被告人　綱島芳藏
同　平出勇

弁護人進藤譽造の上告趣意

原判決は憲法三六条に所謂残虐な刑罰である。

一　この事件の事実は、一件記録で極めて明かな様に1被告人綱島は吉原病院勤務の東京都主事で、被告人平出は病院の近くに戦前から歯科医をして居たので、同病院在勤者で歯の病む者は殆んど皆同医師の治療を受け、被告人綱島もその一人で懇意の間柄であつた。2被告人平出としては、俸給生活者の綱島に対して実費程度で治術してやり度い考えから、塩酸コカイン（単に一回分の使用量である）があれば痛まない様にすると言つた処、被告人綱島としても本当に実費でやつてもらつて居るのだから、自分の家にあるものを簡単に持つて行つたのである。3すぐ治療を受けて使用してしまえばなんでもなかつたのだが、当時被告人平出方は現住所に新築移転直後で、工事未完成の為診療室其他の検査も保健所から受けて居らないので正式開業が出来ず、又被告人綱島も出張其他の関係で治術を受ける事が延びて居たのである。4其後工事が完成したので下谷保健所に申出でて検査を受けた際、保健所員は麻薬の事には何の関係がないので黙つて居ればそれですむ人だのに、正直な被告平出は本件のコカインには前述の事実を自から進んで告げた処、保健所員はそのまゝ帰り都の麻薬係へ話し検挙となつたというのが本件である。

二　右事実以外の事があつたとすれば、都の麻薬係からの強迫又は指示によつて、答申書にかき入れ又は供述したものであります。それは麻薬係が、この程度では検事の処で千円程度の罰金で裁判所が執行猶予にするからと言われた為である。

一〇月七日判決　昭和二六年(あ)第一二六二号

弁護人進藤譽造の上告趣意書記載の論旨について。

所論は、憲法第三六条違反を主張する。然し憲法第三六条に謂ゆる「残虐な刑罰」とは、不必要な精神的、肉体的苦痛を内容とする人道上残酷と認められる刑罰を意味し、被告人の側から見て過重の刑、必らずしも「残虐な刑罰」ではなく、裁判官が普通の刑を法律において許された範囲内で量定した場合は、右の「残虐な刑罰」に該らないし又、法定刑の種類の選択又は範囲内の量定不当を指すものでもないことは当裁判所大法廷の判例とするところである。（昭和二二年(れ)第三二三号同二三年六月三〇日大法廷判決、昭和二三年(れ)第三四八号同年九月二二日大法廷判決、昭和二三年(れ)第二八一号同二五年二月一日大法廷判決参照）それ故論旨は採用の限りでない。

同上申書記載の論旨について。

所論は、事実誤認、法令違反、量刑不当の主張で、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。なお、記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二七年一〇月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登
裁判官　島保
裁判官　河村又介
裁判官　本村善太郎

三　軽い罰金でそれが執行猶予だとすれば、被告人綱島は起訴されて休職となつても必ず復職が出来、失業者とはならなかつたのである。検事も同情して体刑丈け求刑したのに、一審裁判官が罰金を附加したのである。それでもこの罰金に対して執行猶予をつけたなら、被告人綱島の従来の忠実な勤務振から復職が出来たのに、これを附さなかつたので復職は困難となつたのである。斯る小俸給生活者に、而かも再犯の憂がないのに、右の程度の事件に付、就職困難な現在失業させて一家の安泰な生活を奪う様な原判決は、控訴趣意書に陳述した理由と相俟つて残虐も極と言わねばならぬ。

上申書

原判決は著しく正義に背反すること次の通りであるから是非共破棄され度い。

理由

原判決は判決に影響する重大な事実の誤認又法令の違反があつて、刑の量定が甚しく不当となつた。

一　事実の認定も法律の解釈も、凡て実験則又は社会通念に則らねばならぬ。一件記録上及麻薬取締法第二条に照し、両被告人間には譲渡し又は譲受けの事実がない事は、三つ子でも容易に知り得る極めて明瞭な事実である。

二　麻薬取締法では、所持、交付、譲渡し、譲受けと判然明定している（第三条）。原判決の様に交付も譲受も何等変らぬと解するとすれば、法律が用語を区別する必要はない。何れか一つの用語で足りるのである。弁護人提出の控訴趣意書の表現が、施用の一任又は所有権移転の有無等の用語を用いた為、原判決が事実判定の過誤に陥つたものだと思われるのであるが、被告人綱島は被告人平出に所有権も移転し、又被告人がこれを譲受けたものでは勿論なく、又単純に施用を一任したものでもない。即自分の歯の単に一回の治療の為に持参したに過ぎない。持参したとき治療が出来なかつたので治療する迄預けたのである。即強いて麻薬取締法の用語にあてはめれば、被告人綱島は交付し、被告人平出は所持したという可きもので、麻薬取締法に限らず一般に刑罰法の精神は斯る程度のもの迄罰せねばならぬ必要はないのである。

三　況んや危険の最低度の塩酸コカイン一瓦で何の危険もなく、値段にしても四十円以下のもので、被告人等に何等の反社会性はない。又第一審判決も認めて居る様に、再犯の憂は絶対にないのだ。少くとも往年の一厘事件と同一に処理すべきである。

四　麻薬取締を厳重に励行せねばならぬ建前から考えても、若し斯るもの迄罰せねばならぬとするならば、この取締法の様に各場合を極めて具体的に規定した立場からは、当然同法十二条に交付を受けた者と明定したに相違ない。

五　原判決の解釈は、被告人等を罰せねばならぬという前提に基いて牽強附会をしたのである。平出に対しては他の法条で、綱島に対しては交付又は所持で罰し得られるのである。牽強附会の敢て譲受け譲渡の観念を拡張する必要はないのである。

六　其の他控訴趣意書及前記上告趣意書等の全部此の点に援用する。

以上

昭和二七年(あ)第一六九六号

判　決

本　籍　茨城県水戸市裡二丁目一三四五番地
住　所　同所（当時東京拘置所在所）
革草履製造販売業　綿引　貢　明治四四年六月五日生

右の者に対する強盗殺人、同未遂、放火、住居侵入被告事件について昭和二六年一二月二七日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。
当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

被告人の上告趣意について。

論旨は結局原審の事実誤認を主張することに帰し適法な上告理由とならない。

弁護人松尾菊太郎の上告趣意第一点について。

死刑が所論憲法一一条、一三条、九七条及び三六条の規定に違反するものでないことは、所論引用の当裁判所の判例に照らして明らかである。論旨を精読してみても今これらの判例を改める必要は認められない。若しそれ死刑が憲法九条の規定

一〇月七日判決　　昭和二七年(あ)第一六九六号　　二

に違反するという主張の如きに至りては、単に名を憲法違反に藉るのみの攻撃に外ならない。それ故所論いずれの主張も採用することができない。

同第二点について。

論旨は刑訴四〇五条の定める上告理由にあたらない。

なお記録を調べてみても刑訴四一一条を適用すべき事由も認められない。

以上の理由により刑訴四〇八条、一八一条に従い、裁判官全員一致の意見を以て主文のとおり判決する。

昭和二七年一〇月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井　上　登

裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　本　村　善太郎

昭和二七年(あ)第一六九六号

被告人の上告趣意

被告人　綿　引　貢

右私は昭和二十六年五月二十九日、水戸地方裁判所にて強盗殺人、放火未遂事件にて極刑を受けました者で、控訴致しました高等裁判にても三回の裁判にて第一審通りの判決極刑を受けました、私は第一審も第二審もの極刑の判決に対し全部納得が出来ません、理由も有ます、左記に納得の出来無い事を申述べます。

一、事件は金策の結果であります、結局取替の付かぬ世論に甘じ鮮な気持で喋て終つた、訊た事や新聞で見た事を嘘でも何んでも喋て了つたもので私は馬鹿で、第一審の通に高等裁判に趣意書を提出して了つたので、後で幾等考ても納得が出来る訳も有りません、此の点を申述べましたから、最高裁判長殿の涙有る御調を御願ひ致します。

二、高等裁判所に申上られぬ訳を申述べます、理由は私は金策の結果、首途実家に廻た傍ら却て遅くなり明日出直す覚悟で行て了つた、妹の実家では早くも寝て了つたか、今晩はと言たが変事もしませんので一反帰途に付き懸道迄で来たら丁度先方より今晩と云ふ人があつた、私は遠慮なく哀赦して一度は軽く断つたが避難い相手と知り乍ら、隠居い泊て明日帰る様に私も一諸に行て頼んでやると云ので行て了つたが、寝て起ず、誘導した相手が金策の早途はボロ類だと言い私にボロを呉れた、僕は後から行くから外で待つてゝ呉れと頼まれ私は外で待つたが仲々来ません、ので、寒いし夜遅くなるし外より声を掛ても相手の気配もなく、家内は寝として誰も居りませんでした、私は何も知らず、に家に帰るつもりで無中で懸道に出た頃、相手がいや遅なと言つて其の儘道路を横ぎつて山の方に行き、遅いけど僕の処に泊つて行きなさいと云つたけれども、私は月夜だから帰ると云つて軽く断つたのです、ぢやボロは遺から自転車に荷で帰る様にねと相手の甘言に私は何も知らず貰つて帰つて来たのです。

三、私は此の様な極刑を受けては幾等考へても訳も訳らず精心的にも精心監定もせず、私はボロは貰たが此の判罪を調て預のは茨城県那阿郡三美の小森ふゆ宅の協の家の人とも思し、本家の小森新松か、夜で声は訊た事の有るものです、此処に隠た犯罪が有のです、今考へると新松がやつて置て朝早く出仕事に出掛て行つたものか、人様の話には其の朝に限て早く山に行て終つたと近所の言人も沢山有ります、近所にて訊ても良く判ります、吾れ乍ら精神路性観測無きを誓て係官の皆々様に先づ現状の御推理を仰ぎ奉り、紙上一重に御調査御願ひ申上る者であります。

四、私は大宮地区に検挙され、第一回の起訴状を判事殿の独続に間違ないかと言に、私は一諸には入つたが殺人には覚も無と答い、ボロは貰て来ましたと断りました処で、傍で竹村検事さんの訊問には貴様がやつたに違へない、今に見と恐しい目で睨み、今に見貴様を殺してやると、私も随分検事て恐しい人だと応答も出来ず黙て閉散した、附添の警官も傍で驚き控室に来て了つた、私も悲憤の涙が惨んで止らず警官も同情して呉れた、私も恐さに横死を遂て妻子の冥福を祈りたかたのです、私は刑事、検事に生れて始めて恐いと思ました、此の儘では殺されて終うと思つて嘘でも何でも喋て了つたのであります、此の点申述べます。

五、擬問の長岡村植農の闇ブローカ又氏に誘導されドブロクが買ると言のので、私は仕事の帰り又氏の宅に一諸に行き、酒を飲でドブロクの話が出て私も少々買いたいと言と、よし買つてやる、一諸に行けと云て来た処が木村氏の宅でした、其の頃雨が降つて来たので軒下に掛込だ、二人伴酒に酔い軒下より今晩と二言三言云つたが返事もないので、雨は降つて来たし其の儘酔いつぶれて居たのです、私は良い気持で休で居たら、又氏は座敷から綿引君と言のに私は吃驚して起上つた、座敷の中は電気が明るく座敷には誰も居りませんでした、又氏がドブロクの亀を見つけて、飲かと口を亀に付けたら亀が丸のでころがて了つた、二人伴飲きにも成らず只私はぶる〳〵と顫て折りました、又氏は簞笥をこじり中よりボロを一、三点取り出し、之れでも持てちまいと私に其のボロを呉たのです、表で待てゝ呉れと頼まれて私は内心表で顫い乍ら待て

居りました、一寸遅て又氏が棒切を持て出て来ました、其の儘又氏の宅に行き酒を呑で別れる時又氏はボロは水戸で売て呉と頼まれました。

六、事件は木村夫婦が疑問と思います、私等が見時は蒲団を敷て寝て居り不思儀や此処に隠た犯罪が起てるのです、極端に言ば一軒家ぢや有るまへし、客観的に言いば自己を観て他殺なら妻きくが大声で大助を求め諸難より悩がれ、主人の一大事を見捨てゝ置く道理も有ません、此の点が納得が出来ませんと思います。

七、それが症拠に証人調の話にも私等が見た時と同じ蒲団を着てたのが、証人の話には蒲団もなく丸裸で寝て折たのです、証人により確信自証したのです、私も不思儀だと思ひます、計画的自殺遺死と思ます、此処を良く調て頂き責任は此の点を申述べます者也、証拠品に裁判所は仕事帰のバールが、又氏は私の自転車より取て置忘たので刑事さんがたでは証拠にして居りますが、又氏は簞笥をバールでこじ明たと言つて折ましたが、何より証拠に血液一ッ付いてる道理も更になし、全く調た刑事、検事の悩天誘導訊問に過ぎません、此処に無茶苦茶な罪状を押付たのです、又氏は棒切で殴たが血の出る程は殴りません、余り木村夫婦は闇売するので懲すやうに殴てやつたのだらうですと言つてゐた、事件後又氏は酒を飲過ぎて三、四ヶ月後に死んで終つたのです、問題の事件は余り私をせめず木村の妻きくを良く調て下さい、願はくば事件も判らず伴、私の真実も御調べ下さい、何も判る筈ですから御願申る者がありま す、私は又氏に訊た事を明瞭に申述べたのである。

八、併し其の当事木村宅では大闇屋で、何んでも御座れと米麦類でもドブロクに至る迄闇流をして折り、証拠には新築に立派な倉庫を建て同々と闇やブローカをして折つたし、此処には東京で無者迄も有た事は確です。

近所でも疑て折たのです、法律は此の大罪にも抱はらず法規して居ります事は誠に遺憾と存じます、此の点を裁判所に良く納得の出来る様に御願ひ致します。

九、警察にて精心的誘導訊問に依り、事件の事も私は犯さない事も、刑事さんは調書として書いて有りますが、私は詳細に最高裁判所に申上る者であります、高等裁判所は何も訊ずに裁判を却下して終つた点も御調べ下さい。

此の証処に足跡も調べの通り新聞でも大きく出て居ります、足跡も二、三人も有ますし指紋も二、三人もあります、全く意外です、それで私の指紋等は何処にも有りません、何卒此の点が納得が出来ませんし最高裁判所の御願ひ致す者であります。

十、右の被害者側でも判る道理もなし、私がボロを貰つて有つた為に犯人では無かと疑がられ、私顧人さいも訳も訳らず、狐に馬鹿されてる揺で世の中て変な夢でも繰返して居る揺であります、夢では無かと眼を些末のです、此の時の驚は神様に告揺も御座ません、何卒裁判長殿の御親頼を神駈て、人民の幸福の為にも私も祈つて居ります、私も老身乍ら先の無い年長者です、明日の事も知らぬ老身は儘ならず、影が身映り通して哀歓する次第で御座ゐます、私も今度と云ふ今度は修身の底の底から快心致して居る者で有ります、何卒此の修身の身を救て下され度く、私は修窮に全身を顫して立派に更正し悔悛の道を鮎みたいと清い心に誓つてゐるのであります。

十一、私の環境を左に申述べます、私は大東亜戦争には烈外の戦災に逢つた事も二、三回もありました、家庭も少々は困りました故、金策に行きました結果此の様な有様であります、家族が一増と困て居ります、又、妻は朝夕な神仏に誓つて居ります、妻は子供の為に痩て骨と皮に成つて、女の仕事では喰に喰得ず身に成る者は何一つ喰得ず、当今は物価が高くて本当に可愛想です、何卒裁判長殿の補助命下さい、生活に苦しみ妻子等を御助け下さい、妻の手紙には一字一字が眼一パイの泪です。

悲戦争が破撃である、私も戦争中は日夜の別なく国の為に尽し人民の本望を尽した、私も誤望の一商人職業者でした、私が金策に起因し妻子の生命生活を保証し、未完成の子供教育に義務遂行する丈の義務があて、此の責任を法は果して被

告人の小供を成人完遂して呉れるでせうか、出立労苦も水泡に帰した、忍耐深い裁判長殿の人間愛情に優て不感症気味な私一家を御救下さい、生活は困つて今は日夜喰や喰で、妻子三人は泣て夜も寝られず妻は暗いうに神仏に詣て居ります、妻の反撃が眼に映り、今一番教育に大切な学校小供迄も泣顔も見せず心で泣つて痩せ、驚く程可愛想に骨と皮に成て働て居りますが、夜も更に遅迄内職に母親の苦闘嘆願に、私は眼一パイ泪を溜て泣て了ふのです、絶対に惨酷な宣告を二度も三度も気絶を繰返さぬ揺に助命嘆願を御願申上る者であります、私はボロ類は貰つた品物ですし、裁判所では強盗殺人、放火未遂事件では御座いません、私はボロの品物であつた為に疑ひを受けた物あります、疑て警察調書や、検事調書に乗つて判決を下すのは不当と存じます、絶対に惨酷な宣告を二度も三度も、気絶を繰返さぬ揺に私の真実を何卒良く御調を願ひ御寛大の御審を御願ひ致します、予て無事の罪には及び、また疑は不当と思ひます、何卒納得出来る裁判を心に掛て誓つて居ります者であります。

何卒〳〵、御調の程を神一位に掛て御頼申上る者であります。

以上

弁護人松尾菊太郎の上告趣意

第壱点　原判決が、本件被告人に対して死刑を言渡した第一審判決を容認したのは、まさに憲法違反の裁判であると思料する。

日本国憲法は、人類普遍の最高原理に基いて、民主主義と平和主義を根幹として、制定されたものである。だからこそ、その前文において主権在民を、高かに宣言し、第九条において、思い切つて戦争抛棄を宣言し、更らに第一一条以下において、強く国民の基本的人権の尊重不可侵の大原則を宣言したのであつた。

この大原則は、いかなる国民と雖も、社会の一員として、その人格的存在即ち生存を認めることが、前提とされていることは、敢えて云うまでもないことである。もとより人類の生存を外にしては、如何なる法律も、如何なる道徳も、はた又如何なる宗教も成り立つものではない。すべてこれ等のものは、人類の生存あつてのことで、生存を否定しては、天下何ものもないのである。

ところが死刑は、いうまでもなく、尊厳な人類存在の根元である、生命そのものを永久に奪い去るものであるから、たとい統治権の作用である、刑罰権の行使としても、死刑を科することは、叙上憲法の大原則に違反することになるのである。

然るに、死刑は漸次制限緩和せられつゝあるとはいうものの、世界の文化国家と称せられる多くの国々の法律が、未だ全くこれを廃止し得ないのは何故であろうか。それは全く死刑のもつ威嚇力を過信し、応報的正義感の満足に外ならないのであつて、別に大した科学的な根拠があるものではない。

以下死刑がわが憲法上認められない理由を述べて見よう。即ち㈠憲法第一一条は「国民は、すべて基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられる。」第一三条は「すべて国民は、個人として尊重される、生命、自由及び幸福追及に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。」第九七条は「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これ等の権利は、過去幾多の試練に堪へ現在及び将来の国民に対し侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」と規定して居る。死刑は、基本的人権の不可侵を侵すものであり、又個人の尊重を無視するものであるから、明かに死刑は憲法違反の制度となるのである。㈡次に第三六条は「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対に禁ずる」とあるが、死刑は暴力を以て、国民の生命を奪うものであるから、この残虐刑禁止の原則に反するものとして、憲法上認むることができない。㈢第九条は「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを抛棄する。前項の目的を達するため陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と平和主義の原則を規定し、国家的価値の絶対性を否認し戦争否定の平和主義に立脚する憲法は、その当然の結論として、実質的には国家的価値の絶対性の上にのみ可能な死刑はこれを否定するものといわなければならない。

最高裁判所は、昭和二二年㈨第一一九号同二三年三月一二日大法廷判例（判例集第二巻第三号一九一頁）及昭和二四年㈨第三三五号同二六年四月一八日大法廷判例（判例集第五巻第五号九二三頁）は、共に死刑は憲法に違反しないと判決したのである。判決理由は、憲法第一三条の生命の尊重には「公共の福祉に反しない限り」という厳格な枠をはめている」そして「死刑の威嚇力によつて、一般予防をなし、死刑の執行によつて、特殊な社会の根元を絶ちこれをもつて社会を防

衛」することができるから、「公共の福祉のために死刑制度の存続の必要を承認したものと解せられるのである。」というのである。しかし同条によつて死刑が正当化されるためには、死刑の威嚇力によつて、犯罪を防止し得るという論証だけでは足りない。死刑が行われなければ、犯罪を防止し得ないこと、言い換ゆれば死刑の存在が、公共の福祉のために絶対に必要であることを論証しなければならない。

もつとも死刑の威嚇力は、一般に高く評価されているのであるが、統計的実証的研究は、何等の保証も与えていない。これまで死刑を廃止した数国について、死刑廃止論と廃止後との、殺人罪の件数を統計的に研究した結果は、その前後によつて増減を見ないのであるから、死刑が右判決にいうが如き、一般予防の効果があるかどうかは、極めて疑問といわなければならない。

次に判決は、「刑罰としての死刑そのものが、一般に直ちに同条（第三六条）にいわゆる残虐な刑罰に該当するとは、考えられない」というけれども、人間が人間を殺すのだからこれ以上残虐なことがあるであろうか。木村亀二教授の言葉を借りて云うならば「若し死刑が残虐でないという人があるならば、彼は精神的欠陥者たる嗜虐性精神倒錯であるか、又は人間でない」のである。（法律タイムズ第一四巻二〇頁）

又判決は憲法第三一条を引用して、「公共の福祉のためには、法律の定めた手続によれば、刑罰により人の生命を奪うことが許される」ように解しているようだが、同条は、第一三条第三六条によりて当然制限を受けなければならないのであるから、これを以て、死刑を憲法上正当化する根拠には、なし得ないのである。

されば叙上最高裁判所の判決にいう、死刑存置論は、結局その理由がないことになるので、右判例は変更されなければならないものと考える。して見ると、原判決が、被告人に対し死刑を言渡した第一審判決を、たやすく、容認したのは、憲法違反の裁判であるから、原判決には、刑事訴訟法第四〇五条第一号の事由があるものと、思料するのである。

第弐点　第一審判決は、その判示第二の二の事実に対し、刑法第一〇九条第一項の既遂を以て処断したが、これは未だ審理を尽さなかつたものと云わなければならない、けだし該判示事実の後段には「人は蒲団死体、畳等の一部を焼き、暫くの後前記六畳の床板に燃え移り、同個所の床板約一尺四方を焼燬した」旨の判示はあるけれども、右判示だけでは、未だ該家屋の一部を焼燬したものとは限らない。して見ると放火は未遂の程度であつたというべきであろう。

尤も原判決は「畳等を焼き」と判示して居るけれども、畳建具等は、取引の通念において、建物の一部と見ないで、独立の動産と見られているので、畳類を燃したゞけでは建物の一部を燃やしたことにはならない。又「床板に燃え移つて、同個所の床板約一尺四方を焼燬した」とあるから、床板に燃え移つた火は、床板以外の介在物によつて燃えつゝあつたのか、それともその介在物を離れて、床板は独立して燃えつゝあつたのか、右判示だけでは明かでない。若し前者の状態に過ぎなかつたとすれば、未遂の状態であることが明かであるので、判決ではこの点を明かにすべきであつたのに、漫然刑法第一〇九条第一項の放火既遂の刑を適用した第一審判決には、審理不尽の違法があり、而して漫然これを是認した原判決も亦同様の違法があることに帰するものと、云わなければならないものと、思料するのである。

以　上

昭和二七年(あ)第二五六七号

判　決

本　籍　滋賀県彦根市丸野ノ末町二番地
住　居　京都市上京区西賀茂今原町一番地　岸本喜三郎方
無　職
岸　本　忠　三
昭和五年九月一九日生

右の者に対する詐欺被告事件について昭和二七年三月一七日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。
当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人河和金作の上告趣意中には、憲法違反並びに判例違反を主張する部分があるけれども第一審判決挙示の証拠によれば優に本件詐欺の事実が認定し得るからいずれもその前提を欠き理由がないしその余の所論及び被告本人の上告趣意はすべて刑訴四〇五条の上告理由にならない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二七年一〇月七日

一〇月七日判決　　昭和二七年(あ)第二五六七号

一〇月七日判決　昭和二七年(あ)第二五六七号

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　本村善太郎

昭和二七年(あ)第二五六七号

被告人　岸本忠三

弁護人河和金作の上告趣意

第一点　原判決は憲法第十三条に反する。

原判決が認容した第一審判決を綜合すると、被告人と本件詐欺事件被害者山崎真一との間には以前から月末払の約定で靴に関する取引が行われていたこと、今回の中古靴の売買についても被告人も山崎も右同様の月末払で代金の決済をなすことと諒解して取引が行われたことは明かである。（註一）

然るに原判決は右被告人と山崎との間の右のような慣行を無視し（註二）、被告人が本件靴の売買に当つて、たまたま「家の者に見せてくる云々」と山崎に云いながら之が返答を為さなかつたことを捉えて、山崎もその点には関心をもたず（売買契約締結の動機とはしていない）、従来の取引のごとく唯被告人の月末払の代金提供を待つていたところ（山崎は告訴もしていない）、検察当局が右両人の売買に介入し、裁判所また詐欺罪を以て問擬したのである。

およそ私人間の取引においてその当事者の自主的意思を尊重し、国家はそれが公共の福祉に反せざるかぎり、之に干渉介入を為さないことは、憲法第十三条の法意と解するところ、本件において前記両人の慣行ならびにその意思を無視し、被告人の（家の者に見せてくる云々）の片言（山崎も重点を置かぬ片言）を捉えて本件を詐欺罪を以て論じたことは、右憲法に反すると云わねばならない。

註一、第一審の被告人の供述ならびに証人山崎真一の証言参照。

註二、かかる慣行は勿論有効であり、法令と同一の効力さえも持つ。（法例第二条参照）

第二点　原判決は判例に反する。

原審が認容した第一審判決は、被告人が被害者山崎に対して「家の者に見せてくるから云々」と述べたことを目して、右山崎に対する欺罔手段であると認定し、為めに山崎は本件中古靴を被告人に交付したと判示しているのであるが、その認定の基礎となつた証拠のうち、右山崎の証言によると、山崎は被告人の右の言葉があつたことを以て売渡し（交付）の動機としたのではなく、従来月末払で取引していた被告人が靴を買いに来たのだから今回も月末までに代金支払があると信じて靴を交付したものと認められる。（註三）

果して然らば、被告人の判示所為は、之を以て直ちに、右山崎において真実の売買なりと錯誤を起し財物交付の原因となつたものということはできない。

すなはち原判決は、詐欺罪においては欺罔手段とこれによる相手方の錯誤と財物の交付との間に相当因果関係の存在を要するとする判例に反するといわねばならない。（註四）

註三、本件記録三九、四〇丁、山崎証人の証言参照。

註四、例えば、東京高裁昭和二四㈫第一六三四号、同二五、三、三〇、刑事一〇部判決。

第三点　原判決は著しく正義に反する法令違反並びに事実の誤認がある。

原審の認容する第一審判決は、被告人は本件靴代金七百円（実は五百余円）支払の意思、能力がなく「家の者に見せてくる云々」と被害者山崎に対して述べたことを以て欺罔手段なりと認定しているが、右山崎が被告人に靴を交付したのは山崎において従来の取引のごとく代金は月末払と考えた為であつて、右被告人の言葉にまどわされたものではないこと、前述のとおりである。

すなわち、被告人の右所為を以て詐欺罪を認定するに足る欺罔手段ということはできない。

然りとすれば、本件において詐欺罪を認定するには、被告人において如何に努力するも月末まで右代金を調達する能力

なきか、或いは最初より代金支払の意思なきかを明確にする証拠の存在を要するわけであるが、第一審挙示の証拠によるも、右何れの点をも明確にするには不十分である。（註五）

抑々、有罪判決に附する理由のうち証拠の標目として挙げるものは、之を以て犯罪事実を立証するに十分のものでなければならないのにかかわらず之を果さず、原判決の認容する第一審判決は「事実の認定は証拠による」（刑事訴訟法第三一七条）とする法令の適用を誤つたものであつて、為に被告人に有罪の言渡をすることは著しく正義に反するものと云うべきである。

註五、被告人の公判廷における供述も「親から金は貰える」趣旨が窺われ、黄証人の証言も、被告人は最初より売買の意思があつたと認められ、他にこれを左右するに足る証拠はない。

而して右のような証拠を以て判示犯罪事実を認定したことは、正に正義に反する事実の誤認と云わなければならない。

よつて原判決を破棄し、無罪の判決相成度し。

以　上

被告人ノ上告趣意

本詐欺事件ニツキマシテ当時私ノ住所ヨリ壱丁離レタ近所ニ居リマス靴商山崎真之助氏ヨリ中古靴ヲ七百円ニテ月末支払ノ約束ニテ買求メマシタ。山崎氏トハ従来ヨリ修膳ヲ依頼シタリ又靴ヲ買求メタリ数度ノ取引ガ御座イマシテ、都度月末ニ支払フ約束ノ下ニ支払ツテ来マシタ。今回モ従前通リノ約束デ昭和二十六年五月十四日買求メマシタ。同月十六日午前一時頃友人宅デ遊ンデ帰宅中淋シイ道ヲ歩イテ居リマスト警羅ノ警官ニ尋問サレ身体検査ヲサレタ際質札ヲ数枚所持シテ居リマシタノデ警察ニ連行サレ、買ツタ靴ヲ同日入質スルトハ詐取スル目的デアラウ、詐欺ダト言ハレ私ハ当時友人西野進吉氏ノ「アパート」ニ同居シテ居リマシタノデ世話ニナツテ居ル関係上、西野氏ガ五百円程ノ金ガ急ニ入用デ困ツテ居ルノダ、何トカ都合ガ出来ナイカト言ハレ出来レバ四、五日融通シテ呉レト頼マレマシタガ、私モ急ニ都合ガ付カナイノデ買ツタ靴ヲ一時ノ融通ニト思ヒ出シ入質シテ西野氏ニ問ヒ合セマシタト言訳ヲ致シマシタガソンナ内容ノ問題ハ取リ上ゲズ、唯買ツタモノヲ直グ融通スルノハ初メカラ詐取ノ目的ニ相違ナイト断定サレトヤカク言訳ヲスルヨリ素直ニ認メテ置ケハ早ク帰シテヤル、コンナ小サナ事件デハ絶対ニ起訴ニモナラン故、ヲ前ノ為メダト言ハレルマヽニ早ク帰リタイ一心デ警察デ言ハレル通リ認メマシタ。検事ノ調ベノ時モ若シ前言ト反シタナラバ帰ツテカラノ警官ノ反感ヲ恐レ起訴にはならないト言ハレタ事ヲ信ジ警察ノ通リ認メマシタラ案ニ反シテ起訴サレマシテ初メテ警察官ニダマサレタコトニ気付キ後悔シマシタ。

勿論コノ事件ニ対シテハ山崎氏ハ何モ知ラズ警察ニ呼ビ出サレ、ヲ前ハ詐欺ニカヽツタノダ、被害届ヲ斯ノヤウニ向ヒノ代書デシタヽメテ出スヤウニト下書ヲモラツテ警官ノ文案通リ被害届ヲ出シタノデアリマシテ本人ノ意思デハ御座イマセン。私モ山崎氏モ警察ノ意ニ反シテハ後ガ恐シイト思フ心裡ハ同様デ今思フト残念デナリマセン。法律知識ニ暗イ私等ハ事由ガ

ドウアラウト買ツタモノデモ支払前ニ融通ヲスレバ詐欺ニナルノカナート半信半疑デ居リマシタ。

然シ取引ノ約束ハ月末払ダノニ月末ニモナラナイノニ詐欺トハ又ドウシテモ思ハレズ、山崎氏ノ法廷ニ於ケル証言ノ如ク従前ノ取引デ何時モ月末ニハ相違ナク支払ツテ居リマス。若シ之ガ警察ニ調ベラレズニ月末ガ来テ従前通リ支払ツテ居レバコンナ面倒ナコトニナラズニ済ンダノニト永イ自己ノ苦シミト不運ヲ歎ズルノミデアリマス。

尚、警察デモ検察局デモ、ヲ前ハ住所不定ダ、無職ダカラ支払能力ガナイト断定サレマシタガ之ハ本人ノ意思能力ヲ無視シタ一方的独断解訳ト思ヒマス。私ハ実家ガ多人数ノ割ニ狭イノデ叔母ノ家ニ同居シテ居リマシテ義理ノ叔父武田義雄方ニ同居シテ通勤シテ居リマシタガ武田ト仲違シテ一応実家ヘ帰リ実家ヨリ通勤ヲ初メマシタガ狭イノデ友人ノ西野氏ガ「アパート」ニ一人デ住ンデ居リマスノデ話合ノ上同居スルコトニナリマシテ武田ヲ出テ実家ヘ帰リ又西野氏ヘ同居シタノミデ、事件発生当時マデ約弐ケ月同居シテイマシタコトハ西野ノ証言ノ如クデ決シテ住所不足デハ御座イマセン。無職トナツテ居リマス点ニ付キマシテハ私ハ市内ノ「ボイラー」取付修膳請負業佐藤吉次郎氏方ニ雇ハレ通勤シテ居リマシテ当時仕事ガ重労働ノ為メ健康ヲ害シテ休ンデ居ツタダケデ雇傭関係ヲ断ツテハ居リマセンコトハ雇主佐藤氏ノ法廷ニ於ケル証言ノ如クデアリマス。

支払フ意思ガナイトハ本人ノ意思ヲ無視シタ一方的断定デ金額ニシテ七百円、仮リニ私ニ能力カナイトシテモ市内ニ両親モ居リマスシ無理ニ詐欺ニセナクトモ警察ヨリ親ニ知ラセレバ解決ガ付ク筈デ御座イマス。現ニ私ガ拘留中父ガ之ヲ聞イテ靴代金ハ山崎氏ニ支払ツテ居リマス。事件ハ兎モ角、山崎氏ハ何等被害ハアリマセン。裁判所デモ山崎氏ハ若シ期日ガ来テ本人ガ支払ツテ呉レナクトモ親カラ支払ツテモラフツモリダカラ何等心配シテ居ラサカツタト証言シテ居リマス。

月末払ノ約束ニツキマシテモタマ〳〵山崎氏ヘ行ク途中顔ナジミノ台湾人黄富華ト会ヒ話シナガラ山崎氏ノ店頭マデ同道シタ黄ノ証言ノ如ク山崎氏モ月末払デ気持ヨク売渡シタト言ツテ居リマス通リデ御座イマス。

以上ノ如ク私ハ決シテ靴ヲ詐取シヨウトシタコトハ御座イマセン。何卒各証人ノ証言記録御調査ノ上無罪ノ御判決下サイマス様伏シテ御願申上マス。

以上

昭和二七年(あ)第二五六七号

被告人　岸　本　忠　三

上告申立書記載の被告人本人の上告趣意

本件詐欺事件判決事由に被告人は住所不定であり且つ無職なるが故に支払の意思も能力もなき故との理由で体刑の判決を受けましたが之は本人の意思や能力を無視したる一方的な判決と存じます。

本件は古靴壱足僅か六百円で買受たるを支払能力なき故詐欺なりと断定されましたが之に対し被害者と称する山崎氏や靴屋まで同道なしたる黄富華の当時法廷に於ける証言や又住所不定無職に対しましては当時の雇主の佐藤氏及西野進吉氏の証言記録御調査の上何卒無罪の御判決あらんことを御願申上ます。

以　上

昭和二七年(あ)第三〇一三号

判　決

本　籍　佐賀県藤津郡吉田村大字春日三三二五番地
住　居　佐賀市赤松町城内三六番地　塩田治郎方（当時土手町拘置支所在所）
店　員　山口敏信　昭和五年七月一日生

右の者に対する窃盗被告事件について昭和二七年五月七日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人秀島敏行の上告趣意は末尾添付の別紙書面記載のとおりであつて、これに対し当裁判所は次ぎのように判断する。

原審で昭和二七年五月二日午前九時の第一回公判期日が被告人の私選弁護人秀島敏行に通知せられた形跡の認められないことは論旨のいうとおりである。所論はこれを憲法第三七条違反だというのであるが、その実質は、原審のかかる刑訴二七三条違背を強調するに過ぎないものというべきであつて、同四〇五条所定の上告理由に当らない。そして、記録によれば、被告人は原審で初め弁護人を私選しない旨回答しながら、被告人の為めに弁護人が国選せられ、被告人及び国選弁護人の双方から控訴趣意書の提出があり、国選弁護人に右公判期日の通知が為された後になつて、新らたに弁護人を私選しているの

一〇月七日判決　昭和二七年(あ)第三〇一三号

であり、同公判期日には、さきに私選弁護人の選任によつて一たん解任された国選弁護人が再任せられたのであるが、同期日に出頭した被告人はこれに対し何ら異議の申立もせず、また同弁護人は同公判で被告人及び国選弁護人の控訴趣意書は勿論、弁護人の選任届と同時に提出せられた前記私選弁護人の控訴趣意書に基ずいて弁論してあり、原判決もまたこの三者について適確な判断を与えているし、更らに判決言渡期日たる同月七日午前九時の第二回公判期日は右私選弁護人にも適法に通知せられているのに、同弁護人よりは弁論再開の申請等の申立もなく、原判決は同弁護人出頭の上同公判で言渡されたことが窺われる。かかる事情にして認められる以上、たとい原審訴訟手続に前記のような刑訴二七三条違背があつたにしても、それは未だもつて原判決破棄の理由と為すに足らないものというべきである。

その他記録を調べても、本件につき同四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて、同四〇八条により、裁判官全員一致の意見で主文のように判決する。

昭和二七年一〇月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　本村善太郎

弁護人秀島敏行の上告趣意

被告人山口敏信に対する窃盗被告事件について福岡高等裁判所は第二審として第一審判決と同様の有罪判決をした。然しながら此の裁判は憲法第三十七条の規定に違反し、又は少くとも刑事訴訟法第四百十一条第一項第一号にいはゆる判決に影響を及ぼすべき法令の違反があり、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものであるから当然破棄されるべきものであると思料する。

被告人は昭和廿七年四月十三日弁護士である秀島敏行を弁護人に選任し、その連署の弁護届は同弁護人の控訴趣意書と共に即日速達郵便によつて福岡高等裁判所に提出され、翌十四日迄には之等の書類は右裁判所に受理されたものと信ずる。本弁護人は同裁判所よりの公判期日通知を待つうち、同年五月二日附で同年五月七日午前九時と指定された公判期日の通知書を受領したので被告人の為め刑の執行猶予情状その他の弁論準備をして右期日に出頭したところ、その日は被告人に対し刑の宣告が為され、終に弁論を為す機会を与へらなかつたのである。当時、被告人その他廷吏等について本弁護人が調査したところ、本件については同年五月二日国選弁護人某関与の上、公判審理を終結してゐたことが判明したのである。

本弁護人は本件第一回の公判期日の通知書の送達を受けておらず、前記期日は正に第一回の公判期日であると信じて出頭したのに突如判決の言渡か行はれてしまつたのである。公判期日は弁護人に通知しなければならないことは刑事訴訟法第二百七十三条で明らかである。而して同法第二百八十九条第二項の規定は弁護人が出頭しないとき、又は弁護人がないときは裁判長が職権で弁護人を附しなければならないとあるが、本件は弁護人がなければ開廷することができない場合であることは勿論であるが、裁判長が職権で弁護人を附しなければならないのは弁護人が選任され、適法な届出が為されてゐながら正

被告人　山口敏信

当な事由がなく出頭しない場合、又は全然弁護人が前以て附されてゐない場合に限られるのである。而も本件では早く弁護人選任があり、正式書面も提出されてゐるのであるから、裁判所は必ず本弁護人に対し第一回の公判期日通知を為さなければならなかつたのである。而もその通知が為されず、正式連署の弁護届を為した本弁護人を無視し弁護権行使の機会を与へなかつたのは弁護権の不法な制限であつて、憲法第三十七条に違反するものと思料する。又正式届出のある弁護人を公判審理に関与する機会を与へなかつた原審の公判審理並に判決は前記刑事訴訟法に定めた重要な規定に違反したものであつて、少くとも前記同法第四百十一条第一項第一号により当然破棄さるべきものである。

以　上

昭和二七年(れ)第一三〇号

判　決

本　籍　朝鮮全羅南道莞島郡青山面東村里
住　居　大阪市生野区南生野町二丁目三七番地
洋裁職　川上正夫こと　河　成　永
大正一一年一月九日生

本　籍　滋賀県甲賀郡土山町大字南土山乙一四六番地
住　居　大阪市阿倍野区播磨町西一丁目六一番地
会社員　林修こと　土　山　忠　雄
大正三年九月二一日生

本　籍　島根県飯石郡三刀屋町大字給下一五〇八番地
住　居　兵庫県西宮市東浜町八三番地　松下正克方
日雇人夫　山　根　政　則

一〇月九日判決　昭和二七年(れ)第一三〇号

本　籍　徳島県美馬郡半田町大字曾我谷三九一番地
住　居　大阪市西淀川区佃町三丁目七〇番地
工　員　田中新市　明治四四年三月一日生

本　籍　奈良県磯城郡多村大字千代番地不詳
住　居　大阪市生野区東桃谷町三丁目三八一番地
綿製造販売業　加井元　明治四二年八月一五日生

右被告人河成永、土山忠雄、山根政則、田中新市に対する詐欺、被告人加井元に対する詐欺幇助各被告事件について昭和二六年四月一七日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告人河成永、加井元の弁護人上辻敏夫の上告趣意（後記）は、結局単なる訴訟法違反の主張に帰し、被告人土山忠雄の弁護人沖源三郎の上告趣意（後記）は、結局原判決の量刑非難に帰し（刑の量定が著しく不当であるからといつて、憲法にいわゆる公平な裁判所の裁判でないということは当裁判所屢次の判例である。）被告人山根政則、田中新市の弁護人井上吾郎の上告趣意（後記）は、いずれも原判決の事実認定又は量刑の非難を出でないものであつて、すべて刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年一〇月九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤悠輔
裁判官　真野毅
裁判官　岩松三郎

弁護人上辻敏夫の上告趣意

原判決は被告人河成永に対する判示第一、三、被告人加井元に対する判示第四の事実を認定して被告人加成永に対し、懲役二年、同加井元に対し、懲役一年に処する旨の言渡をして居るが、左の上告理由がある。

第一、原判決が被告人らに対し認定した前記事実に対し挙示して居る証拠には各種の喰違ひがあつて、その理由に不備がある

具体的には補充書を以て明にする。

第二、原判決が未決勾留の通算の言渡を脱落し、従つてその理由を示していないのは理由不備である。本件に於て第一審判決は各被告人に対し夫々未決勾留日数中、三十日通算の言渡をしてゐるのに原判決は之をしていない。

抑も未決勾留の本刑算入は犯罪の軽重、情状等とは全然無関係に裁判所の事件処理の都合上事件の山積、判事の病気欠勤等の事由で未決勾留が永くなつた場合に於て之を被告人の負担に帰せしむるのは違法不当であると言ふので、本刑の言渡に附加して為される被告人保護より出た制度である。

第一審判事は事務処理上の此の未決を考慮して各三十日の本刑算入をしたものであるのに、原審は此の点につき何らの説明をも加へることなく、之を剝奪したのは理由不備であり、又判決に影響を及ぼすこと明白なる法令違反である。(不利益変更禁止の解除はこの違法までも解除するものでない)

第三、原判決は主文末項に於て没収の言渡をして居るが、本件のどの被告人から没収するものであるかを明にせず、法律の

摘用の部分たけで被告人を限定してゐるが、之は主文と理由との不一致であると見られぬこともなく違法である。

以上の次第にして原判決は破棄を免れないと考へるので右御判決の上、被告人らに有利な御裁判を求めるものである。

以　上

昭和二七年(れ)第一三〇号

弁護人沖源三郎ノ上告趣意

原判決ガ被告人ニ対シ懲役一年ヲ言渡シ、其ノ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲシナカツタノハ刑ノ量定ガ著シク不当ニシテ甚シク正義ニ反スト思料セラレ、決シテ公正ナ裁判ト云ヘヌト思考スル。憲法第三十二条、第三十七条第一項ニ於テ国民ハ裁判所ニヨル公正ナ裁判ヲ受ケル基本的ナ権利ヲ保証セラレタガ、右ノ如キ不公正ナ裁判ハ正ニ憲法ニ違背スルモノト思考スル。然ラハ原判決ハ之ヲ破棄スベキモノト信ズル。

即チ、

(一) 被告人ハ本件ノ原判決第一、第三ノ事実ニ加担シタコトヲ率直ニ自認シ悔悟シ居ルノデアル。コノコトハ、被告人ガ当初自ラ出頭シテ警察官ノ逮捕ヲ受ケタ事実ニ鑑ミテモ明白デアル。而モ本件記録ニ明カナ様ニ被告人ハ決シテ犯行ニ於テ主導的ナ地位ヲ占メテイナイ。他ニ随従的ナ立場ヲシメ指示サレルマヽニ行動シテイルノデアル。

(二) 被告人ハ原判決第一ノ事実ニ於テハ八千二百円、第三ノ事実ニ於テハ三万円ノ分前ヲ得タガ、本件発覚後何レモ被害者ニ右ノ利得ヲ弁償シテイルノデアル。コノコトハ本件記録中ノ各被害者ノ受領ノ書面ニヨリ明白デアル。

(三) 被告人ニハ本件以外ニハ何等ノ刑事処分ハナイノデアル。

(四) 被告人ハ第一審判決後、間モナク次女ヲ失ヒ、現在妻及子女二名ト共ニ平和ナル家庭ヲ持チ、殊ニ昭和二十四年八月以降堺市所在大喜燃料株式会社ニ入社、精励恪勤、汚名挽回ニ努力シアリ。コノコトハ本件記録中ノ右会社作成証明書ニ明白デアル。

(五) 本件被害者ハ当時ニ於ケル闇取引ニヨル巨利ヲ得ントシテ本件被害ヲ受ケタモノデアツテ、法禁ノ闇取引ヲ敢テセン

被告人　土　山　忠　雄

トセシ被害者ノ立場亦非難セラルベキデアルト考ヘル。

(六) 本件騙取物件ノ処分ニ付、被告人ハ全ク関知シナイ。コノコトハ被告人ノ立場ガ比較的軽微デアルコトヲ示スモノト思考スル。

(七) 被告人ハ将来アル身デアリ、家族ヲ抱ヘ更生シツヽアリ、而モ本件発生以来長期間精神上及肉体上ニ多大ノ痛苦ヲ受ケタノデアリ、既ニ本件ニヨル制裁ヲ受ケタモノト考ヘラレル。

右ノ如ク本件記録ニ表ハレタ諸般ノ事情ヲ考ヘルト既ニ既ニ改悛シ、更生シテイル被告人ヲ今更実刑ニ陥ラシメルノハ一般及特別予防ノ見地カラ考ヘテ将又刑ハ刑ナキヲ期スルト云フ刑政ノ本義ニ鑑ミテ決シテ公正ナ処置ト云ヘヌト信ズル。他ノ裁判ノ実例ニ比較シテ考ヘテモ被告人ニ対スル本件科刑ハ厳酷ニ過ギルト思料サレル。他ノ裁判ノ例ニ比シ不権衡ニ重イ本件ノ科刑ハ不公正ト云ハネバナラヌ。

以上ノ見地ニ於テ原判決ハ憲法ニ違背スル不公正ナ裁判デアリ、又刑事訴訟法第四百十一条第二号ニ該ル裁判デアリ、結局破棄サルベキモノト思料スル。

以　上

弁護人井上吾郎の上告趣意

第一点　量刑著しく不当なりと疑ふに足る顕著な事由がある。

記録上明かな如く、被告人は一のブローカーであつて、普通行はるゝ物資の取引について仲介をなし、手数料を獲ることを目的として行動して居たものである。唯本件が綿糸の闇取引なることは被告人の心情を稍疑はしむる虞がないでもないが、之は当時に於けるブローカーの生活の為避くべからざる業態であつたと見られるのであつて、被告人としては河成永等の詐欺事件の共犯として行動したとの根拠を与へるものではない。一審以来被告人としては偽札束による騙取行為を認識してゐたことは否認してゐるのであるが、結果的には本件に一役買つたことゝなる為、強く否定しなかつたものであるが、前述せる如く、普通のブローカー手数料を得るに過ぎない。此取引で何故に被告人が共犯として刑事責任を負ふ危険を冒さねばならないか、（又事実として被告人は金壱万七千円を貰つたに過ぎない）仮に共犯なりとしても其関与の程度は極めて微弱であり、且被害者たる藤原専治に於ては素より闇取引人として国家の保護に値せざるものであること及闇値による相当額の賠償を各被告人より得居てること、被告人が前科もなく、又人柄の極めて温良なるものであること等の諸点に鑑み、第一審裁判所が執行猶予の恩典を与へたるに対し、第二審たる大阪高等裁判所が検事の控訴を容れ、之に科するに実刑を以てしたることは量刑の極めて不当なるものと思料せらるゝを以て破毀せらるべきものと信ずる。

以　上

昭和二七年(れ)第一三〇号

被告人　田中新市

弁護人井上吾郎の上告趣意

第一点　量刑著しく不当なりと疑ふに足る顕著なる事由がある。

被告人が河成永等と共謀してなした行為は要するに他の犯罪の模倣に過ぎないものであつて、被告人自身が創造したものでもなく、其悪性な陶冶し得ないと云ふ程のものではなく、被害者に対しては其得たる金員を賠償して瀆罪の誠意を示してゐるのみならず、保釈後に於ては近隣の運送店に仲仕として勤務し、実直に更生の生活を送つてゐるもので以前傷害罪による罰金百円に処せられたことある外、前科もなく、又元来本件被害者が夫々闇商人であつて、国家の保護に値せざる者である等の諸点に考ふるときは第一審裁判所は宜しく之に対して執行猶予の恩典を与ふべき充分の理由があつたと思料せらるるに拘らず、之に実刑の宣告をなし、第二審裁判所に於ても亦同じく実刑の言渡をなしたるは量刑の極めて苛酷なるを思はしむるものあり、又講和恩赦の精神は未確定の本件に付ても其恵沢に浴せしむべき事後の理由あるに至れるものと考へられるを以て、破毀せらるべき事由あるものと愚考し上告する次第である。

以　上

昭和二六年(あ)第一〇三八号

判　決

本　籍　朝鮮慶尚南道咸安郡伽倻面広井里八八六番地
住　居　和歌山県日高郡御坊町大字名屋一四八番地
古物商　松田幸一こと　平沼二道　明治三六年九月一二日生

右に対する賍物故買被告事件について昭和二五年一二月六日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。
当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人中村敏夫上告趣意について。
第一点は事実誤認の主張であつて適法な上告理由に当らない。(所論被告人の供述調書については、被告人は、第一審第二回公判において任意に供述したものに相違なき旨を自認している。)第二点の違憲の主張はその理由なきことはすでに度々の判例の示すとおりである。

一〇月九日判決　昭和二六年(あ)第一〇三八号

一〇月九日判決　　昭和二六年(あ)第一〇三八号

被告人の上告趣意について。

所論自白の調書については、前記のごとく被告人は第一審第二回公判において任意に供述したものに相違なき旨を自認している。被告人は昭和三年頃日本に来たもので（六二丁）第一審公判における被告人の供述の模様を見ると所論とは異り日本語に慣れていることが判る。違憲の主張はその前提を欠くものである。それ故論旨を採るを得ない。

よつて刑訴四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二七年一〇月九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　真野毅

裁判官　斎藤悠輔

裁判官　岩松三郎

昭和二六年(あ)第一〇三八号

弁護人中村敏夫の上告趣意

一、本件は刑事訴訟法第四一一条第三号に規定するところの「判決に影響を及ぼすべき重大なる事実の誤認がある場合」に該当します。

原審判決は事実は証拠により優に認められる殊に犯意即ち本件物件を買受けるに際り盗賍品であることを察知していたことは昭和二四年一一月一八日附検察官作成に係る被告人の供述調書より明かで原審の事実認定に誤りがあるような証跡は全記録を通しみられない、と説示しているか、右検察官作成に係る被告人の供述調書は原審弁護人か控訴趣意第二点において述べている通り二一日の留置のため稲田の立腐れを虞れ出所を望むの余り、その意に反したことを述べたものである、右の供述調書に限り被告人からすすんで取調を願つているものであることは、このことを推察させるものである。

右供述調書の外には被告人が本件売買の際盗賍品であることを知つていたことを立証する何ものもない。被告人は終始、知情の点を否認しているし、証人洪用順も同許麥伊もいずれも本件物件が盗品であると自ら述べたこともなければ、被告人からきかれたこともないと公判廷で証言しているのである。

然るにも拘らず犯意の認定を容認した原審判決は当を得ざるものというの外ないのであります。

二、刑事訴訟法第四一一条は上告申立の理由を認めたものではないとは貴裁判所の判例でありますか右の第四一一条も控訴審を事後審として事実審的性格を制限した同法第三七七条乃至第三八四条並第三九二条乃至第三九四条も基本的人権を尊重する憲法に違反するのではないかと考えます。

松田幸一こと

被告人　平沼二道

旧刑事訴訟法に於ては控訴審は覆審であり事実審であり上告審も旧法第四一二条乃至第四一五条によつて広汎に事実審的性格が認められている然るに現行刑事訴訟法に至つて事実審は第一審に主力を注ぎ控訴審は法律審を主とし事実審的性質はこれを僅かに認むるにすぎず、上告審は全くの法律審である、第一審に於ける今日の裁判状況を眺むるに裁判官は人員不足のため手持の件数は非常に多く勢い個々の審理に多くの時間を避くことができないであるかくて時として粗雑に審理された事件の事実の認定がその儘最終的なものとなつて了うのである、かかる裁判の実情であるならば優秀練達な裁判官によつて繰返し審理された旧刑事訴訟法の時代の方を被告人は喜ぶにきまつています、このようなことは基本的人権（それは被告人のそれも含むものであるが）を尊重する新憲法の精神に違反しないであらうか、明らかに憲法違反であると考えざるを得ないのであります。

以　上

被告人の上告趣意

本件において被告の原裁判に不服な点は強要せられた自白の調書を断罪の証拠とせられている点である。被告人が真実をのべている昭和二十四年十一月十三日の御坊検察庁における市丸検副検事への供述が真実であるのにかかわらず、原裁判所はこの点を考慮されていない。被告人はもと韓国人で言語が十分わからない点があり、意思の疏通を欠いてをつて、そのためにおしつけられて有罪の判決を言渡されていることが残念である。日本の裁判はもつと親切であつてほしい。賍物故買はまことに損な立場にある。けれども被告人が「事情をしらずに買うた」ことはまちがいないが、拘留二十一日間の辛さ、杷まきの時期がおくれることに気をもみ嘘の自白をしたらこうはならなかつた、裁判において自白してない筈だがもとの自白が真実でないという場合に、その自白が真実のものかどうかをたしかめてもらつて本当の裁判をうけたいのが被告人の心もちで、自白を強要せられざる権利の保障はすなわち自白が真実なりや否やを他の証拠で認定さるべきものである。しかるに漫然自白ありとして有罪の判決をされた原裁判それをそのまま認容した原判決は憲法第三十八条と第三十七条に違反した裁判である。知情の点で他に証拠がない筈であるが、何分ことばが十分でなく理解が乏しい。かように意思が十分疏通しない者も裁判するのには裁判所で特別の考慮をはらわれ通訳をつけるなり何なりした上で裁判していただくべきで、この事を考慮せられなかつた一審裁判は手続適法之れを認容した原裁判は憲法第三十七条違反である。

右自白の真実性ありや否や。

松田幸一事

被告人　平沼二道

十分意思を通じうる言語能力ありや否や。

の考慮は裁判所の自由な判断によるべきであるが、その判断の根拠は示していただかなければならない。それは裁判の理由として明示していただかなければならない。しかるに原判決にはそれがない。判決に必要な理由がなされてないことになる。意見があつてその意見を抽出する理由がない。理由は社会的に納得できる根拠にたつてまとめていただいたものでないと承服しかねる。

事実を誤認して寃罪の罰をつけることは承服しかねる。

以上

昭和二七年(あ)第一七〇〇号

決定

本籍　滋賀県蒲生郡桜川村大字川合小字茶屋出

住居　大阪府泉大津市西港町二三番地　林ふた方（大阪拘置所在所）

無職　保坂広　大正二年一〇月一〇日生

右に対する詐欺及び放火被告事件について昭和二六年一月七日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人浜田博の上告趣意第一点は、原判決は憲法三八条に違反し強制、拷問、脅迫によりなされた自白を事実認定の資料とした旨主張するのであるが、所論司法警察員山田市雄作成に係る被告人の第二回及び第三回の各供述調書記載の自白が強制、拷問、脅迫によりなされたものであることを認めるに足る証跡は記録上存在しない。（論旨引用の各証言は却つて所論自白が強制、拷問、脅迫によるものでないことを認めさせる資料たり得るに過ぎない）。されば所論はその前提を欠き刑訴四〇五条所定の上告理由に当らない。また、同第二点は事実誤認、単なる訴訟法違反の主張を出でないものであり上告適法の理由に当らない。なお記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

一〇月九日決定　昭和二七年(あ)第一七〇〇号

一〇月九日決定　　昭和二七年(あ)第一七〇〇号

よつて刑訴四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二七年一〇月九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　岩　松　三　郎

裁判官　真　野　毅

裁判官　斎　藤　悠　輔

昭和二七年(あ)第一七〇〇号

被告人　保　坂　広

弁護人浜田博の上告趣意

一、原判決は憲法第三十八条に違反して、強制、拷問、脅迫によりなされた自白を証拠として有罪の言渡を為した不法あると思料する。

即ち、原判決は放火の事実認定の証拠として、司法警察員山田市雄作成に係る被告人の第二回及び第三回の各供述調書の記載を援用して居るが、第一審第十二回公判調書中、証人近沢梅太郎（警察官）、越前勇（〃）及び山田市雄（〃）の供述に依れば、本件の放火は被告人の所為であると断定していたが、放火としての証拠はないので詐欺、窃盗の逮捕状を請求し、これに基き昭和二十五年一月十六日午後二時頃より十七日午前三時頃迄の間、堅田地区警察署に於て前記三名の警察官の他、樋口刑事部長等数名が同署二階洋間応接室に畳を敷き、被告人を取巻き放火の事実を追求した事は明らかに認められる。

一月十六日頃は厳寒の候であることは申す迄もなく、又堅田地区警察署は、大津市の北方約四里の地点で寒気の激しい地方である。此の様な時、午前三時頃迄調べられては普通人としては到底たえられない。又五、六名の刑事に取巻かれてそれぞれ訊問を受けたならば、これに接する被告人としては全く吊し上げに遭つて居る様であつて、全く脅迫感を感ぜざるを得ない。又、畳の上に十余時間正坐せしめられては全く苦痛である。

然も、被告人が放火したと断定して取調に当り、且つ自白が無いので証拠がなく取調官としては困つて居るので、その自白を求める手段が激しくなる事は容易に想像し得るのである。

近沢証人の証言中「最初は失火であるとか、証拠があるか、一寸頑強に否認して居りましたが、最後に私が放火したと

あつさり認めました」とあり、結局被告人は十余時間に亙る前記の如き取調で、虚偽の自白をせざるを得なくなつたのである。

さればこそ山田市雄の証言にある如く、被告人は検察庁の調が済んだ後、被告人は山田司法主任に、自分の供述は嘘である。自分に覚えが無い事故、真犯人を探してくれと申入れて居るのである。又、現場もそのまゝ保存せられたい旨申入れて居るのである。

以上記述の如き経過を経て作成された供述書に任意性ありとせば、最早や憲法第三十八条の規定は全くその存在意義を失つて仕舞うものと思料する。

換言すれば、右の如き調書は強制に基くもので証拠とはなり得ないものと信ずる。然るに、原判決は右調書の記載を証拠として有罪の言渡を為したのであるから右は違法であり、原判決は破棄せらるべきものと信ずる。

二、仮りに任意性ありとしても原判決は経験則の違反、若しくは審理不尽の違法あるものと信ずる。

被告人の自供調書に依れば、被告人が放火したという時刻は如何に遅く考えても午後八時頃であり、又、同火災が発見せられたのは証人の証言によれば、午後十時三十分頃である。此の間、二時間三十分位を要して居る。

空本鑑定人の鑑定書及び鑑定説明に依れば、本件建物に被告人の自白の如き方法を以て放火せば約三十分にして、本件火災発見当時位の火災となり得ることが認められる。従つて、被告人の前記自供調書と右鑑定書、同鑑定説明より本件放火を被告人の所為なりと断ずるには、何故通常二十分位にて同程度燃焼するのに本件に於て二時間三十分位を要したか、特殊の事情を審理せねばならぬものと思料する。然らざれば経験則に違反すること明らかである。然るに、本件に於てはその審理は尽されて居らない。仍て原判決は経験則に反するか、若しくは審理不尽の違法あるものと信ずる。（御庁昭和二十五年(れ)第六二二号判決参照）

尚、記録に徴し明らかな如く、本件放火の時刻に関しては第一審に於て検察官に釈明を求めたが釈明なく、又原判決に於ても記載がない。

被告人の自供調書を証拠として採用せばその時刻は自ら決定し得るに拘らず、前記鑑定書との相違の説明に窮し、その時刻を判決書に記載せられなかつたのではないかと思料するが、此の時刻の問題は、第一審の判決に於て自供調書を措信せざる唯一の資料なるを思えば、その判決を破棄した原判決に於ては当然これを解決せられて然るべきものと思料する。

以　上

昭和二七年(あ)第一八三二号

決定

本籍　米子市富士見町二丁目番地不詳
住居　米子市角盤町一丁目一七番地
無職
中田則義
昭和七年二月二五日生

右に対する窃盗被告事件について昭和二七年一月三〇日広島高等裁判所松江支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人油木厳の上告趣意について。

所論憲法三八条一、二項違反の主張は、第一審判決の証拠とした被告人の供述が原判決説示のごとく不当に長く拘禁された後の自白とはいえないしその他強制、拷問若しくは脅迫された供述と認むべき資料がないから、その前提を欠き刑訴四〇五条の上告理由として採用できない。また、所論刑訴三二一条の解釈を誤つたとの主張は、第一審判決が公判廷において被告人並びに弁護人に反対訊問の機会を充分に与えて訊問した証人西本洋二の証言を証拠としたものであつて、所論のように供述を録取した書面を証拠としたものではないから、同四一一条の法令違反の主張としても採用し難い。

一〇月九日決定　　昭和二七年(あ)第一八三二号

一〇月九日決定　　昭和二七年(あ)第一八三二号

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二七年一〇月九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤悠輔

裁判官　真野毅

裁判官　岩松三郎

弁護人油木巖の上告趣意

原審判決は、左の点に於て憲法の違反がある。

被告人は、原審判決を受くる迄一ヶ年に及ぶ勾留を受け、然も年少者であり、特に一審判決は半ヶ年に及ぶ間保釈を許せず、依て自己に不利益な供述し之を証拠となしておるのであつて、原審は之を支持したる判決をなしておる。

右は憲法第三十八条一号、二号に違反す。

次に原審は、当七歳の幼児の証言を証拠に採用し、以て有罪判決の資料となしたるは特別の信用すべき情況の下になされたるものに非ざるは明瞭なるに拘らず、刑事訴訟法三百二十一条の解釈を誤つたものであるといわなければならない。

以上

被告人　中田則義

昭和二七年(あ)第二八二〇号

決　　定

本　籍　長野県下伊那郡龍江村七六八七番地の一
住　居　不　定（飯田拘置支所在監中）
洋服商　大　津　利　三　郎
明治三五年一月一五日生

右に対する窃盗被告事件について昭和二七年二月二八日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　　文

本件上告を棄却する。
当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　　由

弁護人吉村節也の上告趣意第一点は事実認定の非難であり、同第二点は単なる訴訟法違反の主張であり、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また同第三点は原審第一、二回公判が公開されなかつたことを上告理由としながら、上告趣意書にその事由あることの充分な証明をすることができる旨の保証書が添附されていない。されば本論旨は不適法であり採用に値しない(刑訴三七七条三号、四一四条参照)。次に被告本人の上告趣意第一は事実認定、同第二は量刑の非難であり、同第三は単なる法令違反の主張であり、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（原判決は被告人が三回にわたり窃

一〇月九日決定　　昭和二七年(あ)第二八二〇号

盗をはたらいた事実を認定しているのである。そして右犯行当時においては連続犯に関する刑法五五条の規定は廃止されているのであるから、原審がその認定した被告人の三個の窃盗行為を同法四五条前段の併合罪に該当すると判示したのは正当であり、原判決には所論のような法令違背はないのである)。なお記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二七年一〇月九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　岩　松　三　郎

裁判官　真　野　毅

裁判官　斎　藤　悠　輔

弁護人吉村節也の上告趣意

左記の理由により原判決の破棄を求める。

第一、原判決が被告人の窃盗行為の目的物とした物のうち懐中電燈と運動靴は被告人の所有物であつて盗品ではない。また莫蓙はいわゆる使用窃盗であつて不法領有の意志がなかつたものである。懐中電燈について綿密なる証拠調が行われた形跡がなく証人藤本繁に対して懐中電燈をただ示して「この品物に見覚えがあるか」と、尋ねた程度である。しかして果して証人の言の如くレンズの周囲に金剛砂による磨きのあとがあるかどうか、また漏電防止のボール紙があるかないかはたしかめられていない。(四十五丁裏―四十六丁)

実際はこの懐中電燈は被告人が長野刑務所を出所する際にたずさえていたもので、このことは昭和二十五年十月の同刑務所の領置品基帳(領置金品基帳)に記録されている。この点、原審(高裁)に於いて主張したが、取調べがなされなかつたものである。(百三十五丁裏)

運動靴についても懐中電燈の場合と同様であるが、

これについては次のことを附け加える。

証人長沼靖彦は運動靴を自己の所有だと主張しているが、その盗られた日を五月上旬と言つている。しかるに原判決はこれを一ヶ月以前の日附において盗まれたものと判断している。

しかして原判決が認定した日時は司法警察員、検察官に対する被告人の供述調書以外からは認定できないものである。また莫蓙であるが右は村社神明神社の物であるが、常時はたたんで拝殿に何枚もつみ上げてある。被告人はその一枚を借

うけたもので返還の意志があつたものである。もし領得の意志があれば一枚だけでなく数枚数十枚もつていたに違いない。

以上のごとく真塵については罪とならぬものであり、懐中電燈と運動靴については少くとも有罪の証明が不充分と言わねばならない。

以上は破棄しなければ著しく正義に反する事実誤認であるから破棄を求める次第である。

第二、第一審において罪体に関する証拠調がすまないうちに被告人の各供述調書が請求されかつ提出朗読されている。（六三丁―六五丁）すなわち本件においては、前述の如く前述諸物品については果して被告人が盗取したものか否か不明であり、右盗取の事実は被告人の供述調書以外からは出てこない状態にありながら、右供述調書がさきに証拠調べされたことは刑事訴訟法第三百一条に違反している。

右は破棄しなければ著しく正義に違反する法令違背であるから原判決の破棄を求める。

第三、原審東京高等裁判所の第一、二公判調書には公判が公開でなされたと何ら記載されておらず、他に公開されたという何らの証拠もない。よつて右公判は公開の上なされたか否かは疑問なきを得ない。右は憲法第三十七条第一項に違反するものであつて原判決は破棄をまぬがれない。

以　上

被告人ノ上告趣意

昭和二六年四月四日、長野県下伊那郡千代村藤本繁ノ図ノオ一個、中古品ト中古カイ中電燈一個。

同年同月八日、同村千代中学校ノ桐生好上ノ中古皮短靴一足、同長沼清彦ノ白ズック運動靴中古品一足、同校ノコブ一個、同月十日ゴロ同郡龍江村神明社ノ松尾泰一管理ノゴザ一枚、以上ノ六品オ窃取シタトノ理由デ私ヲ昭和二六年十月十日長野県下伊那郡飯田裁判所デ懲役四年ノ判決ヲ受ケマシタガ、

私ヲ以上ノ内デ四品ハ窃取シマシタガ、残ル二品、長沼清彦ノ白ズック運動靴中古一足ト藤本繁ノカイ中電燈一個、中古品ハ窃取致シマセン。

コノ二品迄窃取シタ物デ有ルトイフ裁判ヲ原審裁判官ノ予断ト偏見ニ動カサレタ感情ノ判決デ有リマス。

何ントナレバ、コノ二品ノ白ズック運動靴一足トカイ中電燈一個ハ元ヨリ私ノ所有品デ有リ、窃取シタ物デナイトイフ事ノ証拠ハ、

昭和二五年十月、私ガ長野刑務所オ釈放スル時、其ノ白ズック運動靴オハイテカイ中電燈ハ荷物ノ中ニ入レテ持ツテデタ品デ有リ、其ノ実家ヲ立証スルニ足ル証拠ガ今以テ長野刑務所ノ二年十月ノ領置品基帳カ、領置金品基帳カドチラカニ書キ残ツテ居ルカラ其レオヨク証拠書類トシテ調ベテムライタイト願ツタガダト言フワケデ被告人ノ言フ刑務所ノ調ベナドセズニ、極メテ無法ナ感情ノ裁判デ判決シタノデ有リマス。被告人カラ証拠調ベヲ願テモ感情デ言フ事オキイテクレズ無法デ感情ノ判決ヲスルナドハ全度憲法第三七条第二項ノ違反デハナイデショウカ、且又審理不当デハナイダロウカ。

コノ第一審ノ感情デ判決シタ裁判ノ其ノ書類ハ高裁迄ツヅイテ行キ、控訴棄却ノ判決トナツタノデスガ、何故コンナニ裁判長ニ原審ノ憎マレ感情ヲ悪クサレタカト申スト、私ハ永年ズウート十年モ前カラ腎臓エント膀胱エンノ病気デ体ガ悪クテ今回ノ控訴裁判ニモ東京ニ行ケズ、書類裁判ダケデ飯田拘チ場ニネテ居タノデスガ、今以テ体カ悪クテ困却シテ居マス。

丁度今回ノ事件デ二六年九月十三日体カ悪クテネテ居マシタ。公判デ出当ノ電話ガ有タガ早速行ケズ、三時間ホドオクレテ自動車デ出廷シタノデスガ、其ノ前ニ拘チ場ノ所長ト山本裁判長トデ私ノ病気ノ事デ早クツレテ来ル様ニ早速ハ行ケナイト言フ事デ電話抗論ヲシタ。私ワ三時間ホドオクレテ行キマスト、山本裁判長ガデテ来テ大声ヲ発シテ私ニ向ヒ、コノ大馬鹿矢郎トカ死ニソコナイトカ誠ニ私ノ腹ノ立ツ事オ言ヒマシタカラ、私モ腹ガ立チマシタカラコノ裁判長ニ向ヒ悪ルクチオ言ヒマシタ。ソノ後ハ裁判ノ証人モ証人調ベモ証拠調ベモコトゴトク感情デ被害者ニ有利デ被告人ノ私ニ不利ナ事バカリオ感情デヤリ、其ノ書類ガ高等裁判所マデ行タノデス。ソオユフ訳デスカラ今回ハ何卒二五年十月ノ長野刑務所ノ領置品基帳カ領置金品基帳カノドチラカデ私ノ持テデタ品物ノ書テ有ルノオ証拠書類トシテ調ベテ下サイ。

前ニ申上タ通リ、白ズツク運動靴中古品一足ト中古カイ中電燈一個ガ元ヨリ私ノ所有品ニテ窃取シタ物デナイト言フ証拠ハ左ニ申シ上マス。

(1) 昭和二五年十月ノ長野刑務所ノ領置品基帳カ領置金品基帳カノドチラカニ私ガ其レヲ持テ釈放シタ事ガ今以テ書キ残テ居ル事、而モ其ノ時私ワカイ中電燈ハ二個、現在窃取シタ物トシテ証拠品ニ行テ居ルノト同形ノオ持テデタ事ヲ今ナオハツキリ記憶シテ居ル事。

(2) 飯田警察ト裁判ノ法廷デ第一審ノ長沼清彦ト私ニ其ノ運動靴オハカシテ見タガ私ノ足ニハ丁度ピツタリ合フガ、長沼ノ足ニハ大キスギテ足ニ丁度ピツタリ合ハナイ若シ事実長沼ノ靴ナラ買フ時見テ買フカラ彼ノ足ニ丁度ピツタリ合フワケデ有ルモノガ足ヨリ大キスギテ合ハナイトイフ事ハ如何ナル事オ意味シタ証拠デ有ルノデスカ、且又コノ運動靴ガ事実長沼ノ

靴ナラ長沼ハ何ンノ道楽デ何ンノ必要ガ有ツテ自分ノ足ニ合ハナイ物オ買ツタモノカ、且又長沼ノ足ハ一見スルニ極メテ小サイ足デ有ルガ、彼ノハイタ靴ハ私ニハトテモ小サクテハケ無イト思フガ、原審ノ裁判官ハ法廷ニテ靴オハカシテ見テ置キナガラ此ノ点ヲ私オ憎シダタメ無視シタノデス。

(3) 且又長沼自身デモ法廷ニ於テコノ様ナ靴ニ形ハニテ居ルトハ申シテ居タガ、ハツキリ強ク断言シテ此ノ靴ダトハ申サナンダ。何故ハツキリ彼ガ断言シテ此ノ靴ダト強ク言ヘナカタカ、若シ事実彼ノ運動靴ナラ一見シタダケニテワカルカラ此ノ靴ダト断言ガデ来ルハズダガ、

而モ長沼ハ運動靴オ買テ以来、数ケ月ノ間ハイテ居イタトイフカラニ於テハ尚更一見シタダケデ自分ノ靴カドオカガ判別デ来ル事ト思フ。

長沼清彦ハ学校ニ於テ運動靴ハ紛失ワシタニチガヒナイガ、私ノ運動靴トハ品ガチガウト言フ事オ私ハ主張シマス。

(4) 次ニコノ長沼清彦ハ千代中学校ニ居ル人デ、コオイウ大衆ノ場所ニ居ル人ノ常トシテ、自分ノ運動靴トカ帽子トカイフ自分ノ物ニワ何等カノ本人ノ所有ヲアラハストコロノ名前カシルシカガ書イテ有ラネバナランガ其ノ運動靴ニハ何等ノ長沼清彦ノ所有オ認メルトコロノ証拠ガ有リマセン。

(5) 長沼清彦ハ二六年九月二九日午前九時ノ裁判ニ証人トシテ法廷デ裁判長、弁護人、検察官ノ問ニ対シテ明確ナ返答ガ即時ニデキズイロイロ間違タ事オ言テイナオシテ居タガ若シ自分ノ靴ナラ明確ナ返答ガ間違ガハズニデキルワケダト思フ。

以上ノ様ニハツキリセナイ不正確ナ長沼ノ証言オ全部事実トシテコノ運動靴モ長沼清彦ノ物オ被告人ガ窃取シタ物デ有ルトノ認定判決ハ、原審裁判官ノ私ニ対シ、被告人ハ前科者デ有ルカラト言フ事ニ付テノ予断ト偏見トニ動カサレタ間違タ認定判決デ有ルト思ヒマス。

(6) 長沼清彦ハ其ノ形ノ運動靴オ飯田市ノ島地運動具店ニテカツテ買ツタト言タ、ソレデ其ノ島地運動具店主ヲ証人トシ

テ調ベタガ長沼清彦此ノ人ニ此ノ靴ヲ確ニ売タトハ証言セナンダ。

コオ言フ形ノ靴オカッテ自分ノ店デ売テ居タ事ワ有ルト証言シテ居タガ、コレガ二六年十月二日ノ公判ノ時デ有ッタガ、其ノ前ノ二六年九月二九日午前九時第二回目ノ公判ノ時、長沼清彦ハ証人トシテ証言ノタメニ来テ居タ弁護人デ有ッタカ、裁判長デ有ッタカガコノ次ギノ公判ニ島地運動具店主オ証人ニ申請シタ長沼ハ其レヲ聞テ居タカラ、家ニカヘリニ島地運動具店ヘ相談ニ立チヨッテ行タ疑ガ十分有リマス。

次ノ公判二六年十月二日ニ私ガ拘置場カラ出廷シテ行クト裁判所ノ前ニ長沼清彦ガ来テ居タ、私ワ其ノママ法廷ニ入テ公判オマッテ居タ長沼ハ其時、公衆控所ノ前ニ来テ居タガソコヘ島地運動具店主ガ証人トシテノヨビダシデ来テ、長沼清彦ト何ニヤラ話シテ相談シテ居タ。其レワ法廷カラヨク見エルトコロデス。島地ト長沼ガ何ニオ話シ相談シタカト言フ事ハ認定スルニ難クハ無イ事デス。其時ハ今ダ裁判ハ初マッテ居ナカッタ。

其ノ後三十分バカリシテ島地運動具店主ハ証人トシテ証言シタノデスガ、斯ノ如ク被害者ト証人ガ前以テ話シ合ヒ相談シタ様ナ証人ノ言フ事オ証拠トシテノ裁判ノ認定ハ、犯罪事実ノ認定ニ利用シ得ザル事実オ断罪ノ用ニ供シタ原審裁判官ノ違法デ有リマス。

(7) 長沼清彦ハ運動靴オ千代中学校ノ下駄箱ニ入レテ置テ紛失シタト言フカラ、右様ナレバ学校ノ其ノ日ノ事件ノ書テ有ル千代中学校ノ学校日誌オ証拠書願トシテ法廷ニ持テ来テ調ベタガ、長沼ノ運動靴ガ紛失シタ事ハ書テ無カッタト聞タ。

(8) 長沼ハ運動靴ガ紛失シタノハ二六年四月八日デ有ッタト警察デ本人自身デ何度モハッキリ言ッテ居タガ、裁判ノ法廷デハ言オカヘテ二六年ノ五月ノ何日トカ警察デ言タ事ト相違シタ事オ言テ居タ。自分ノ物ガ紛失シタトカ特ニ靴ナド紛失スレバ誰レデモ其ノ時日グライハハッキリ記憶シテ居ル事ダガ、長沼ノ言フ事ワコレモ一寸モ辻褄ガ合イマセン。

以上ノ様ニ長沼証人ノ言フ証言ハハッキリ明カデ無イニモカカワラズ、原審裁判官ガ此ノ運動靴モ被告人ガ長沼ノ物オ窃

取シタ物デ有ルトノ認定裁判ハ被告人ハ前科者トイフ事ニ対スル原審裁判官ノ全度ク予断ト偏見トニ動カサレタ裁判デ有ルト思ヒマス。

(1) 二六年四月四日、下伊那郡千代村藤本繁所有ノカイ中電燈中古品一個ヲ窃取シタトノ件ハ全度間違タ判決デ有ル。

(2) 前ニ申シタ通リ、コレハ元ヨリ私ノ所有デ二五年十月私ガ長野刑務所オ釈放スル時ニ持テデタ物デ有リ、カイ中電燈ノ形ハ藤本ガ盗マレタノニニテ居ルカモシレンガ、品物ハチガウ窃取シタ物デハナイ事オ私ワ強ク主張スル。

其ノ証拠トスル事ワ二六年十月ノ長野刑務所ノ領置品基帳カノドチラカニ其ノカイ中電燈オ持テデタ事ガ今以テ書キ残テ居ルカラ今回ハ何卒ソレヲ証拠書願トシテ調ベテ下サイ。而モ其時、私ワ同ジ形ノオ二個持テデタ事オヨクキオクジテ居マス。

ソレカラ其ノカイ中電燈オ二六年ノ一月ト二月ニ私ガ持テ居タ事オ長野県下伊那郡下川路村天龍峡町ノ久保田ラジオ店主ノ久保田ツトムト言フ人ガヨク知テ居ルカラ証人トシテ調ベテ下サイ。何故ト申シマスト、昭和二六年ノ一月ト二月ニ私ガ其ノカイ中電燈オ持テ行キ、中ノ電池ヲ入レカヘテ電燈オシユゼンシテムラタ事ガ数回有ルカラ私ノ名前ハ知ランガ、カイ中電燈ハ知テ居マスカラデス。

第二 刑ノ量定重キニ失スルトノ点

前ニ申シ上マシタ通リ、私ワ原審裁判ニ於テ窃取セナイ物迄デオ窃取シタ事ニサレテ東京高等裁判所ヘ控訴シタ私ワ其ノ裁判ニテ十分調ベテムライ明キラカニ成ル事ト確心シテ居タ。然ルニ私ガ病気ノタメ、控訴公判ニ東京ヘ行ケズニ書願裁判ト成リ、控訴棄却ノ判決オサレマシタノデスガ、其ノ内ニ本年四月二八日ニハ講和ノ恩赦ガ有リ、其ノ時、私ワ当然本刑四分ノ一オ貰ヘル事デ有タノデスガ其ノ恩赦モ貰ヘズニ控訴棄却ノ判決ハアマリニモ惨酷デ有リマス。且又コノ事件ガ検事ノ起訴状ノ見積価格ガ全部デ二千五百円前後デノ窃盗デ、而モ物品ハ全部被害者ヘカン附シテ有ル、コレニ対シテ懲役四年ノ

刑ノ量定ガ甚ダ重イト思フシ惨酷デス。以上ノ点オ考ヘテ相当ノ御酌量アッテヨカルベシト思フ次第デ有リマス。

第三

原審判決謄本ノ中ニ刑法第四十五条前段ノ併合罪デアルカラ刑法第四十七条第十ニヨリ犯情ノ重イ判示第二ノ罪ノ刑ニ刑法第十四条ノ制限ニ従イ併合加重オシタト言フ事ノ記サイガ有リマスガ、私ノ罪名ハ窃盗一罪デ併合罪ニ成ラント思イマスガ、コオ言フ併合罪オ私ニ適用シタ事ハ原審裁判官ガ私ヲ感情デ憎ンダ何カノ間違デハナイデスカ、コノ点オ御調ベオ御願シマス。

以上

昭和二六年(れ)第一八九八号

判決

本籍　東京都港区赤坂田町六丁目一二番地

住居　同都千代田区四番町八番地

休職官吏

原田東平

明治三八年七月六日生

右の者に対する横領、金銀又は白金の取引等取締に関する件違反、臨時貴金属数量等報告令違反被告事件について、昭和二六年六月二六日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主文

原判決中被告人に関する部分を破棄する。

被告人を懲役一年に処する。但し本裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予する。

被告人及び原審相被告人佐海伊和から押収した金塊銀貨はこれを中央物資活用協会に還付する。

金銀又は白金の取引等取締に関する件及び臨時貴金属数量等報告令各違反の事実について被告人を免訴する。

理由

職権で調査するに原判決判示第一及び第三の本件公訴にかゝる各犯罪（昭和二〇年勅令第五七七号三条及び昭和二一年勅令第二七五号三条の各罪）については昭和二七年政令第一一七号大赦令により大赦があつたので、刑訴施行法二条、三条の

一〇月一〇日判決　昭和二六年(れ)第一八九八号

二、刑訴四一一条五号、旧刑訴四四八条、三六三条三号により原判決中被告人に関する部分を破棄し、被告人に対し、右各公訴事実について免訴の言渡をする。従つて、被告人の弁護人正木亮の上告趣意及び弁護人武藤鹿三の上告趣意第三点の(一)、(三)は何れも右大赦にかゝる各犯罪に関するものであるからこれに対しては判断することを要しない。弁護人武藤鹿三の上告趣意第二点及び第三点の(二)は刑訴四〇五条の適法な上告理由にあたらない。又裁判所が被告人の証人訊問申請を必要ないものと認めて却下することは憲法三七条二項に違反しないものであること明白であるから(昭和二三年(れ)第八八号同年六月一日大法廷判決参照)、同第一点も理由がない。

よつて、原判決の証拠により確定した右大赦にかゝらない横領の事実につき刑法二五二条一項六〇条を適用しその刑期範囲内において被告人を懲役一年に処しなお情状により刑法二五条に則り本裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予し、主文掲記の物件は刑訴施行法二条旧刑訴四五五条三七三条に従いこれを被害者中央物資活用協会に還付することとし主文のとおり判決する。

この判決は裁判官一致の意見である。

検察官　吉河光貞関与

昭和二七年一〇月一〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

裁判官栗山茂は出張につき署名押印することができない。

裁判長裁判官　霜山精一

昭和二六年(れ)第一八九八号

被告人原田東平

弁護人正木亮の上告趣意

第一点、原判決は判決に理由を附せない違法がある。

原判決は、被告人原田東平に對し懲役二年に処し但し本裁判確定の日から三年間右懲役刑の執行を猶豫する旨の宣告をなし、その理由として、

第一、原田被告人は昭和二十年十月十五日勅令第五七七号「金、銀又は白金の取締等に関する件」が公布施行せられたので、雑銀の拂下については大藏大臣の許可を要したのに拘らず、此の点につき何等の処置を講ずることなく原審相被告人左海伊和、山内義盛と共謀して、

(イ)、昭和二十年十二月中旬頃相被告人坂六一の住居に於て同人に對し、右被告人等が豫て委嘱していた雑銀精練の代償として前記活用協会所有の純銀及び雑銀と合算し、純銀分約二百五十二貫三百六十二匁相当を譲渡し、

(ロ)、前同日頃右坂方に於て愛知縣七寶焼同業組合に對し、右協会所有の精練濟純銀四百四十六貫四百十五匁及び雑銀百余貫を純銀一匁十七錢五厘五毛の割合にて譲渡し、

以て大藏大臣の許可を受けずして銀地金の異動を生ずる行為をなし、

第二、被告人原田は前示左海伊和、山内義盛及び原審相被告人寺本鏡、渡邊清、第一審相被告人奥村貴典等と共謀の上、回收銀中から発見した中央物資活用協会所有の金塊及び銀貨の中金塊二個(二百二十匁)、銀貨千八百三枚を、其の余は左海、寺本、渡邊、山内に於て夫々分配し昭和二十年十二月頃各自宅に持歸り之を秘匿して横領し、

第三、被告人原田は前記の通り横領着服した金塊を昭和二十一年五月一日現在所持して居たに拘らず「臨時貴金屬報告

令」所定の期限たる同年六月十五日迄に大藏大臣に同所定の報告をなさなかつた。

以上の所為に對し原判決は第一の各所為は何れも昭和二十年十月十五日勅令第五七七号、昭和二十二年法律第百二十四号附則第四項、舊刑法第五十五条に該当するから之を一罪として処斷し、第三の所為は昭和二十一年五月十六日勅令第二七五号に該当するから、右第一号第三の所為につき何れも所定刑中懲役刑を選擇した。又前示第二の所為は刑法第二百五十二条第一項に該当する。而して、以上各所為は刑法第四十五条の併合罪であるから同法第四十七条第十条に則り、重い判示第二の罪即ち横領に関する罪の刑に法定の加重をなし、所定刑期の範圍内に於て懲役二年に処せられたわけである。

惟うに、原田被告人の以上の三個の所為は一般刑法と特別刑法たる「金、銀又ハ白金ノ取引等取締ニ関スル件」と、同じく、特別刑法たる「臨時貴金属数量等報告令」の三個の法規に觸れ、普通刑法の罪に付ては刑法第二百五十二条第一項の懲役五年以下に相当し、「金、銀、白金ノ取引等取締ニ関スル件」という特別刑法違反の罪に付ては、その第三条に於て三年以下の懲役若しくは禁錮又は一万円以下の罰金に相当し（但し当該取引又は行為の目的物の価格の三倍が一万円を超ゆるときは罰金は当該価額の三倍以下）、「臨時貴金属数量等報告令」という特別刑法違反の罪に付ては、三年以下の懲役若しくは禁錮又は一万円以下の罰金に相当（但し当該取引又は行為の目的物の價格の三倍か一万円を超ゆるときは罰金は相当價額の三倍以下）するものである。

右三個の罰条の何れが重いか輕いかは各罰条を明らかにし然る後之を刑法第十条に則り比較考照して始めて明らかになることである。

原判決の如くんば、横領罪に付ては刑法第二百五十二条第一項の適用があるが、その他に付ては法令の名稱を掲げて居るのみである。かくては、被告人の行為は「刑法の詐欺罪と物價統制令とに該当するから刑法第四十七条、第十条に則り重い詐欺罪の刑に法定の加重を為す」と判示する場合と毫も異らない。斯様な漠然たる擬律に對し国民が理解出来るであろうか。

「金、銀又ハ白金ノ取引等取締ニ関スル件」とか「臨時貴金属数量等報告令」という様な終戰の特殊事情で出来た法令、殊に今日では既に廃止されて居る法令を題目だけ並べて法条の適用をなさずに横領罪の刑法第二百五十二条第一項の方が重いという法律の適用で理由が十分であるとされるなら、殊更に刑法第二百五十二条の条文を掲げる必要もなく、刑法と「金、銀又ハ白金ノ取引等取締ニ関スル件」と「臨時貴金属数量等報告令」とを刑法第十条に則り比照して重い刑法の罪により処斷すると擬律して支障のない筈である。

左様な擬律は專制国に於ては許されても、罪刑法定主義を誇るわが国の裁判所では許されない筈である。之を許せば著しく正義に反し判決に重大なる影響を及ぼすことになる。

此の点に於て原判決は昭和二十四年東京高等裁判所（を新九四一号判例（同年一二、一〇日高裁刑事判例集第二巻三号三〇三頁）と相反する判斷をなしたことになるから刑事訴訟法第四百五条第三号の上告理由になると信ずる。蓋し右東京高等裁判所の判例は次の様に説明している。

「刑事訴訟法第三百三十五条に「法令の適用を示す」とあるのは舊刑事訴訟法第三百六十条に由来した規定で、單に法条を羅列することではなく各犯罪事実に法条を擬律し若し加重減輕の事由あらば法令の根拠を示しつつ加重減輕を行い最後に如何なる刑期又は金額の範圍に於て処斷するのであるが、即ち処斷刑が判る程度に法令の跡付けをすることを意味する。これは上訴審の事後審査と関聯することであつて單に法令を羅列しただけでは法の運用が正しかつたかどうかを審査することが出来ないからである。刑事訴訟法規則施行規則第三条の五には第一審において有罪の言渡をなすに当り云々、法令の適用を示すには云々、法令を掲げれば足りるとあつて法令羅列を許しているが、これは舊刑事訴訟法は控訴審を覆審とし、そこで法令の適用を示せば足るから便宜手数を省略させたのである。従つて事後審査審を控えた新刑事訴訟法の

第一審の判決、舊刑事訴訟法の第二審の判決にはさような便宜は許されない。原判決の擬律は單に法文の羅列であつて法令の適用を示したことにならぬ違法がある。」

原判決の如く処斷刑の判り得る程度の法令の跡付けをすることもなく漫然と法令の題目だけを羅列したことは、法令の適用を示さねばならぬとされる刑事訴訟法第三百三十五条（舊刑事訴訟法第三百六十条）に定むる法律の定むる手續によらなかつたものであるから憲法第三十一条に違背するものと思料するか仮に然らずとするも刑事訴訟法施行後の控訴裁判所たる高等裁判所の判例と相反する判斷をなした場合に相当するから、刑事訴訟法第四百五十条第一号、第三号により上告の理由あることを認め速かに原判決を破棄すべきである。

なお相弁護人武藤康三提出に拘る上告趣意は全部之を援用する。

以　上

昭和二六年(れ)第一八九八号

弁護人武藤鹿三の上告趣意

第一点、原審が弁護人主張の犯罪不成立の抗弁を立証するため、弁護人より申請した証人鈴木直人を必要なしとして却下した措置は、憲法第三十七条第二項所定の採証法則に違反するものである。

原判決は其の理由中被告人原田東平に對し、判示第一の(イ)並びに(ロ)の事実として判示の如く夫々大藏大臣の許可を受けすして銀地金の移動を生ずる行為をなしたとの事実を認定し判示第二の事実として、同被告人に對する横領の判示事実を認定したのである。

然れども、右事実に對する被告人の供述は、原審並びに第一審公判調書の供述記載に依つても明瞭なる如く、右判示第一(イ)及び(ロ)の事実並びに判示第二事実に對し、法律上犯罪の成立を妨げる理由（刑訴法第三三五条第二項）の主張をなし、其の立証として弁護人は証人鈴木直人を申請したのである。即ち本件第一事実は、被告人が当時愛知縣經濟第二部金屬回收課長として勤務中、偶々昭和二十年八月十五日終戰となつたが戰時中航空機の軸受等に使用する目的を以て縣民より供出せる雜銀が殘存して居り、既に其の使用目的を失つた之等雜銀を縣の方針として七寶燒（進駐軍の土産品）製品を生産すべく充当され移動した迄である。右の雜銀は戰時中政府の指定機関として、中央物資活用協会の手により民間より回收せられたものであるが被告人も亦被告人の上司である經濟第二部長鈴木直人並びに愛知縣知事も共に中央物資活用協会愛知縣支部役員として、右回收銀の処置をなすべき任務にあつたのである。然れども終戰直後及び其の後相当期間は、戰時中空爆に曝された名古屋市内は交通機関は殆ど停止状態に陷り、電燈、電信、等の復舊は当分其の見込み立たず、治安状況も極めて憂慮すべき状態が暫次繼續し人心恟々として、官民は全く事を処理するに正常なる判斷力を失つたことは

被告人原田東平